

東アジア研究

East Asian Studies

30号
2022年3月

- 中国都市部における配車アプリケーション市場の形成に関する政策的研究
—配車アプリケーション企業とタクシー事業者間の関係変化を中心に— 魏 蜀楠
- コーポレートガバナンスにおける内部監査への社会的要請と関連研究の領域
—システムティックレビューを用いた研究課題の検討— 梁 晟宇
- フジテレビにおける映画製作事業の戦略的視座について
—1995年から2010年にかけてのテレビドラマ製作経営資源の映画製作への展開に関する考察— 金井 秀介
- 日韓国際結婚家庭における親子のライフストーリー
—アイデンティティと言語を中心として— 梁 正善
- 「歴史修正主義」と向き合う 中島 和男

2021年度 学会活動

東アジア学会

東アジア研究 第30号

目 次

CONTENTS

〈論 文〉

- 中国都市部における配車アプリケーション市場の形成に関する政策的研究
—配車アプリケーション企業と
タクシー事業者間の関係変化を中心に— …………… 魏 蜀楠 1
A Policy Study on the Ride-Hailing Application Market in Urban China: WEI Shunan
Changes in the relationships between ride-hailing application companies
and taxi operators
- コーポレートガバナンスにおける内部監査への社会的要請と関連研究の領域
—システムティックレビューを用いた研究課題の検討— …………… 梁 晟宇 21
Areas of Social Demands and Related Research on Internal Audit in YANG Jeongwoo
Corporate Governance:
Discoveries from the Related Studies Using Systematic Review
- フジテレビにおける映画製作事業の戦略的視座について
—1995年から2010年にかけてのテレビドラマ製作経営資源の
映画製作への展開に関する考察— …………… 金井 秀介 47
A Study on the Strategic Perspective on KANAI Shusuke
the Film Production Business of Fuji Television Company:
The Way of Development from Managerial Resources for
TV Drama Production to Film Production between 1995 and 2010
- 日韓国際結婚家庭における親子のライフストーリー
—アイデンティティと言語を中心として— …………… 梁 正善 69
The Life Story of Parents and Children in YANG Jeongseon
Japanese-Korean International Marriage Family:
Focusing on Identity and Language
- 「歴史修正主義」と向き合う …………… 中島 和男 97
A Critical Review on the Historical Revisionism in Japan NAKAJIMA Kazuo

〈活動報告〉

- 2021年度 学会活動 …………… 113
Year 2021 Activity Report

中国都市部における配車アプリケーション市場の 形成に関する政策的研究

— 配車アプリケーション企業とタクシー事業者間の関係変化を中心に —

A Policy Study on the Ride-Hailing Application Market in Urban China:
Changes in the relationships between ride-hailing application companies and taxi operators

魏 蜀 楠

WEI Shunan

Abstract

In recent years, with the advancement of Internet of Things (IoT) technology, the sharing economy has been gaining popularity in urban areas worldwide. One industry aims to satisfy the unmet demand for transportation in urban areas by using the leisure time of cars and driver's license holders, which is not yet fully utilized to produce new transportation services. In China, the first ride-hailing application was released in 2011 and has since swept across all major cities in China. However, the production of transportation services by private passenger cars is strictly regulated in many countries because of the risk of disrupting urban transportation due to safety issues and profit-sharing issues with existing transportation providers such as taxi operators. In China as well, the authorities were cautious about the legality of ride-hailing apps before the adoption of the "Provisional Measures for the Management of Internet Booking Taxi Services" in 2016 because the proliferation of ride-hailing apps could encourage illegal activities in the existing legal system of transportation services by private cars.

From the perspectives of transportation economics and transportation policy, this study observes the changes in the relationship between ride-hailing app companies and taxi operators during the formation process of the ride-hailing app market in urban China and analyzes the social and institutional factors behind the changes. In addition, this study considers how improve mobility in society through cooperation among transportation companies, and how to develop policies for the social implementation of Mobility as a Service.

要 旨

近年、IoT (Internet of Things) 技術の進展により、都市部でまだフル活用されていない自動車および運転免許証所持者の余暇時間を新たな交通サービスの生産に充てることで、都市部でまだ満たされていない移動需要を充足していくという、シェアリング・エコノミーの理念に沿った配車アプリケーションサービスが世界各国の都市部で浸透しつつある。中国においても、2011年に初めての配車アプリケーションがリリースされ、以来中国全土の各大都市を席卷していっ

た。しかし、自家用乗用車による交通サービスの生産は、安全性の問題、タクシー事業者を代表とする既存の交通事業者との間の利益配分の問題などから都市交通の混乱を招く恐れがあるため、世界各国で厳格に規制されていた。中国においても、政府当局は配車アプリの普及が自家用乗用車による交通サービスという既存の法体系における違法行為を助長することに繋りかねないなどの点から、2016年に「インターネット予約タクシーサービス経営の暫定管理措置」が採択される前まで、配車アプリの合法性に対して慎重な姿勢を示していた。

本研究は、交通経済学、交通政策論の視点から、2010年5月から2020年9月までの長いスパンを視野に入れて、中国都市部における配車アプリ市場の形成過程における配車アプリ企業とタクシー事業者間の関係変化を観察し、その背後にある社会的、制度的要因を分析する。さらにまた、交通事業者間の連携によるより良いモビリティ社会の実現、モビリティ・アズ・ア・サービス (Mobility as a service) の社会実装に向けた政策のあり方を考えることを目的とする。

I はじめに

1. 本研究の背景

(1) 社会的背景

近年、IoT (Internet of Things) 技術の進展により、都市部でまだフル活用されていない自動車および運転免許証所持者の余暇時間を新たな交通サービスの生産に充てることで、都市部でまだ満たされていない移動需要を充足していくという、Felson and Spaeth (1978) のシェアリング・エコノミーの理念¹⁾に沿った配車アプリケーションサービスが世界各国の都市部で浸透しつつある。中国においても、2011年に初めての配車アプリケーション (以下、配車アプリと略す) がリリースされ、以来中国全土の各大都市を席卷していった。

当初、都市部の私的交通に規制政策を講じてきた各国政府の交通部門の中では、配車アプリ企業による新たな都市交通サービスの生産に対して賛否両論入り混じる展開になっていた。自家用乗用車による交通サービスの生産は、安全性の問題、タクシー事業者を代表とする既存の交通事業者との間の利益配分の問題などから都市交通の混乱を招く恐れがあるため、世界各国で厳格に規制されていた²⁾。中国においても、配車アプリが中国の都市部で普及し始めてから、後述する「インターネット予約タクシーサービス経営の暫定管理措置」(以下「暫定措置」と略す) が2016年7月14日に採択される前までの間、その普及が自家用乗用車による交通サービスの生産という既存の法体系における違法行為を助長することに繋りかねないなどの点から、配車アプリの合法性に対して政府当局は慎重な姿勢を示していた³⁾。

¹⁾ Felson and Spaeth (1978) のシェアリング・エコノミーの理念とは「経済社会の中でのアイドルアイテムやサービスプロバイダを統合し、より低価格で製品やサービスを提供する」ことである。

²⁾ Flores and Rayle (2017)、Rayle, et al. (2016)、Swoboda (2015) 参照。

³⁾ 侯 (2015)、刘 (2017) 参照。また、後述する「暫定措置」の実施により、措置の基準を満たした自家用乗用車による交通サービスが実質的にタクシーサービスの一種として認められるようになった (図5参照)。

(2) 先行研究

一方、経済学の視点からは、交通サービスの生産性向上における配車アプリサービスの有効性を積極的に評価し、マーケットフォース（market force）による都市部の旅客輸送サービス市場の競争均衡と効率的資源配分の実現を提唱する研究論文が多数公表されている。ここで、配車アプリに関する主な先行研究を表1で示すように、①経済学的視点、②法学的視点、③政策的視点の3種類に分けて簡単に整理してみる。

まず、①経済学的視点から、Swoboda (2015)、Rayle, et al. (2016)、Cramer and Krueger (2016)などは、米国の都市部の統計データ、アンケート調査の集計結果などを用いて配車アプリの影響を検証した。その結果として、配車アプリはライドシェア促進による道路混雑の緩和、配車アプリの活用による利用者の効用水準の上昇などの点において一定の効果がみられた⁴⁾。

Wang, et al. (2017) は、配車アプリ企業はドライバーと乗客との取引を成立させるための仲介者であるため、配車アプリ市場には二面市場（two-sided market）⁵⁾の特徴を有することになると指摘する。具体的には市場均衡点における乗客ユーザーサイドとドライバーユーザーサイドの効用関数を用いて、両ユーザーサイドの消費者余剰と社会的余剰の増加を検証している。その結果、価格規制が配車アプリのネットワーク外部効果にマイナス的な影響を与える可能性があることを示し、配車アプリ企業間の自由競争による料金水準の形成を主張した。

また、Qian and Ukkusuri (2017) は、配車アプリ企業の仲介により実現するタクシーサービス⁶⁾と従来のタクシーサービスの特性を分析し、配車アプリ企業出現後のタクシー市場をマルチリーダーフォロワーゲーム⁷⁾としてモデル化し、競争のあるタクシー市場における市場均衡の存在を示した。

つづいて、②法学的視点について、中国交通運輸部は2015年の中国国内での意見公募を経て、交通サービス生産の効率性向上における配車アプリの有効性を認め、2016年7月14日に「暫定措置」を採択したことで、中国は世界で初めて配車アプリの合法性を認める国

⁴⁾ Swoboda (2015) はサンフランシスコ市、Rayle, et al. (2016) はニューヨーク市における配車アプリの効果について検証した。また、Cramer and Krueger (2016) は、米国の5つの都市（ボストン、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、シアトル）におけるUberXドライバーの稼働率を従来のタクシードライバーの稼働率と比較し、配車サービスの優位性を示した。なおUberXは、「1人または単一のグループでのお手頃料金のご乗車」であり、Uber社が提供する配車サービスの1種である（<https://www.uber.com/jp/ja/about/uber-offerings/> 参照）。

⁵⁾ Rochet & Tirole (2008) によると、二面市場とはプラットフォームが2つのカテゴリーの最終ユーザーグループに仲介サービスを提供する市場を指す。

⁶⁾ Qian and Ukkusuri (2017) は、配車アプリ企業の仲介により実現するタクシーサービスをアプリベースの第三の主体によるタクシーサービス（app-based third-party taxi service）と称した。

⁷⁾ マルチリーダーフォロワーゲームとは、一部の複数プレイヤー（リーダー）にイニシアチブがあり、残りのプレイヤー（フォロワー）が彼らを追従するように戦略を決定するような階層型非協力ゲームのことである。Qian and Ukkusuri (2017) は、乗客をタクシーの乗車に関する旅費を最小限にしようとするリーダーとし、第三の主体によるタクシーサービスが出現後のタクシー市場をモデル化した。

となった。そのような中、配車アプリの合法性問題に対して、従来のタクシー規制との整合性だけでなく、ドライバーの労働条件、旅客自動車輸送関連の保険・補償制度など議論の広がりが見られ、より詳細な制度設計に向けた法制度的研究が中国国内で進行中である。

表1 配車アプリに関する先行研究の類型

視点	先行研究	主な内容	主張
①経済学的視点	Swoboda (2015)、 Rayle, et al. (2016)、 Al-Ayyash, et al. (2016)、 Cramer and Krueger (2016)、 Qian and Ukkusuri (2017)、 Wang, et al. (2017) 等。	配車アプリのビジネスモデル、配車アプリ市場の特徴、利用者の心理と行動などの側面から分析し、交通サービスの生産性向上における配車アプリの有効性を示した実証的研究	推進論
②法学的視点	侯 (2015)、侯 (2016)、 刘 (2015)、刘 (2016)、 刘 (2017) 等。	中国都市部における配車アプリの合法性問題、既存の制度・概念との整合性の問題に関する法学的研究	慎重論
③政策的視点	Harding, et al. (2016)、 Flores and Rayle (2017)、 Nie (2017) 等。	配車アプリ企業と従来のタクシー事業者との利害衝突に注目し、新しい規制のあり方に関する政策的研究	調整論

出所：筆者作成。

さらに、配車アプリ企業と従来のタクシー事業者との利害衝突に注目した表1③の政策的研究には以下のものがある。

Harding, et al. (2016) は、従来のタクシー市場における市場の失敗と、それを補うための欧米諸国のタクシー規制のフレームワークをレビューし、配車アプリ企業の出現が従来のタクシー市場とタクシー規制に与える影響について詳しく論述した⁸⁾。

Flores and Rayle (2017) はサンフランシスコ市のケーススタディを通して配車アプリに対する規制、規制機関内での対立、自家用乗用車を使用した営利目的の配車アプリを合法化する新しい規制のフレームワークなどについて整理し、民間のイノベーションを促進するための規制機関内部でのインセンティブ設計の見直しまでも論じた。

Nie (2017) は、2013年1月から2015年11月まで中国の深セン市で収集された2,700以上のタクシー GPS (Global Positioning System) 軌道データを利用して、タクシー市場への新規参入者としての配車アプリがタクシー事業者に対して及ぼす短期的な影響を計測し、両者間の関係変化をより長いスパンでみる必要があるとの見解を表明した。

経済学的視点に立った分析・解釈からすれば、配車アプリサービスは、シェアリング・サービスの基本モデルを活用することで、従来のタクシー市場における乗客とドライバー

⁸⁾ Harding, et al. (2016) によると、配車アプリによるタクシー配車は、従来のタクシー市場における需給両サイドの情報の非対称性、取引費用の壁による信用財 (credence goods) の問題、取引が閑散な状態にある閑散マーケット (thin market) の問題の両方の解決に貢献できる一方、需給面の不安定性、配車アプリ企業間の共謀、独占、ドライバーの身元確認・本人確認と安全性に関する懸念など新たな問題をもたらす可能性もある。このため、規制当局は、技術革新によるタクシー市場の成長を制限するのではなく、配車アプリ主導のタクシー市場における独占と共謀の可能性を減らすことに焦点をあてるべきであると指摘した。

間の情報非対称性の問題を大幅に解消し、両者の時間的・金銭的費用の節約、余剰の増加をもたらし、交通サービスの生産性向上に一定の効果を有するサービスである。配車アプリ企業はドライバーと乗客との取引を成立させるための仲介者である。

一方、法学的、政策的視点に立った研究からみれば、情報化の進展によって配車アプリのような交通サービス生産の技術革新の一形態が人々のモビリティ水準の向上に寄与してきたことは否定できないが、しかし同時に法制度的、政策的な新たな対応を不可避ならしめていることも確かである。

上述の認識を踏まえ、本研究は、交通経済学、交通政策論の視点から、2010年⁹⁾から2020年9月までの長いスパンを視野に入れて、中国都市部における配車アプリ市場の形成過程における配車アプリ企業とタクシー事業者間の関係変化を観察し、その背後にある社会的、制度的要因を分析する。さらにまた、交通事業者間の連携によるより良いモビリティ社会の実現、モビリティ・アズ・ア・サービス (Mobility as a service)¹⁰⁾ の社会実装に向けた政策のあり方を考えることを目的とする。

2. 本研究の構成

本研究は、まず、経済的規制と社会的規制の強い中国のタクシー市場に参入し、2016年に政府の規制政策の見直しをもたらした中国の配車アプリ企業の成長過程をトレースし、配車アプリ市場の形成、発展および進化のプロセスを整理する。つぎに、配車アプリと競合関係にある中国タクシー市場との比較を行い、配車アプリ企業と従来のタクシー事業の利害衝突の要因について分析する。そして、中国政府は、新規参入の配車アプリ企業がタクシー市場をかく乱する主体ではなく、交通サービスの生産性向上に寄与しうるイノベーターであると捉え、従来のタクシー規制政策の継続よりも見直しを選択し、“関係調整”政策に乗り出したその経緯について説明し、それによって生じた配車アプリ企業とタクシー事業者との関係変化について考察する。最後に、中国都市部における配車アプリの今後の課題について考える。

⁹⁾ 2010年5月、自家用乗用車を用いたタクシー事業を展開する YIDAOYONGCHE (易到用车) が北京で設立され、中国初の配車アプリ企業となる。YIDAOYONGCHE (易到用车) ホームページ参照。

¹⁰⁾ MaaS に関する定義がまだ明確になっていないが、日本国土交通政策所長露木 (2018) の解釈によると、「MaaS は、ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティを1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな移動概念である」としている。また、Sochor, J., Arby, H., Karlsson, M., Sarasini, S. (2018) は、MaaS を「レベル0：統合なし」「レベル1：情報の統合」「レベル2：予約、決済の統合」「レベル3：サービス提供の統合」「レベル4：政策の統合」という5つのレベルから解釈を加えた。

Ⅱ 中国都市部における配車アプリサービスの浸透

1. 中国都市部における配車アプリ企業の成長

筆者は、2010年5月から2020年9月までの中国都市部における配車アプリサービスの浸透過程を、つぎのような3つの段階に分けてとらえる（付録 表1参照）。

（1）模索段階（2010年5月～2015年2月）

2010年5月に自家用乗用車を用いたタクシー事業を展開する「YIDAOYONGCHE（易到用车）」が北京で設立され、中国初の配車アプリ企業となる。その後、2011年末に「YAOYAOZHAOCHE（摇摇招车）」、2012年6月に「KUAIDIDACHE（快的打车）」、同年9月に「DIDIDACHE（滴滴打车）」がリリースされ、中国都市部における配車アプリ企業間の競争が幕を開けた。その後、2014年3月に「Uber China」が中国市場に参入し、同年4月には通勤・帰宅需要向けのライドシェアサービスを提供する「DIDAPINCHE（嘀嗒拼车）」アプリが公開され、さらに、翌年1月、レンタカー企業による配車アプリ「SHENZHOUZHUANCHE（神州专车）」がリリースされた。

このように、2011年から2015年の間に、各社の配車アプリが中国国内で順次リリースされ、それに伴い企業間の競争が徐々に熾烈化し始めた。

（2）市場形成段階（2015年2月～2016年8月）

2015年2月14日に、「KUAIDIDACHE」と「DIDIDACHE」の競合2社が戦略的統合を発表し、アプリ名も「DIDICHUXING（滴滴出行）」に改名し、中国国内でユーザー数が最も多い配車アプリとなった。2015年11月に自動車メーカー関連の吉利科技集团有限公司の投資により、新エネルギー車（吉利科技集団の自社製電気自動車「帝豪」）を利用する新たな配車アプリ「CAOCAOZHUANCHE（曹操专车）」がリリースされ、寧波市での配車サービスを開始した。「DIDICHUXING」社は、2016年1月11日に初めて自社アプリの利用状況についてデータを公にしたが、それによると、2015年の「DIDICHUXING」成約総数は14.3億件に達し、登録ユーザー数も2.5億人を突破した。

また、CNNIC（China Internet Network Information Center）が2015年12月に公表した報告（《专车市场发展研究专题报告》）によると、当時中国国内で比較的広範に利用されているインターネット配車アプリは、「DIDICHUXING」「Uber China」「YIDAOYONGCHE」「SHENZHOUZHUANCHE」の4社となるが、「DIDICHUXING」アプリ当時の使用率が87.2%となっていた。さらに、2016年8月1日に「DIDICHUXING」と「Uber China」が中国国内市場での経営統合に合意し、「DIDICHUXING」の使用率が9割以上に上った¹¹⁾。

（3）成長段階（2016年8月～現在）

2016年7月27日の「暫定措置」の公表、同年11月1日の施行により、配車アプリ各社が

¹¹⁾ <https://www.economist.com/the-world-this-week/2016/08/04/business-this-week>（最終閲覧日2021年3月20日）、<https://www.inc.com/michael-gasiorek/5-reasons-uber-gave-up-to-didi-and-won-in-china.html> 参照（最終閲覧日2021年1月20日）。

合法性を得るための調整に入った。その後、「暫定措置」の規定および各市政府の細則を満たした合法的な配車アプリ企業が増え、2017年2月に中国の生活サービス関連のEコマース大手「MEITUANDIANPING（美团点评）」が江蘇省南京市で配車アプリによる配車サービスの運営実験を行い、同年12月に配車アプリ市場に正式に参入した。また、ビッグデータ分析専門の中国民間企業「易観」の「配車アプリの市場分析報告2019」（《中国网约车市场分析報告2019》）によると、「DIDICHUXING」社が依然として首位企業であることが確認できる¹²⁾。

2. 中国都市部における配車アプリ市場の拡大

中国の配車アプリ各社は、2014年から2016年の間に自社アプリの市場シェアを拡大させるため、乗客向けの割引キャンペーン、ドライバー向けの金銭的補助などを繰り返し行い、値下げ競争に莫大な資金をつぎ込んでいた。このため、2016年8月までに、中国国内のすべての配車アプリ企業が利益を上げていなかったと報じられる一方、各社のセールス・プロモーション（販売促進）競争により、全国の利用者数が爆発的に増加したのである。

その後、配車アプリ企業間の経営統合によるセールス・プロモーションの鎮静化、政府の市場介入（2016年7月の「暫定措置」の公表及び施行）などの影響を受け、利用者数の伸び率の鈍化が見え始めたが、依然として拡大傾向にある（図1参照）。一方、この配車ア

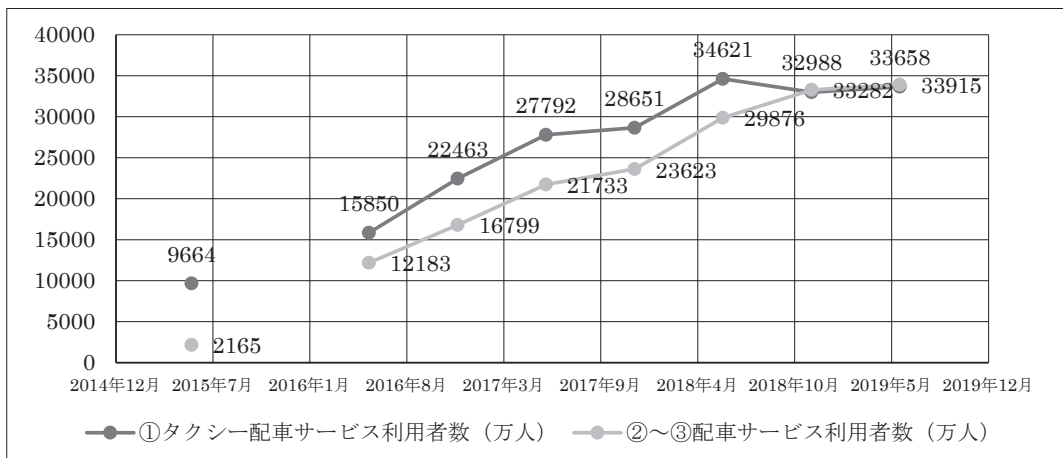


図1 中国における配車アプリ利用者数の変化（2015年～2019年）

注：

- 1) CNNIC (China Internet Network Information Center) 『中国インターネット発展状況統計調査（第37～44次）』データ参照 <http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwzxbg/hlwtjbg/>（最終閲覧日2021年3月20日）。
- 2) 図中の①は、従来のタクシー事業との連携によるタクシー配車サービスであり、2012年9月にリリースされた「DIDIDACHE」がその代表アプリとなる。図中の②～③の配車サービスは、②高級車（ワンランク上の車）の配車と③一般車両の配車のことである。また、CNNICによる公表データのうち④ライドシェアサービスの利用者数が含まれていない。

出所：上記参考資料をもとに筆者作成。

¹²⁾ <https://www.analysis.cn> 参照（最終閲覧日2021年3月20日）。

プリ市場で活動するドライバーの68.4%が「DIDICHUXING」に、15.7%が「Uber China」に、9.8%が「SHENZHOUZHUANCHE」に、6.1%が「YIDAOYONGCHE」に属している（図2参照）

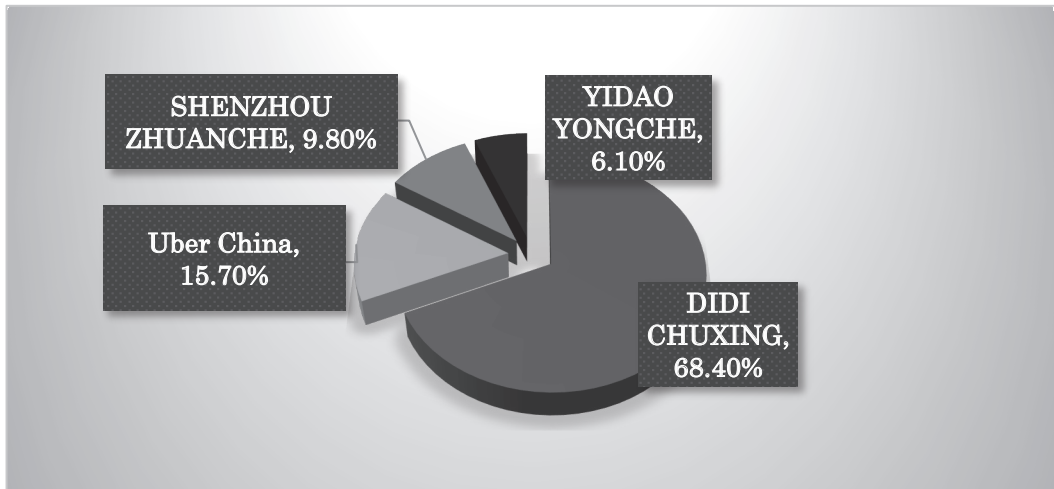


図2 配車アプリ各社に属するドライバー数の割合（2016年）

注：中国産業情報 <https://www.chyxx.com> データ参照。

出所：筆者作成。

中国の都市部でよく利用される配車アプリは、そのサービス内容から以下の①タクシー配車、②高級車配車、③一般車配車、④ライドシェア（自家用乗用車による有償輸送）の4種類に分けられる。

①は、従来のタクシー事業との連携によるタクシー配車サービスであり、2012年9月にリリースされた「DIDIDACHE」がその代表的なアプリとなる。②は高級車の配車サービスであり、③の一般車両よりワンランク上の車両を使用するもので、ビジネス商談、ゲスト送迎、冠婚葬祭などの移動需要に応えるためのサービスである。代表的なアプリは、数多くの高級車両を保有するレンタカー会社「SHENZHOU rental car（神州租车）」社が母体となる「SHENZHOUZHUANCHE」がある。また、「DIDICHUXING」「Uber China」もこの種のサービスを提供している。③は、②に比べて車両価格が安い一般乗用車を使用して、配車サービスを提供する。代表アプリは「DIDICHUXING」となる。④は、ライドシェアを促すサービスであり、自家用乗用車の所有者が空席を持て余している状況を配車アプリを通じて発信し、配車アプリがドライバーと同じ方面に安く移動したい同乗者（複数人も可能）をマッチングさせるサービスを提供する。代表アプリは「DIDICHUXING」「Uber China」がある。

このように、配車アプリのサービス内容は、ライドシェアに限らず、タクシー配車、高級車配車などのサービスも含まれている。また、利用者数をもっとも多い「DIDICHUXING」は配車サービスの他、運転代行、車種試し運転、オンデマンドバス、シャトルバスなども

手掛けており、2020年初頭からの新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大にともなう旅客輸送需要減少に対応して宅配サービスも提供するようになり、物流分野への進出もみられる。

このように、中国系配車アプリ企業は、シェアリング・エコノミーの考え方をベースに中国の都市部でサービスを提供することから事業を始め、都市部にある移動手段、すなわち未使用の自家用乗用車、タクシーなどの未使用・未利用の空白時間帯等に関するモビリティ情報を統合し、生産効率を上げ、より低価格でサービスを提供することで、中国の都市部にある潜在需要を喚起し、新たなモビリティ市場を創出した。

Ⅲ 配車アプリ企業とタクシー事業の利害衝突

1. 関係主体間の利害衝突

既述のように、配車アプリ企業は、交通サービスの需給情報の部分に特化し、中国都市部で活用されていなかったアイドルアイテムとサービスプロバイダの情報を統合し、出発地から目的地までのドアツードアの交通サービスの生産と消費を実現させるための情報サービスを提供するものである。このため、配車アプリ企業は設立当初から情報サービスを提供する情報・通信企業であるとして、既存のタクシー規制にとらわれない、枠外の存在として見なされ、認識されていた。とはいえ、配車アプリ企業の情報サービスにより後押しされ実現されたドアツードアの交通サービスは、従来のタクシーのサービス内容と重なり、さらにそれを内包しカバーするように成長してきた（図3参照）。

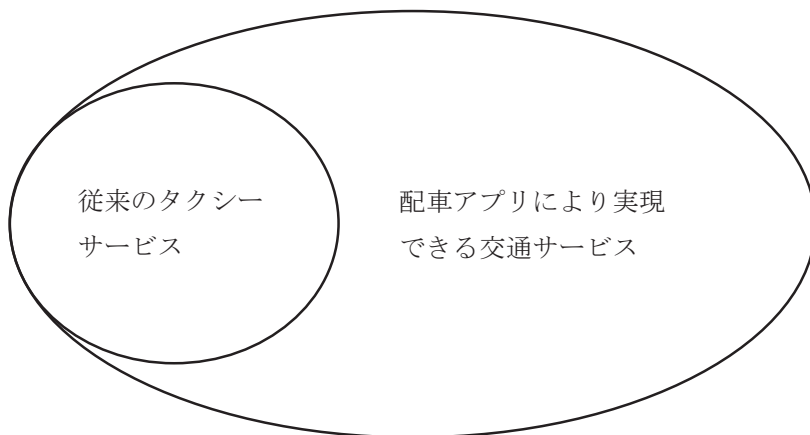


図3 タクシーサービスと配車アプリサービスのイメージ比較図

しかしながら、日本における道路運送法などの既成制度に定められる一般乗用旅客自動車運送サービスを提供する従来のタクシー事業¹³⁾の立場からみると、配車アプリ企業は、営業許可（運営権）、車両認定およびドライバー資格などの制限に縛られずに格安の“黒的

(日本では白タクと呼ばれている)”を生み出す存在であった¹⁴⁾。さらに、2014年の配車アプリ各社のセールス・プロモーション競争により、中国全土のサービスの普及率が一気に上昇し、従来のタクシー事業と配車アプリ企業との対立が激化し始め、タクシードライバーのデモも頻発するようになった¹⁵⁾。

対立激化の背後にある原因を考えると、まず、中国都市部における従来のタクシー事業者は厳しい参入規制のもとで、ドライバー、車両、営業所、事務職員など必要な生産要素を確保し、都市部での旅客輸送サービスの生産を実際に行ってきた交通事業者である。これに対し、配車アプリ企業設立当初のサービス理念は、シェアリング・エコノミーの考え方に基づくものであり、アプリ企業は情報通信技術に強みを持つ企業である。そのため、配車アプリ企業は、配車サービスを情報サービスの1種として考え、正しい情報をスムーズに必要な人に伝えることにこだわっていた。配車アプリ企業は、設立当初から配車アプリを交通サービスの1種として認識してこなかった¹⁶⁾。

しかし事実上、配車アプリ企業が提供する情報サービスは、従来のタクシーサービスの代替サービスをより低コストで創出したものとなる。このため、配車アプリ企業が、ライバル関係にあるタクシー事業者だけでなく、タクシー事業を長年管理・規制してきた政府部門の多くの担当者からも無責任な輸送事業者として見なされていた¹⁷⁾。

このような対立関係の背後には、配車アプリ企業、従来のタクシー事業者、およびタクシー事業を長年管理してきた政府部門との間で、認識上のギャップが存在していたといえる。

¹³⁾ 泊 (2017) はタクシー事業を「道路運送法に定められる一般乗用旅客自動車運送サービスであり、一個の契約により乗車定員10人未満の自動車を貸し切って旅客を輸送するサービスの1つである (ほかにハイヤー事業がある)」と定義する (泊2017、108頁)。また、「長期展望に基づく総合的な交通政策の基本方向 (昭和56年運輸政策審議会答申)」では、タクシーを鉄道、軌道系の中量輸送機関、路面電車、バスと並んで公共交通機関と位置づけた。タクシーは「少量で機動的な交通機関であり、大量公共交通により難しく、かつ、自家用車が選好されない高次の交通サービスに特性を有する。このような交通需要は、頻度は別として生活上不可欠なものであり、その意味で重要な交通機関として、交通需要に適切に対応しつつ、活用していく」(56答申、70頁)と論じている (青木2017、200頁)。

¹⁴⁾ 2016年3月14日に行われた中国第十二届全国人民代表大会四次会議の記者会見で中国交通運輸部部長楊傳堂氏は、配車アプリに対する中央政府の考えを説明した。楊氏によると、中国交通運輸部は2014年7月からインターネット配車事業に関する調査と研究を展開し、同年11月にインターネット配車事業のイノベーションと発展を進める姿勢を正式に示したのである。さらに、同氏は、配車アプリの合法性について「現行法からみると、営業許可を取得せずに旅客輸送サービスを提供することが法律違反である」と述べていた。http://m.cnr.cn/finance/20160314/t20160314_521604504.html (最終閲覧日2021年3月20日) 参照。

¹⁵⁾ 2014年の配車アプリの普及により運営権なしでタクシーサービスを提供する車両 (違法車両) の数が各都市で急速に増加した。2015年1月、長春、済南、成都、南昌などの都市で違法車両の取締り強化を求めるタクシードライバーのストライキとデモが起き、地方紙で報道された。https://baike.baidu.com/item/2015%E5%87%BA%E7%A7%9F%E8%BD%A6%E7%BD%A2%E8%BF%90%E4%BA%8B%E4%BB%B6/16585643 (最終閲覧日2021年3月20日) 参照。

¹⁶⁾ 卢・周・林 (2017)、虞・赵 (2015)、周 (2015) 参照。

¹⁷⁾ 2015年10月22日《中国交通報》“是信息中介还是承运人? —聚焦网约车平台属性” 参照。

2. 市場の「しくみ」の相違

「DIDICHUXING」を代表とする中国系配車アプリ企業は、2014～2016年の間に、中国国内で急速な成長を成し遂げ、短期間で配車アプリを普及させ、その市場規模を拡大させてきた。その背景を探るため、配車アプリ市場の「しくみ」について改めて整理する（図4参照）。

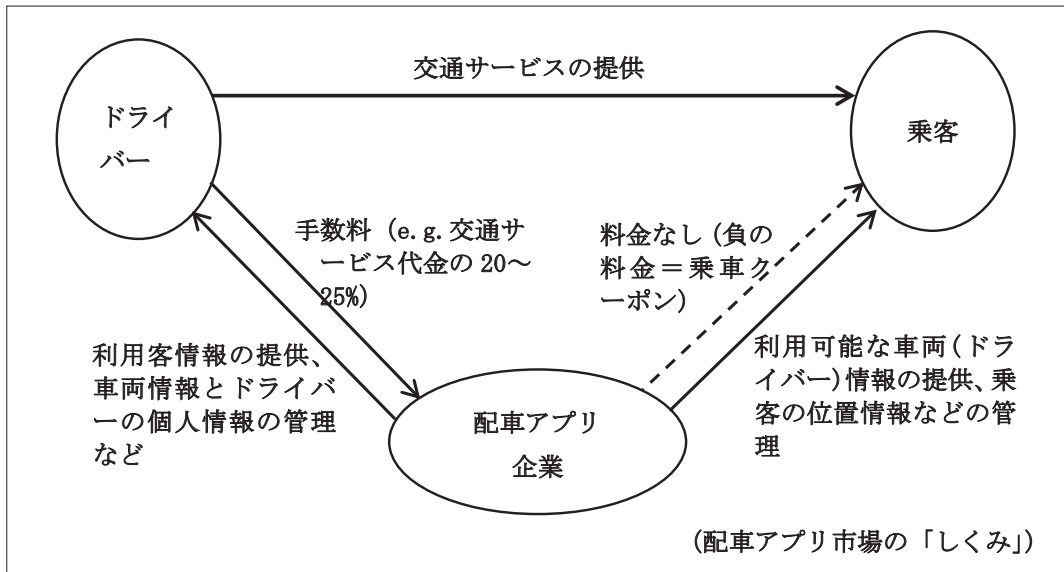


図4 配車アプリによる交通サービスの提供

注：

- 1) 中国都市部の配車アプリ市場を構成する「ドライバー」「乗客」「配車アプリ企業」の関係性を簡略に示すため、ここで、ドライバーユーザーの属性を個人ドライバーに限定する。
- 2) 乗客側のアプリ利用者は、基本的に無料でアプリをダウンロードし、利用することができる。配車アプリ会社が乗客側の利用者に提供する乗車クーポンには一定の使用期限があり、セールス・プロモーション戦略の一環として実施されている。点線部分の矢印は、それを表している。

出所：筆者作成。

前述のように、配車アプリ企業は、シェアリング・サービスの基本モデル、すなわち、モノやサービスの個人間取引を促すためのプラットフォームを構築し、取引を仲介することで代金の一部を手数料として受け取ることを基本とするビジネスモデルをとっている。図4で示すように、プラットフォームである配車アプリは、属性の異なる2つのユーザーグループ、すなわち、「ドライバー」と「乗客」を対象に配車サービスを提供し、両者間の取引を成立させるための仲介的な役割を果たしている。このように、配車アプリ市場は、2つのユーザーグループを対象にするもので、二面市場という市場構造を持つことになる。二面市場を有するマーケットでは、2つのカテゴリーのユーザーがあり、一方の主体の意思決定がネットワーク外部性を通して他方の意思決定に影響を与えることが可能となる(Rysman (2009), p. 125)。

このため、中国系配車アプリ企業が中国国内で登場した当時、配車アプリ市場を拡大させるため、まず、「乗客」グループのユーザーに乗車体験を増やすための乗車用クーポンを提供した。それと同時に、「ドライバー」グループに属するユーザーに交通サービスの提供を奨励するための金銭的補助も行った。その結果、「ドライバー」ユーザーは配車アプリ企業から補助を受けながら低価格で予約制のタクシー交通サービスを提供することが可能となる一方、「乗客」ユーザーはより安い価格でより利便性の高いタクシーサービスを享受できた。

配車アプリによる低価格のタクシーサービスの存在が、中国都市部でのタクシーサービスの潜在需要を掘り起こし、短期間で「乗客」ユーザー増をもたらした。一方、「ドライバー」グループのユーザーにとって、「乗客」ユーザーの増加がタクシー交通サービスを利用しようとする潜在需要の増加を意味し、個人収入の増加に繋がるチャンスとなった。その結果、「乗客」ユーザーの増加につれて配車アプリの「ドライバー」ユーザーの数も急速に増加した。そして、「ドライバー」ユーザー数の増加が、結果的に、配車アプリの中で選択可能なドライバーと車両の増加を意味し、「乗客」ユーザーがより便利なタクシー配車、交通サービスを利用できることになった。さらに、より安い価格でサービスが利用できるという「乗客」の口頭でのコミュニケーション（＝口コミ）がインターネットを介してさらに多くの「乗客」ユーザーを呼び込むことになったのである。

このように、中国系配車アプリ企業は、2つのユーザーグループに対して同時にセールス・プロモーション割引を行うことで、両グループのユーザーの意思決定の相互作用を活かし、ユーザー層を厚くするための実効的な循環を作り出したのである。

IV 配車アプリ企業とタクシー事業との関係調整

1. 事業連携、産学官連携による関係調整

しかしながら、Flores and Rayle (2017)、Rayle, et al. (2016)、Swoboda (2015) などの先行研究の中で示したように、シェアリング・エコノミーの理念に沿う配車アプリが出現した当初、都市部の自家用交通（私的交通）に規制政策を講じてきた各国政府の交通部門の中で賛否両論入り混じる展開になっていた¹⁸⁾。中国においても、配車サービスの普及が、自家用乗用車による交通サービスの生産という既存の法体系における違法行為を助長することに繋りかねないなどの点から、配車アプリの合法性に対して政府当局は慎重な姿勢を示していた。

これに適応するため、中国系配車アプリ各社は、従来のタクシー事業者との連携によるタクシーサービスのバージョンアップを図ると同時に、自社のビッグデータを活かした都市交通システム全体の効率化、自動車メーカーとの連携による新エネルギー車、自動運転

¹⁸⁾ Flores and Rayle (2017)、Rayle, et al. (2016)、Swoboda (2015) 参照。

車の研究開発などの側面からも自社サービスに付加価値を付与しようとしている（付録 表 1 参照）。

その代表として、DIDICHUXING は、自社データの有効利用を図るため、2016年9月1日、インテリジェントコンピューティング交通プラットフォームをリリースし、Intelligent Transportation System（ITS）の実現を会社の5大戦略の1つとして位置づけた。さらに、2017年に SMART-Signal システムの開発者であるミシガン大学の終身教授 Henry Liu が DIDICHUXING の副総裁、首席科学技術専門家に就任し、中国各都市の交通管理に多くの提言を行ってきた¹⁹⁾。

また、2019年7月、DIDICHUXING と中国自動車メーカー広州汽車集団が「深化協力枠組み協定」を締結し、車両のプロモーションとカスタマイズ、車両運営、配車サービス、無人運転などの分野での提携を発表した。同年10月、DIDICHUXING が清華大学と共同で「清華大学—滴滴未来出行聯合研究センター」を設立した。

2. 規制改革による関係調整

（1）配車アプリの合法化

「暫定措置」は、配車アプリに対して3つの側面から規制を加えた。具体的には、①配車アプリ企業は、新設される政府部門で登録申請をし、「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得する必要がある、②インターネット配車で使われる車両の用途をタクシー旅客輸送として登録し、車両の「インターネット予約タクシーサービス提供車両認定証」を取得する必要がある、③ドライバーは「インターネット予約タクシーサービス就業者資格証」を取得する必要がある（図5参照）。このように、政府は、配車アプリ企業に対し、アプリにより実現する交通サービスの各生産要素の内容把握を義務付け一方、条件を満たした企業のサービス提供を正式に認めた。また、自家用車両も一定の手続きを経て合法的な運営車両になることができ、旅客輸送サービスの提供に転用することが可能となる。

これと同時に、中国政府は既往のタクシーの運営権制度の大きな見直しを行った。政府は、まず、2016年7月28日に「改革の深化とタクシー産業の健全な発展の促進に関する国務院総局の見解」²⁰⁾を公表し、タクシー運営権の無償付与の政策指針を明確に示した。また、同年8月26日に中国交通運輸部は2014年の「タクシー事業の管理に関する規定」（以下「事業規定」と略す）の修正を行い、「暫定措置」との整合性を意識したタクシー事業の規制内容の見直しを行った²¹⁾。

¹⁹⁾ TENCENT テクノロジーニュースによる。https://tech.qq.com/a/20170804/028437.htm、DIDICHUXING 社ホームページ参照（最終閲覧日2021年3月20日）。

²⁰⁾ 中華人民共和国中央人民政府ホームページ情報公開・国務院公文書・工業、交通・道路 http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-07/28/content_5095567.htm 参照（最終閲覧日2021年3月20日）。

²¹⁾ 中華人民共和国中央人民政府ホームページ・国務院公報2017年第7号 http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5174524.htm 参照（最終閲覧日2021年3月20日）。

①「インターネット予約タクシー
サービス経営許可証（様式）」

②「インターネット予約タクシー
サービス提供車両認定証（様式）」

③「インターネット予約タクシー
サービス就業者資格証（様式）」

図5 配車アプリに関する各種資格証（「暫定措置」の主な内容）

注：「暫定措置」によると、中国国内で配車アプリサービスを提供するには①～③の資格証の取得が必要条件となる。①の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」は、所定基準に満たした配車アプリ企業を対象に与えるものである。②の「インターネット予約タクシーサービス提供車両認定証」は、所定の安全基準に満たし、用途をタクシー旅客輸送として登録した車両に付与するものであり、③の「インターネット予約タクシーサービス就業者資格証」は、就業者試験に合格したドライバーに付与するものである。また、各種資格証の付与が無料（「暫定措置」第八条、第十二～十五条規定）である。

中華人民共和国交通运输部ホームページ政府情報公開欄・運輸サービス司

https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202006/t20200623_3307798.html, http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/ysfws/201611/t20161107_2978715.html 参照（最終閲覧日2021年4月20日）。

（2）タクシー規制の見直し

中国でのタクシー事業は、1998年の「都市部タクシー管理措置」のもとで進められ、タクシー事業者が交通サービスを提供するための生産要素の確保だけでなく運営権の取得にも巨額な投資を行い、政府の参入規制のルールに従ってきた。一方、「暫定措置」が施行される前まで、配車アプリ企業は既存のタクシーの運営権制度をくぐり抜け、低コスト（限界費用ゼロに近い状態）で代替サービスを提供していた。このような生産費用の違いから、タクシー事業者と配車アプリ企業の間には巨額の利益差が生み出され、競争条件の不公平をもたらした。換言すれば、従来のタクシー事業と配車アプリ企業との対立問題は、タクシーサービスと配車アプリを提供する事業者間の競争条件の不公平によるものであると考える。また、この問題を解消するには、両者間の関係調整が必要となり、競争条件の平等

化を図る必要があると思われる。

実際、中国交通運輸部は、2015年10月に「タクシー事業の健全な発展を促すための改革を深化させるための指導意見」および「暫定措置」をテーマとする改革措置案を公表し、民間意見の一般公募を実施した²²⁾。関連事業者、研究者、一般市民などから寄せられた意見²³⁾を参考にしながら改革措置案を修正し、翌年（2016年）の7月14日に交通運輸部第15次商務会議で「暫定措置」が採択され、さらに工業情報化部、公安部、商務部、工商総局、質検総局（国家質量監督検査検疫総局）、国家インターネット情報室の6つの政府部門の同意を得て、2016年7月28日に公布され、同年11月1日から施行された。

しかしながら、「暫定措置」と「事業規定」は両者間の競争条件の不公平を完全に是正するものではない。中国政府は、むしろ政策誘導の方法で両者間の関係を、競争条件の平等化の方向に持っていく考えであると思われる。

また、中国交通運輸部が2021年3月に公表したデータからみると、2020年末時点の中国内陸（香港、マカオ、台湾を除く）の都市軌道交通（地下鉄、ライトレール、モノレール、路面電車等を含む）営業キロは2010年末時点の1384.5キロから5.4倍以上に増加し、7545.5キロに達した、駅数も2010年の898個から4660個に増加した²⁴⁾。今後、中国都市部の公共交通網がより充実したものになると予想され、都市部でのタクシー事業はそれを補うものとしての存在価値を保つため、今まで以上に移動需要の多様化に対応し、サービスの質の向上に努める必要があると考える。この意味で、配車アプリはタクシーサービスをバージョンアップするための重要な手段として位置づけられる。

V むすびにかえて

人口密度が高まる中国の都市部では、アイドルアイテム（車両）やサービスプロバイダが多数存在する一方、既存の交通手段が個別的な移動需要に応えられない部分（場面）が数多く存在するのも現状である。配車アプリ企業は、シェアリング・エコノミーの理念に依拠し、都市部でさまざまな生活場面に合わせ、より柔軟性のあるきめ細かな交通サービスの提供可能性を提示することで、利用者サイドから多くの支持を得られ、新たな交通サービスの提供に成功した。中国政府も最終的に2016年11月1日の「暫定措置」の施行により

²²⁾ この間、タクシー事業者、配車アプリ企業などの利害関係者だけでなく、各都市のタクシー管理部門、交通関連分野を研究する学者、一般市民からも多くの意見が寄せられた。中国交通運輸部ホームページ政府情報公開欄・運輸サービス司 http://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/ysfws/202006/t20200623_3315210.html 参照（最終閲覧日2021年4月10日）。北京市政府ホームページ <http://www.beijing.gov.cn/shipin/fangtan/15694.html> 参照（最終閲覧日2021年4月10日）。

²³⁾ 改革措置に関する代表的な意見として、虞・趙（2015）、周（2015）、侯（2015）、侯（2016）、刘（2015）、刘（2016）、刘（2017）などがあり、中国都市部における配車アプリの合法性問題に対して、既存の制度・概念との整合性を強調する研究が多く見られている。表1参照。

²⁴⁾ 中国交通運輸部ホームページ交通要聞 https://www.mot.gov.cn/jiaotongyaowen/202101/t20210106_3512388.html 参照（最終閲覧日2021年4月10日）。

そのサービスの価値を認め、社会的正当性を付与した。

しかしながら、配車アプリは、實際上、中国の都市交通システムに融け込むまで、まだ克服しなければならない安全性の課題を抱えている。本文のⅡの2. で述べたように、配車アプリ各社は、中国の都市部でサービス供給を開始して以来、新たな市場の獲得を目的とする激しい価格競争を行い、ドライバーと乗客の両サイドのユーザー数の増加を図っていた。そこでは、価格競争に加え、実際の交通サービスを提供するドライバーユーザーに対して厳格な資格審査が行われていなかった。ドライバー希望者は、アプリをダウンロードし、身分証明書、運転免許と車両資料の写真を送信するだけで、わずか数分間で配車アプリのドライバーになれたのである。結果的に、配車アプリの初期運営の段階で、事件に関わる車両、犯罪歴・危険ドラッグ使用歴のある者、また運転経験不十分な者がドライバーの登録に成功したこともあったため、タクシー市場の秩序が攪乱され、乗客の安全も危険にさらされていた。

この問題に対処するため、政府は2016年の「暫定措置」の中で配車アプリ企業、車両、ドライバーに対する具体的な要求を示し、規制を加えたものの、2018年に DIDICHUXING の人気商品であるライドシェアサービスの登録ドライバーによる殺人事件が鄭州、温州で立て続けに起きた。DIDICHUXING 社は、事件後の2018年8月27日午前零時から中国全土のライドシェアサービスを中止し、商品安全管理チームを立ち上げ、乗客とドライバーの両サイドのユーザーから意見を収集することで、安全安心な交通サービスの提供方法を模索している²⁵⁾。

配車アプリ企業にとって、都市交通システムの一部を分担するためには、サービスの安全性は最優先に考えなければならない課題である。むろん、配車アプリの先には、自動運転という技術の実用化による解決策があるが、各企業はそれまでに、サービスを継続させるための有効な対応策を打ち出す必要があると考える。

付記：本稿は、2019年3月2日に西南学院大学で開催された東アジア学会第79回研究会における報告内容を加筆・修正したものである。学会報告の折、福田晴仁先生、王忠毅先生、石井幸孝先生方から大変貴重なご指摘、ご意見をいただいた。また、元指導教官衛藤卓也先生、そして福田晴仁先生には、本稿の原稿作成の際に多くのアドバイスを賜った。この場を借りて、心よりお礼申し上げたい。本稿は東アジア学会若手研究者研究助成支援（徳島賞）「中国における新しいモビリティ・サービス市場の「光」と「影」——配車アプリケーションサービスの浸透からみた——」による研究成果の一部である。なお、本稿の文責は筆者に帰するものである。

²⁵⁾ DIDICHUXING 社は、ライドシェアサービスの提供方法について1年半の調査研究を経て、ドライバー＝車両所有者の顔認証システムを導入し、女性乗客の利用時間帯を限定するなどのサービス内容の見直しを行い、昨年の11月20日からハルビン、太原、石家荘、常州、瀋陽、北京、南通の7都市でサービス再開に向けた運営実験を行っている。DIDICHUXING 社ホームページニュース <https://www.didiglobal.com/> 参照（最終閲覧日2021年1月20日）。

参考文献

- Al-Ayyash, Z., Abou-Zeid, M., Kaysi, I., 2016. Modeling the demand for a shared-ride taxi service: An application to an organization-based context. *Transportation Policy* vol. 48, pp. 169-182.
- Flores, O., Rayle, L., 2017. How cities use regulation for innovation: The case of Uber, Lyft and Sidecar in San Francisco. *Transportation Research Procedia* vol. 25, pp. 3760-3772.
- Harding, S., Kandlikar, M., Gulati, S., 2016. Taxi apps, regulation, and the market for taxi journeys. *Transportation Research. Part A Policy and Practice* vol. 88, pp. 15-25.
- Jin, S.T., Kong, H., Wu, R., Sui, D.Z., 2018. Ridesourcing, the sharing economy, and the future of cities. *Cities* vol. 76, pp. 96-104.
- Judd Cramer, Alan B. Krueger, 2016. Disruptive Change in the Taxi Business: The Case of Uber. *American Economic Review* vol. 106(5), pp. 177-182.
- Li, H.R., 2016. Taxi Positioning in the New Age of Internet and Industrial Development Research. *Procedia Engineering* vol. 137, pp. 811-816.
- Li, Y., Chen, P., 2016. A Study on Regulatory Reform of China's Taxi Industry in the era of Internet Plus. *2nd International Conference on Humanities and Social Science Research (ICHSSR 2016)* pp. 276-279.
- Marcus Felson, Joe L.Spaeth, 1978. Community Structure and Collaborative Consumption: A Routine Activity Approach. *American Behavioral Scientist* vol. 21, pp. 614-624.
- Nie, Y. (Marco), 2017. How can the taxi industry survive the tide of ridesourcing? Evidence from Shenzhen, China. *Transportation Research Part C: Emerging Technologies* vol. 79, pp. 242-256.
- Qian, X., Ukkusuri, S. V., 2017. Taxi market equilibrium with third-party hailing service. *Transportation Research Part B: Methodological* vol. 100, pp. 43-63.
- Rayle, L., Dai, D., Chan, N., Cervero, R., Shaheen, S., 2016. Just a better taxi? A survey-based comparison of taxis, transit, and ridesourcing services in San Francisco. *Transport Policy* vol. 45, pp. 168-178.
- Rochet & Tirole, 2008. Tying in two-sided markets and the honor all cards rule. *International Journal of Industrial Organization* vol. 26(6), pp. 1333-1347.
- Sochor, J., Arby, H., Karlsson, M., Sarasini, S., 2018. A topological approach to Mobility as a Service: A proposed tool for understanding requirements and effects, and for aiding the integration of societal goals. *Research in Transportation Business & Management* vol. 27, pp. 3-14.
- Rysman, 2009. The Economics of Two-Sided Markets. *American Economic Association* vol. 23(3), pp. 125-143.
- Wang, S., Chen, H., Wu, D., 2017. Regulating platform competition in two-sided markets under the O2O era. *International Journal of Production Economics* vol. 251, pp. 131-143.
- 青木 亮 (2017)「第11章 タクシーの機能と役割」195-210頁 (太田和博・青木亮・後藤孝夫 (2017)『日本のタクシー産業—現状と変革に向けての分析』慶應義塾大学出版会)。
- 露木伸広 (2018)「MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) について」国土交通省 国土交通政策研究所『PRI Review』第69号、2-7頁。
- 泊 尚志 (2017)「第7章 タクシー事業の供給構造」109-124頁 (太田和博・青木亮・後藤孝夫 (2017)『日本のタクシー産業—現状と変革に向けての分析』慶應義塾大学出版会)。

<中国語文献>

- 北京市交通委员会 (2017), “市交通委谈‘北京市网约车规范管理工作’”北京市交通委员会官网主页 http://jtw.beijing.gov.cn/xxgk/dtxx/201708/t20170816_347918.html (最終閲覧日2021年3月20日)。
- 北京市政府主页 <http://www.beijing.gov.cn/shipin/fangtan/15694.html> 参照 (最終閲覧日2021年3月20日)

- 陈时国 (2005), “我国出租车行业存在的问题及其解决对策”《湖南城市学院学报》第26卷第2期, 61-63页。
- 何贵勇 郝亚 (2008), “试论对出租车行业管制”《科技创业》2008年第1期, 113-114页。
- 侯登华 (2015), “网约车规制路径比较研究—兼评交通运输部《网络预约出租车经营服务管理暂行办法(征求意见稿)》”《北京科技大学学报(社会科学版)》第31卷第6期, 96-103页。
- 侯登华 (2016), “四方协议下网约车的运营模式及其监管路径”《法学杂志》2016年第12期, 68-77页。
- 凌显峰 (2010), “城市出租车经营模式分析及其适应性评价”吉林大学硕士学位论文。
- 刘连泰 (2017), “网约车合法化构成对出租车牌照的管制性征收”《法商研究》2017年第6期, 70-78页。
- 刘明 (2016), “网络约租车的侵权责任分担机制”《财经法学》2016年第5期, 52-57页。
- 刘乃梁 (2015), “出租车行业特许经营的困境与变革”《行政法学研究》2015年第5期, 61-73页。
- 李亚 (2018), “网约车背景下出租车市场规制问题研究”《交通企业管理》2018年第1期, 40-44页。
- 卢珂 周晶 林小围 (2017), “网约车平台研究综述”《管理现代化》2017年第5期, 112-115页。
- 王家永 (2012), “出租车行业改革: 理论辨析与实践构想”《财经问题研究》2012年第11期, 111-115页。
- 王小芳 赵宇浩 (2016), “中国网约车规制政策评述”《长安大学学报(社会科学版)》第18卷第3期, 109-115页。
- 王征 (2006), “出租车行业中的政府管制”《沿海企业与科技》2006年第2期, 186-187页。
- 杨帆 (2007), “我国出租车行业当前的经营监管模式及其未来发展思路的思考”《城市》2007年第11期, 46-50页。
- 虞佳臻 赵婷婷 (2015), “论专车行业的合法化—以‘Uber’为例”《四川行政学院学报》2015年第6期, 75-79页。
- 庄序莹 (2011), “出租车特许经营权管制评析”《城市问题》2011年第1期, 70-76页。
- 赵晓然 (2015), “北京出租车牌照拍卖机制研究”北京交通大学硕士学位论文。
- 中国交通运输部主页政府信息公开, 运输服务司 http://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/ysfws/202006/t20200623_3315210.html 参照 (最終閲覧日2021年3月20日)。
- 周丽霞 (2015), “规范国内打车软件市场的思考—基于美国对Uber商业模式监管实践经验借鉴”《价格理论与实践》2015年第7期, 21-24页。

付録

表1 中国都市部における主な配車アプリリリースの経緯略年表

2010年 5月	・自家用乗用車タクシー事業を展開する「YIDAOYONGCHE (易到用车)」が北京で設立され、中国初の配車アプリ企業となる。
2011年 3月 12月	・「YIDAOYONGCHE (易到用车)」の配車アプリが正式にリリースされる。 ・「YAOYAOZHAOCHE (摇摇招车)」の配車アプリがリリースされ、本社所在地：北京。(タクシーとの連携を図ったものの、2014年にサービスを停止した。)
2012年 6月 9月	・「KU Aididache (快的打车)」がリリースされ、本社所在地：杭州。 ・「DIDIDACHE (滴滴打车)」がリリースされ、本社所在地：北京。
2014年 3月	・「Uber china」がリリースされ、本社所在地：上海。

4月	・通勤・帰宅需要に向けてライドシェアサービスを提供する「DIDAPINCHE（嘀嗒拼车）」がリリースされ、本社所在地：北京。
2015年	
1月	・「SHENZHOUZHUANCHE（神州专车）」がリリースされ、本社所在地：天津。企業母体は2007年9月に設立した「SHENZHOU rental car（神州租车）」社である。
2月	・「KUAIIDIDACHE（快的打车）」と「DIDIDACHE（滴滴打车）」は戦略統合を公表し、アプリ名も「DIDICHUXING（滴滴出行）」に変更した。本社所在地：北京。
6月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」がライドシェアサービスを開始した。
7月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が運転代行サービス、オンデマンドバスサービスを開始した。
9月	・「SHOUQIYUECHE（首汽约车）」がリリースされ、本社所在地：北京。企業母体是北京首汽集团公司（道路旅客輸送を行う国営企業）であり、正式社名は「SHOUYUE technology（首约科技）有限公司」である。
10月	・中華人民共和国交通運輸部が「改革の深化とタクシー業界の健全な発展のさらなる促進に関する意見の指導（コメント募集草案）」および「オンラインタクシー予約管理のための暫定措置（コメント募集草案）」を公表し、配車アプリサービスの合法化および既存のタクシー事業との関係調整のあり方などについて意見募集を行った。
11月	・自動車メーカー関連の吉利科技集团有限公司の投資により、新エネルギー車の特徴とする新たな配車アプリ「CAOCAOZHUANCHE（曹操专车）」がリリースされ、寧波市で配車サービスを開始した。本社所在地：杭州。
2016年	
6月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」がバス関連サービスのバージョンアップを図り、市内バスのリアルタイム情報の検索、貸切バス、シャトルバスのサービスを開始した。
7月	・中国政府は「暫定措置」を正式に公表し、配車アプリサービスの合法性を認めると同時に、自家用乗用車のライドシェアを推進する姿勢を示した。
8月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」がレンタカーサービスを開始した。 ・「Uber china」と「DIDICHUXING（滴滴出行）」が経営統合した。
12月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が都市幹線道路を除いた区域で、バス停、地下鉄駅までのラスト3マイルの移動需要を満たすためミニバス（滴滴小巴）サービスを開始した。
2017年	
2月	・中国の生活サービス関連のE-コマース大手「MEITUANDIANPING（美团点评）」が江蘇省南京市で配車アプリサービスを開始した。
3月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が成都、天津市の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得した。
5月	・「YIDAOYONGCHE（易到用车）」が北京、成都、大連市の3市の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得した。
12月	・「MEITUANDIANPING（美团点评）」が配車アプリ市場に正式に参入し、北京、上海、成都、杭州、温州、福州、厦門の7都市で配車アプリ「MEITUANDACHE（美团打车）」によるサービス提供を開始した。
2018年	
1月	・「DIDAPINCHE（嘀嗒拼车）」が複数都市でタクシー配車サービスを開始し、アプリを「DIDACHUXING（嘀嗒出行）」に変名しバージョンアップを図った。 ・「MEITUANDACHE（美团打车）」が上海、南京市の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得した。
5月	・「CAOCAOXING（曹操出行）」が上海市の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得した。

7月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」がソフトバンクと共同出資し、日本の地域住民および訪日観光客向けのタクシー配車システムおよび知能交通ソリューションの開発を行う。
8月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」がライドシェアサービスの中止を発表した。
9月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が大阪でタクシー配車サービスを開始した。
12月	・中国交通運輸部が『タクシーや自家用乗用車のオンライン予約の安全管理に関する緊急通知（网络预约出租汽车和私人小客车合乘安全管理的紧急通知）』を公表し、違反車両およびドライバーを排除するための取締を実施する。
2019年	
2月	・配車アプリ「CAOCAOZHUANKE（曹操专车）」が「CAOCAOCHUXING（曹操出行）」に変名した。
7月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」と中国自動車メーカー広州汽車集団が「深化協力枠組み協定」を締結し、車両のプロモーションとカスタマイズ、車両運営、配車サービス、無人運転などの分野での提携を発表した。
8月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が中国不動産大手萬達ホテルおよびリゾートとの戦略連携を公表し、施設内でのステーション設置などを行った。
9月	・「CAOCAOCHUXING（曹操出行）」が杭州、成都両市でライドシェアサービスを開始した。
10月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が清華大学と共同で「清華大学－滴滴未来出行聯合研究センター」を設立した。
12月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が新たなライドシェアサービスを中国26都市で提供し、大規模な割引キャンペーンを行った。 ・「CAOCAOCHUXING（曹操出行）」が長春市の「インターネット予約タクシーサービス経営許可証」を取得した。
2020年	
1月	・「CAOCAOCHUXING（曹操出行）」が北京、上海、天津、重慶、成都など10都市で運転代行サービスを開始した。
6月	・「DIDICHUXING（滴滴出行）」が成都と杭州の両市で、市内の宅配サービスを開始した。 ・「DIDICHUXING（滴滴出行）」の自動運転車配車サービスのテレビ中継が行われた。

出所：筆者作成。

注：各社のホームページおよび中国産業情報（<https://www.chyxx.com>）参照（最終閲覧日2021年3月20日）。

コーポレートガバナンスにおける内部監査への 社会的要請と関連研究の領域

— システマティックレビューを用いた研究課題の検討 —

Areas of Social Demands and Related Research on Internal Audit in Corporate Governance: Discoveries from the Related Studies Using Systematic Review

梁 景 宇
YANG Jeongwoo

Abstract

The internal audit is closely related to management and the audit committee. It contributes to sound corporate governance by monitoring internal control and managing risk. However, it has not been clarified what the concrete social demands on the internal audit are nor the related research response to the demands. In this study, we will clarify them and prepare the theoretical foundation for related future research.

Firstly, this study, which uses a qualitative approach, provides an overview of the legal environments of the United States, the United Kingdom, Germany, France, South Korea, and Japan from the perspective of external monitoring as well as the perspectives of shareholder sovereignty and stakeholder sovereignty. We also discuss the meaning of the social demands by reviewing the substantive requirements of the function of an internal audit within the related laws, codes, historical background, and current trends in each country.

Secondly, this study, using the quantitative approach, comprehensively collects, classifies, and analyzes the research achievements of the past 30 years from the world's major academic databases by using the systematic review method.

Lastly, this study compares the clarified social demands to the reviewed research achievements and points out further research areas to explore.

In conclusion, the clarified social demands include “establishment of internal audit function”, “performance and effectiveness on internal audit”, “communication”, “budget and personnel of internal audit function”, “ensuring independence”, “internal audit reporting”, “internal audit as a means of supervision of an audit committee”, “disclosure of internal audit”, and “cooperation with external audit and audit committee”. These have huge gaps in terms of potential research achievements from the perspective of corporate governance. This study carefully considers the gaps and provides further specific research areas from various perspectives.

要 旨

内部監査は、企業の経営者や監査委員会と綿密な関係を持ち、内部統制やリスク管理の状況をモニタリングすることで、健全なコーポレートガバナンスの実現に貢献している。しかし、今まで、内部監査に対する社会的要請とは何かという点は具体的に検討されておらず、なお、この社会的要請に対して、既存の研究がどの程度答えているかに関する体系的な整理も行われていない。本稿ではそれらを明らかにし、今後の関連研究のための理論的土台を整えていく。

具体的なアプローチとして、まず、質的研究の観点で、株主主権論及び利害関係者論の意味を踏まえ、外部監視の観点からアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、日本の法的環境を概観する。各国におけるガバナンスに関する考え方、関連法や各種コードなどの歴史的な経緯及び現在の動向を確認する上で、内部監査に対する実質的な要件を確認し、社会的要請を整理していく。

次に、量的研究の観点で、システムティックレビューの方法を用い、世界の主要論文データベースから過去30年間の研究実績を網羅的に収集・分類・分析する。最後に、社会的要請と研究実績の両者を比較・考察して、今日的課題を明らかにする。

結論として、社会的要請には「内部監査部門の設置検討」「内部監査のパフォーマンス、有効性確認」「内部監査とのコミュニケーション」「内部監査の予算、人員」「内部監査の独立性確保」「内部監査報告書の受領」「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」「内部監査関連の開示」「三様監査の連携」があり、コーポレートガバナンスにおいて求められる内部監査の社会的要請と、実際の研究成果の間には大きなギャップがあることが明らかになった。本稿ではそれらを考察し、様々な切り口から具体的な研究領域を提示する。

I 研究の背景・目的・方法

1. 背景：コーポレートガバナンスに関する研究

コーポレートガバナンスという用語は企業統治と訳されるが、様々な意味で用いられている。その捉え方が多様であるのは、各国における企業の実態が歴史的、文化的、経済的に異なる発展過程を経ているためである。

企業形態の歴史的な発展経緯を見ると、企業の大規模化に伴い一段と「所有と経営の分離」が進むようになったが、本来の所有権は多数の株主に分散されている。そこで、組織化されていない個々の株主は、企業の所有者でありながらも、企業の支配はできないという問題が生じる。事実上の支配力は経営者によって行使される構造から、受託者の経営者が委託者の株主への義務を果たしているかどうか問われる。エージェンシー理論にて、プリンシパルである株主がエージェントである経営者に経営を任す「委託・受任関係」の構造自体に様々な問題が潜んでいることが明らかになっている（北川，2013）。とりわけ、株主と経営者の利益が常に一致することはなく、往々にして経営者が株主の利益より自分の利益を優先するような行動が見られ、この構造によって生じる費用（エージェンシーコスト）を如何に削減できるかという観点で様々な議論がなされてきた。株主が経営者を監視・監督するモニタリングの拡充、株主と経営者の利益を一致させる行動を動機づけるインセンティブの提供、開示制度による自己規律の確立並びに説明責任の推進という様々な

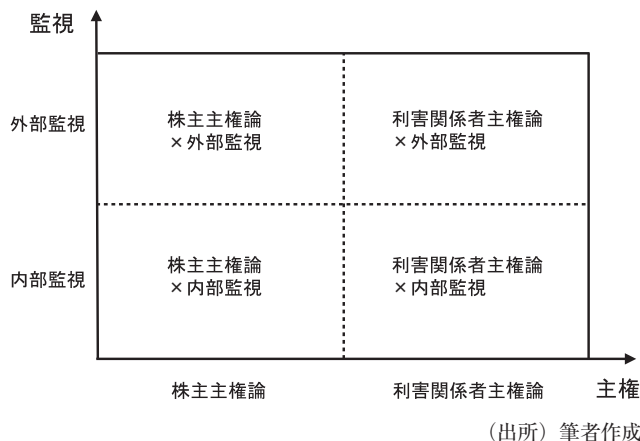
論点があるが、完全な解決策は存在しない。これらのガバナンスの仕組みを経済・社会・文化的な文脈から如何にバランスよく整えていくかという観点で、最適解を見出していくことが現実的であるといえる。

コーポレートガバナンスは研究の面においても、経済主体の観点からの伝統的な経済学的な立場のみならず、経営学や法学など、様々な観点で学際的な研究が進められている。その主なアプローチとして、主体からのアプローチと監視からのアプローチとに分けることができる。

まず、主体アプローチは、企業組織の主権はどこから生じるかに関する議論である。岡部（2002）によると米国や英国では、資本市場が企業の資本調達において重要な役割を果たしている。企業への資金提供者である株主を中心に、企業経営の効率性が維持できるよう、経営者を規律づけるモニタリングの仕組みが発達している。一方、ドイツや日本では、伝統的に銀行が企業の資金調達において大きな比重を占めており、英米に比べ従業員出身の経営者が多く登用されるような形態が見られる。また、日本の場合は、株式持合の慣行が残っており長期的に安定する友好株主の存在もある。つまり、ガバナンスの面において、英米は株主と経営者の関係に重点を置く傾向にあるが、日独は企業に利害を有する多くの関係者からなる連合体としての関係性に重点を置く傾向にある。

次に、監視アプローチは、監視方式のあり方に関するものである。吉森（2001）によれば、監視方式には内部監視と外部監視とがあり、内部監視は、企業のガバナンス機関によるモニタリングの仕組みで、外部監視は内部監視に重大な影響を及ぼす関連法（ハードロー）や各種コード（ソフトロー）による規制を意味する。

＜図1＞コーポレートガバナンス関連研究の切り口



以上を総合すると、コーポレートガバナンス関連の研究は、①エージェンシー理論に基づいた株主主権論、②社会的責任論に基づいた利害関係者論、③内部監視を担当するガバナンス機関に係る議論、④外部監視を実現する法的環境に係る議論の4つに大別すること

ができる。＜図1＞の通り、これらの切り口は単独または組み合わせの形で様々な議論がなされている。例えば、株主主権論に基づいた内部監視又は外部監視に関する議論、利害関係者主権論に基づいた内部監視又は外部監視に関する議論などがそうである。なお、これらの構図の中で、各国の制度の形成過程、制度比較、さらには、株価や利益の質といった財務的インパクトへの影響要因を明らかにするなど、関連研究は実に様々な分野に拡張されつつある。

このように非常に膨大な範囲となっているコーポレートガバナンスの関連研究の中で、本稿は、企業内部と外部との接点に注目する。経営者は、企業組織の運営を確かなものにするために内部監査を設置する。内部監査が経営者の代理として企業組織の内部統制を検証することで、経営者はガバナンス機関に対する説明責任を全うすることができる。また、内部監査は、企業組織の内部に属しながらも、外部の会計監査人、監査役等と緊密な関係を保ち（三様監査の連携）、ガバナンス構図においてとてもユニークな位置づけとなっている。

しかし、今まで、コーポレートガバナンスの構図の中での内部監査に対する社会的要請とは何かという点は具体的に検討されていない。なお、この社会的要請に対し、既存の研究がどの程度満たしているかに関する体系的な整理も行われていない。そのため、本稿ではそれらを明らかにし、今後の内部監査関連研究のための理論的土台を整えていく。

2. 研究の目的と方法

本稿の目的は、コーポレートガバナンスにおける内部監査の社会的要請と関連先行研究を整理し、今後の研究領域を明らかにすることである。研究の方法として、まず、①主要国の法的環境をレビューし、コーポレートガバナンス制度上求められている内部監査の要件を確認する。次に、②ガバナンス脈絡での内部監査について、今までどのような関連研究がなされているかを、システムティックレビューを通じて、明らかにする。③最後に、上記①と②の比較・考察を通じ、今後どのような研究が必要であるか、研究課題を見出ししていく。

具体的なアプローチとして、まず、質的研究の観点で、株主主権論及び利害関係者論の意味を踏まえ、外部監視の観点からアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、日本の法的環境を概観する。各国におけるガバナンスに関する考え方、関連法や各種コードなどの歴史的な経緯及び現在の動向を確認した上で、内部監査に対する実質的な要件を確認することで、社会的要請を整理していく。

次に、量的研究の観点で、システムティックレビューの方法を用い、世界の主要論文データベースから過去30年間の研究実績を網羅的に収集・分類・分析する（詳細手続きについてはⅢ章参照）。最後に、社会的要請と研究実績の両者を比較・考察して、今後の研究課題を明らかにする。

II 主要国におけるコーポレートガバナンスと内部監査

1. アメリカ

アメリカにおけるコーポレートガバナンスの発展は、一貫して株主主権論を前提として取締役会の改革と株主権の強化のための法的環境の整備を中心に進められてきた。アメリカの伝統的な上場企業の経営は経営者によって行われている。社外取締役であってもいわば経営者の身内であり、必要に応じて経営者の相談に乗るようなものであった。¹しかし、米国証券取引委員会（SEC）や米国公認会計士協会（AICPA）などの機関からの投資家保護観点の提言を、ニューヨーク証券取引所（NYSE）が受け入れることから変革は始まった。上場規則において、1956年には最低2名の社外取締役の設置を、1977年には社外取締役による監査委員会の設置を義務付けることになっているが、社外取締役をより多く設置することによって、取締役会が株主の利益をより重視できるようになるという狙いがある。現在、アメリカの上場会社には指名・コーポレートガバナンス委員会、報酬委員会、監査委員会の設置、そして、取締役の過半数を独立取締役にすることなどが義務付けられている。²その結果、取締役会の性格が、伝統的な経営者中心の「マネジメント・ボード」から、経営者に対する監督機能の「モニタリング・ボード」に変化されている。

他方、2001年12月のエンロン社の倒産、2002年7月のワールドコム社の倒産は大きな社会問題となり、不祥事の発生を防止するため、新たにSOX法（Sarbanes-Oxley Act, Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）が制定されるようになった。財務報告に係る内部統制を中心に経営者の説明責任をより明確にすると共に、違反経営者への厳しい罰則が設けられたものである。また、2007年にはリーマンショックが起こり世界規模の金融危機が襲ったが、内部統制の範囲を超え、金融機関のガバナンスシステムそのものに欠点があったことが指摘されている。アメリカはその対応として、2010年にドッド・フランク法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）を制定した。これは、金融機関に対して、破綻の処理ルールやリスクの高い取引を行う際のルールの設定、経営者報酬への監視強化など、多岐にわたる要求事項が含まれているが、結果として、金融業のみならず、全上場企業の取締役会に報酬委員会の設置をも義務付けることになった。

また、機関投資家が投資先企業のガバナンス向上を促す方法として、経営陣とのエンゲージメントや議決権の行使が挙げられるが、証券取引委員会（SEC）は2003年1月に規則を定め、運用会社に対して議決権行使に関する受託者責任を明確化し、議決権行使の方針とその結果を開示するよう義務付けている。しかし、数多い投資先に対し機関投資家が自ら

¹ 佐賀（2014）pp. 108-109。

² NYSE 上場規則 303A 条の各項目を参照。 https://nyseguide.srorules.com/listed-company-manual/document?treeNodeId=csh-da-filter!WKUS-TAL-DOCS-PHC-%7B0588BF4A-D3B5-4B91-94EA-BE9F17057DF0%7D--WKUS-TAL_5667%23teid-68（2021年6月3日閲覧）

調査し議決権行使を行うことは現実的ではないため、最近は議決権行使助言会社が台頭するようになった。議決権行使助言会社は、様々な企業を調査し機関投資家に議決権行使対象企業に関する提案を行うため、機関投資家はそのサービスを利用し、効率よく説明責任を果たすことができるようになっている。

アメリカではコーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードのような網羅的で体系的な整理は行われていないが、³ 2016年8月、著名企業や資産運用機関等の経営者がコーポレートガバナンスのあり方について、意見書「Commonsense corporate governance principles」を公開し、2018年にはそれを改訂するなど、有志者による自主規制の動きが見られる。⁴

コーポレートガバナンスにおける内部監査への要件の面で、上記の意見書やSOX法、ドッド・フランク法等は内部監査を明示的には言及していないが、NYSE上場規則の303A条には内部監査に関する規定が存在する。まず、同条00項 Corporate Governance Standardsでは新規上場1年以前に内部監査を設置することが義務付けられている。次に、同条07項 Audit Committee Additional Requirementsにて、監査委員会は内部監査機能のパフォーマンスを監督すること、会社移行により同機能がない場合は取締役会にその設置を促すこと、そして、定期的に、経営陣とは別に内部監査人とミーティングを行うこと、さらには、内部監査の責任、予算、人員などについてレビューを行うことが求められている。⁵

2. イギリス

イギリスにおけるコーポレートガバナンスは、典型的なハードロー（会社法）とソフトロー（コード）の組み合わせで推進されている。イギリスの会社法は伝統的に会社の定款の自治を広く認めており、それを補完する形でコードが機能している。コーポレートガバナンスに関する改革が進展したのは1990年代に遡るが、1992年にはキャドバリー（Cadbury, A.）委員会の「Code of Best Practice」が、1998年にはキャドバリー、グリーンベリー（Greenbury, R.）、ハンペル（Hampel, R.）の三委員会の「Combined Code」が、各々制定された。その後も関連検討は続き、ターンバル（Turnbull, N.）、ヒッグス（Higgs, D.）、スミス（Smith, R.）委員会での各成果を基に、2003年「Combined Code on Corporate Governance」が制定されるようになった。また、これは2010年に、コーポレートガバナンス・コード（UK Corporate Governance Code）とスチュワードシップ・コード（UK Stewardship Code）とに分離されると共に名称変更されるようになった。⁶

コーポレートガバナンス・コードの構成は、第1章：取締役会のリーダーシップと企業の目的、第2章：責任の分担、第3章：取締役会の構成・承継・評価、第4章：監査・リ

³ https://www.dir.co.jp/report/column/20160816_011152.html（2021年6月4日閲覧）

⁴ <https://www.governanceprinciples.org>（2021年6月4日閲覧）

⁵ NYSE上場規則：303A条00項、07項の（b）-(i)-(A)、（b）-(iii)-(E)/(F)/(H)、（c）参照。

⁶ 佐久間（2017）pp. 92-93。

スク・内部統制、第5章：報酬の5つの章からなり、「Comply or Explain」のアプローチを取っている。これは主要原則を遵守することとしていながらも、各則（Provision）について、守ることが望ましいが、代替手段があれば、それをも認めている。上位の原則にどのように整合するか、また、付随リスクがある場合は、どのような軽減措置がなされているかを説明することであり、企業の柔軟な対応を広く認めている。⁷

次にスチュワードシップ・コードを見ると、資産保有者と管理者向けの原則（12原則で目的及びガバナンス、投資アプローチ、エンゲージメント、権利の行使と責任の構成）とサービスプロバイダー向けの原則（6原則）とに分かれており、末尾には関連法令が提示されている。同コードはコーポレートガバナンス・コードとは異なり「Apply and Explain」のアプローチを取っている。すべての原則には「期待される報告事項」があり、「活動（Activity）」と「結果（Outcome）」とが定められている。⁸ ここには単なる開示のみならず、関連取り組みの質をも評価するとの意図がある。⁹

一方、監査法人ガバナンスコード（Audit Firm Governance Code）は、監査の品質やリスク管理を強化するために、英国財務報告評議会（The Financial Reporting Council(FRC)）がイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW)）と共に独立的なワーキンググループを2007年に設置し、議論を重ねて2010年1月に公表したものである。同コードは現在、20超の上場企業を監査する監査法人に適用されているが、コーポレートガバナンス・コードと同様、「Comply or Explain」のアプローチを取っている。第A章：監査法人のリーダーシップ、第B章：価値、第C章：独立した非業務執行役員、第D章：運営、第E章：報告、第F章：対話の構成で20原則と31の各則からなっている。とりわけ、2016年の改訂では、独立非業務執行役員の3人以上の確保、主要業績指標（KPI）の導入、企業及びその株主との対話についての開示など、監査法人にも上場企業並みの透明なガバナンス体制が求められている。¹⁰

内部監査関連の要件については、コーポレートガバナンス・コードの第4章：監査・リスク・内部統制の原則のM章にて提示されている。取締役会は、外部監査と内部監査の独立性と有効性を担保するために正式で透明な方針を設け、財務報告と事業報告における真正性を確実にすべきであるとされている。また、M章の各則25では、監査委員会が内部監査機能の有効性をモニタリングし、もし社内に内部監査機能がない場合には、年に一度はその必要性の検討を行い、取締役会にその設置を提案するよう求めている。¹¹

⁷ The Financial Reporting Council (FRC) (2018), pp. 1-3.

⁸ いくつかの原則には「背景（Context）」も含まれている。

⁹ The Financial Reporting Council (FRC) (2020), pp. 4-5.

¹⁰ The Financial Reporting Council (FRC) (2016), pp. 1-2, 5, 9.

¹¹ The Financial Reporting Council (FRC) (2018), p. 10.

3. ドイツ

ドイツの伝統的なコーポレートガバナンスには、銀行による支配と労働者の代表が経営に参加するという特徴があるといわれている。ガバナンス機関のあり方として、英米の場合は、取締役会の中に監査委員会を置く一層制となっているが、ドイツの場合、業務執行を担当する取締役会（Vorstand）と業務監督を担当する監査役会（Aufsichtsrat）とが分離された二層制となっている。英米の場合、株主によって選任された独立取締役が監査委員会のメンバーになるが、ドイツの場合（共同決定法 Mitbestimmungsgesetz の適用を受ける場合）、監査役は、株主総会と労働組合両方から同数監査役が選任されるようになっている。また、資本側（株主）の監査役の中から監査役会会長を、そして従業員側（労働組合）の監査役の中から監査役会副会長を選任することになる。¹²

ドイツでは、1919年に成立したワイマール憲法にすでに所有権の社会的責任条項が存在し、所有権が増大すればそれに比例して出資者の所有権の社会的責任も増大すると解釈されている。これは、従業員の経営参加を促す共同決定制度の趣旨とも一致しており、ドイツの企業に対する伝統的な価値観であるといえる。日本はドイツの憲法と労働法に大きな影響を受けて所有権の社会的意義、労働法理論を導入しているといわれている。¹³

ドイツは2009年以降、会計専門職を独立社外監査役に選任することを義務付けているが、従来のように資本側の利害や従業員側の利害を重視するものではなく、公器の代表としての性格がより強くなっている。こうした、資本、労働、社会（中立）代表から構成される共同決定制度の元での多元的な企業統治モデルが、コーポレートガバナンスに対するドイツの考え方である。¹⁴

2002年に制定された「ドイツ企業統治規範（The Deutscher Corporate Governance Kodex）」は、このような伝統的な企業観に基づき、ドイツ企業の全構成員の義務として「企業の利益（Unternehmensinteresse）」を重視している。同規範（コード）は大きく3つの要素で構成されているが、ドイツの株式会社法にて適用される経営管理と監督に関する規制、責任あるコーポレートガバナンス実現のための推奨事項と関連提案である。¹⁵ このコードは序文で二層制を採択しているドイツ企業の透明な経営と理解可能性の向上が目的であると述べている。構成として、第A章：経営管理と監督、第B章：取締役の任命、第C章：監査役会の構成、第D章：監査役会の運営、第E章：利益相反、第F章：外部報告における透明性確保、第G章：取締役会と監査役会の報酬で、合計23原則があり、「Comply or Explain」のアプローチを取っている。¹⁶

内部監査関連の要件については、第D章：監査役会の運営にある原則14の推奨事項D.3

¹² 土屋・岡本（2003）、pp. 72-75。

¹³ 吉森（2010）、pp. 50-52。

¹⁴ 佐久間（2017）pp. 147-148。

¹⁵ <https://dcgk.de/en/code.html>（2021年7月4日閲覧）

¹⁶ Regierungskommission Deutscher Corporate Governance Kodex（2019）、pp. 2-18。

がある。監査役会は、内部統制システム、リスク管理システム、財務報告の監査と法令遵守、そして、内部監査システムなどの有効性をレビューすることが求められている。¹⁷

4. フランス

フランスにおけるコーポレートガバナンスを検討する際に欠かせないのが、株式会社の組織形態である。フランス会社法は、1940年以来の一層制の取締役会に加え、1966年から、ドイツに倣って二層制の取締役会をも追加している。どの形態を取るかは個別企業の定款の定めによるため、その作成や変更によってガバナンス構造が自由に選択できるようになっている。¹⁸

フランス企業運動（Mouvement des entreprises de France：MEDEF）とフランス民間企業協会（Association française des entreprises privées：AFEP）が設置した委員会によって、コーポレートガバナンスに関する様々な議論がまとめられている。1995年に公表された第1次ヴィエノ（Vienot）報告書には、2人以上の社外取締役選任、監査・報酬・指名委員会の設置などを、1999年に発行された第2次ヴィエノ報告書には、取締役会会長と最高経営者との分離・兼務の選択制導入、報酬の開示、任期の上限、独立取締役の一定の割合の確保などを、各々盛り込んでいる。2001年にはこれらの内容を集大成した「新しい経済規制に関する2001年5月15日の法律第2001-420号（Loi n° 2001-420 du 15 mai 2001 relative aux nouvelles régulations économiques）」が公表された。同法では、上記ヴィエノ報告書の内容を含め、役員報酬の個別開示、取締役会の人員数・兼務数上限の低減、株主質問権の獲得条件の緩和、従業員代表への緊急時の株主総会の招集権・出席権の付与などが網羅されている。2002年にはフランス企業運動とフランス民間企業協会によってブトン（Button）報告書が発表される他、今までの論点を一つのコードにした「上場会社のコーポレートガバナンス」が公表された。2006年にはEUの「Comply or Explain」指令の発令があり、2008年に同機関はこれまでの議論を統合した「上場会社コーポレートガバナンス・コード（Code de gouvernement d'entreprise des sociétés cotées）」を制定するに至る。¹⁹

同コードは他国と同様に改訂を重ねているが、2020年版には、取締役会、株主総会、独立取締役、監査・指名・報酬委員会、取締役会への男女共同参画、従業員株主・従業員代表などの分野に渡って27の原則が提示されている。²⁰ なお、中小規模の上場企業に対しては同コードではなく、内容を簡素化したMiddlenextコードを適用するようにしている。²¹

内部監査関連の要件については、原則16. 監査委員会（Le comité d'audit）にて紹介している。16.2. 属性（Attributions）では、監査委員会に財務報告プロセス及び内部統制システ

¹⁷ Regierungskommission Deutscher Corporate Governance Kodex (2019), p. 10.

¹⁸ 土屋・岡本（2003）、p. 79.

¹⁹ 佐久間（2017）、pp. 214-218.

²⁰ Afep-MEDEF (2020), pp. 1-32.

²¹ <https://www.economie.gouv.fr/facileco/gouvernement-ou-gouvernance-dentreprise>（2021年8月4日閲覧）

ムの監視が求められ、内部監査及びリスク管理の責任者からの意見聴取を行う必要がある。さらには、内部監査報告書の要約版を定期的に受け取るようになっている。16.3. 運営方法 (Modalités de fonctionnement) では、監査委員会に、社外で財務・会計・内部監査の各責任者からの意見聴取ができるとしている。²²

5. 韓国

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本などの先進国では共通的に1990年代から2000年代半ばにかけて、企業不祥事の多発を経験している。²³ これらがコーポレートガバナンス向上に関する社会的ニーズを引き起こし、その結果、EU 及び OECD レベルでの枠組みの検討や、各国でのハードロー及びソフトローを整備することにつながったといえる。一方、韓国は、1997年の通貨危機により産業全体は大打撃を受けた。国際通貨基金 (IMF) からの融資を完済する2001年までに、財閥30グループのうち17が解体されている。IMF からの要求により、韓国政府は一般企業に対する外国人持分制限を撤廃し1990年代始めの10%代から、1998年の5月には100%保有を可能にした。その結果、株式市場の外国人持分も1997年に14.6%だったものが、2001年には36.6%まで急激に増加した。²⁴ 銀行の場合、1998年より外国人の持分取得が可能になり、1999年に0%だったものが、2004年には21.43%まで増加した。²⁵ 2017年の時点では、韓国6大銀行の外国人平均持分は73.3%となっている。²⁶ IMF が韓国経済に及ぼした影響は甚大であり、様々な問題が批判される中で、韓国企業のガバナンス構造改善に肯定的な影響もあったというアンケート結果も見られる。²⁷

今まで見てきた各国のガバナンス改革の背景とは少し異なり、韓国は、外国に資本市場の門戸を開くためにガバナンス改革が必然的に求められた面が強い。韓国政府の金融委員会により設立された企業支配構造改善委員会は、1999年9月に「企業支配構造模範規準」を公表し、2003年2月にはそれを改訂した。同委員会は、非営利社団法人韓国企業支配構造院 (Korea Corporate Governance Service) に引き継がれ、同規準は2016年7月に2次改訂がなされている。2021年8月には従来のガバナンスコードを含む「ESG 模範規準」を公表しているが、各要件が環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G) のテーマ毎にまとまっている。ガバナンスに関する部分は、背景と目的、取締役会のリーダーシップ、株主権の保護、監査委員会、株主及び利害関係者とのコミュニケーションの章で構成されている。²⁸

一方、ガバナンス情報の開示に関しては、韓国取引所の開示細則に従い「核心原則」の

²² Afep-MEDEF (2020), pp. 14-15.

²³ 佐久間 (2017)、p. 23、p. 92、p. 74、p. 135、p. 213参照。

²⁴ 중앙일보 (中央日報) 「4 조에서 346조원까지 ..80배 늘어난 외국인 주식투자」 2012年1月2日。

²⁵ Hana Institute of Finance 「외국 자본의 국내 진출 영향과 시사점 (은행을 중심으로)」, Hana Issue & Focus, No.30, 2006年5月26日, pp. 2-3.

²⁶ 한국금융신문 (韓国金融新聞) 「[2018 국감] 시중은행 외국인 지분율 평균 73.3%... 5년간 4.8%p ↑」 2018年10月11日。

²⁷ 韓国リサーチ株式会社による調査、コーポレートガバナンス構造の改善が60.1% (複数回答) となっている。중앙일보 (中央日報) 「시중은행 7곳 중 6곳 외국인 지분 50% 넘어」 2007年11月20日。

²⁸ 한국기업지배구조원 (Korea Corporate Governance Service) (2021), pp. 80-114.

開示をしなければならない。同取引所は2017年に「企業支配構造報告書ガイドライン」を公表、2020年にこれを改訂しているが、そこに核心原則の詳細が提示されている。核心原則は、1.株主の権利、2.株主への公平な待遇、3.取締役会の機能、4.取締役会の構成、5.社外取締役の責任、6.社外取締役の活動の評価、7.取締役会の運営、8.取締役会内の委員会、9.内部の監査機構、10.外部監査人の10項目となっている。なお、同取引所は、ステークホルダーが全般的なガバナンス状況を素早く把握するために、15の「核心指標」をも選定しておりその開示を義務化している。同ガイドラインは、諸外国と同様で「Comply or Explain」のアプローチを取っている。²⁹

内部監査関連の要件については、核心原則「9.内部の監査機構」にて言及されている。そこにある「内部の監査機構」とは監査委員会と個別の監査委員を意味しており、それらを支援する社内の組織が必要であるとしている。また15の核心指標のうち、「12. 独立的な内部監査部門（内部の監査機構への支援組織）の設置」があり、内部監査部門の設置有無を開示することが求められている。³⁰

6. 日本

日本型のガバナンスに関する通説的な特徴は、株式相互持ち合いによる安定株主の存在、力のあるメインバンクの存在、従業員をはじめその他の利害関係者に対する配慮の深さ、内部昇進型の経営者と比較的に牽制力の弱い取締役会と監査役である。戦後から1970年代の中頃までは経済の高度成長期で、企業は銀行からの大規模な借入金に依存しており、銀行は企業間の株式持ち合いをも推進していた。その理由から銀行は他の株主と共に企業を監視してきた。1990年代のバブル経済崩壊までの時期は、内部留保と株式発行により借入金依存傾向から脱却したが、株式持ち合いは続いた。1990年から2000年までの、いわゆる失われた10年においては、リストラクチャリングが進むことで労働組合が弱体化し、資本市場の規律がまだ確立していないまま、様々な不祥事が生じるようになった。³¹

1990年代後半から、経済団体連合会などの様々な機関で企業不祥事に対応するためのガバナンスに関する議論が行われるようになり、それを受けて、2004年、東京証券取引所は「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を公表した。2009年にはその改訂がなされ、原則に対する努力義務が課されるようになった。同取引所は今までの議論を踏まえ2015年に「コーポレートガバナンス・コード」を策定、諸外国で広く採択している「Comply or Explain」を各原則に対して適用した。同コードは2018年6月、2021年6月に改訂されている。

一方、金融庁は2014年2月に日本版スチュワードシップ・コード「責任ある機関投資家の諸原則」を策定し、2017年5月、2020年3月に改訂を行なっている。8つの原則を設け、

²⁹ 한국거래소（韓国取引所）（2020），pp. 7-62.

³⁰ 한국거래소（韓国取引所）（2020），pp. 52-62.

³¹ 土屋・岡本（2003），pp. 44-46.

代表的な日本企業の株主である機関投資家に、対話と適切な株主権利の行使を通じた企業の持続的成長を促している。同庁はまた、「投資家と企業の対話ガイドライン」を2018年6月に策定、2021年6月に改訂を行いコーポレートガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードが触れ合う重点課題を整理している。さらに、2017年3月には「監査法人の組織的な運営に関する原則」が制定され、日本においても監査法人のガバナンスコードの適用が始まっている。5原則、21指針の構成で組織レベルでの監査品質の確保に焦点が当てられているが、2019年7月の時点で大手・中堅監査法人を中心に17法人に適用されている。³²

現在のコーポレートガバナンス・コードは5の基本原則・31の原則・47の補充原則の構成となっている。基本原則は、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務、株主との対話であるが、証券取引所の市場区分の変更、ESG要素を含む中長期的な持続可能性を巡る課題への取り組みも含まれている。

内部監査関連の要件については、補充原則3-2②(iii)にて三様監査（監査役・会計監査人・内部監査）及び社外監査役間の十分な連携確保を促している。また、補充原則4-3④にて、全社的リスク管理体制の整備は取締役会の役割であり、その運用状況を監督する際には内部監査部門を活用するよう呼びかけている。次に、補充原則4-13③にて、内部監査部門が取締役会及び監査役会に直接報告する仕組みを構築するなど、取締役・監査役との連携を確保するよう求めている。さらには、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できる担当者の選任をも促している。³³

7. 小括

今まで主要国のコーポレートガバナンスに関する法的環境の形成とその中で内部監査に求められるソフトロー上の要件について確認した。各国の形成経緯や考え方などは異なるが、大きく①ガバナンス機関のあり方、②ステークホルダーとの関係のあり方、③情報開示のあり方が明確化され、会社法などの中核法令・コード類・上場規則などに反映されてきた。それらの目指す方向は大同小異である。ガバナンス機関の面では、経営者と取締役会及び監査委員会（以降、監査役会などを含むものとする）が対象で、経営と監視・監督の主体が明確化されており、ステークホルダーとの関係の面では、企業と株主（特に機関投資家）との対話、持続的な企業発展のための適切な議決権行使が重視されている。情報開示の面では、両者（ガバナンス機関とステークホルダーとの関係）を促進する主な手段として強調されている。

この構図の中で、内部監査機能は、ガバナンス機関のあり方に直結するものとなっている。内部監査機能が一次的に、内部のリアルな経営状況を社外取締役に共有・報告することによって、社外取締役は、二次的に、株主に対する説明責任を果たすことができる。ま

³² <https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-auditfirmgc/4.pdf>（2021年9月6日閲覧）

³³ 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」2021年6月、p.13、16、21。

た、この仕組みを開示することによって、その透明性を担保することができる。言い換えると、内部監査機能は、健全な経営を担保する重要機能の一つとして位置付けられており、社外取締役によって構成される監査委員会に直接・間接的にコントロールされ、また、監査委員会に貢献する仕組みとなっている。従って、近年、コーポレートガバナンスの透明性を高めるために内部監査機能の重要性が、強調されている。³⁴ これが内部監査機能に対する共通的な社会的要請であるといえるが、企業組織のエージェントとプリンシパルの関係を背景に、株主を中心とした利害関係者間の通念であることが、各国のソフトロー上の要件から明らかになった。

小括すると、健全なガバナンス体制の運営のために、内部と外部の接点となる内部監査機能は欠かせないといえる。この仕組みを確実にするための各国のソフトロー上の明示的な要件をまとめると以下<表1>の通りとなる。

<表1>コーポレートガバナンスにおける内部監査の明示的要件

No.	関係者	明示的要件（社会的要請）	国
1	取締役会	内部監査部門の設置検討	アメリカ、イギリス、韓国
2	監査委員会	内部監査のパフォーマンス、有効性確認	アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス
3	監査委員会	内部監査とのコミュニケーション	アメリカ、フランス、日本
4	監査委員会	内部監査の予算、人員	アメリカ
5	監査委員会	内部監査の独立性確保	イギリス
6	監査委員会	内部監査報告書の受領	フランス
7	監査委員会	監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用（リスク管理状況の評価、企業内部情報の提供手段）	日本
8	監査委員会	内部監査関連の開示 ³⁵	韓国、日本
9	監査委員会 独立監査人	三様監査の連携	日本

（出所）筆者作成

Ⅲ システマティックレビュー

1. 研究方法

文献レビューには、ナラティブレビュー(Narrative review)とシステマティックレビュー(Systematic review)とがある。両方とも研究成果を整理・評価し、今後の研究課題を明らかにするために有効な研究方法として知られている。しかし両者には明確な違いもある。ナラティブレビューは、研究者が主観的に必要と判断した文献を選択し、論拠を見出す方法であり、質的な理解が可能となる。³⁶ その反面、システマティックレビューは、収集し

³⁴ 北川（2013）、pp. 935-937。

³⁵ 日本はコーポレートガバナンス報告書にて一部内容を開示。韓国は存在有無のみ開示。

³⁶ Jasson et al., (2011), pp. 14-15.

た研究成果を一定の基準を用いて抽出しレビューする方法であり、量的な理解が可能となる。ここで重要な部分は、特定の検索キーワードなど、文献の選択過程を明示することで、ナラティブレビューより客観的なものになる。³⁷

前述した通り、本稿の目的はコーポレートガバナンスにおける内部監査への社会的要請と先行研究を整理し、今後の研究領域を明らかにすることであり、その一部を成している本章のゴールは次の通りである。ガバナンス脈絡での内部監査機能について、今までどのような関連研究が・どのようになされているかを、システムティックレビューを通じて、明らかにする。そのために、まず、リサーチクエスチョンを以下の通り設定する。

【RQ 1】 ガバナンス脈絡での内部監査について、今までどのような側面（分野・切り口）から関連研究がなされているか。

【RQ 2】 上記の研究は、どのような方法で行われているか（研究方法）。

上記2つの問いに対する答えを得ることで、今までの研究領域・実績を体系的に整理することができる。なお、この結果を、第1章で確認した内部監査に対する社会的要請に照らし合わせることで急務となる研究課題が明らかになる。

次に、システムティックレビューの設計である。まず、対象期間について検討する。アメリカの内部監査人協会が設立されたのが1941年、日本内部監査協会が設立されたのは1957年であるが、内部監査の本格的な普及は、2000年代に入ってからといわれている。当時、企業不祥事が多発したことからアメリカから始まった、内部統制報告制度（SOX 法）に倣って同様の制度が主要国でも施行されるようになる。そこで鍵となる、内部統制の経営者評価を担当する存在として、内部監査部門が量的・質的に急速に発展するようになった。³⁸ 内部統制の状況を評価する内部の独立組織が内部監査部門であることから、両者は非常に密接な関係にあるといえる。また、内部統制報告制度の理論的土台となる研究成果として、1992年公表されたアメリカのトレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）の「内部統制の統合的フレームワーク」を挙げることができる。米国公認会計士協会（AICPA）、米国会計学会（AAA）、米国財務担当役員協会（FEI）、米国内部監査人協会（IIA）、米国会計人協会（NAA・後に米国管理会計人協会と改称）の5つの団体が長年共同研究したもので、各国の内部統制報告制度の設計に際しても理論的な根拠となっている。これらのことを勘案すると、内部監査に対する本格的な議論は、ここ30年ほどであることが分かる。従って、システムティックレビューの対象期間を1990年1月～2021年5月とした。

次いで、論文データベースについては、社会科学分野でよく用いられるものを選択している。英語の研究成果を探すために「ScienceDirect」「Springer Link」「Web of Science」「Emerald insight」を利用する他、日本語は「CiNii Articles」を、韓国語は「Korean Academic

³⁷ Tranfield et al., (2002), pp. 8-9.

³⁸ 양정우 (2019), pp. 28-29.

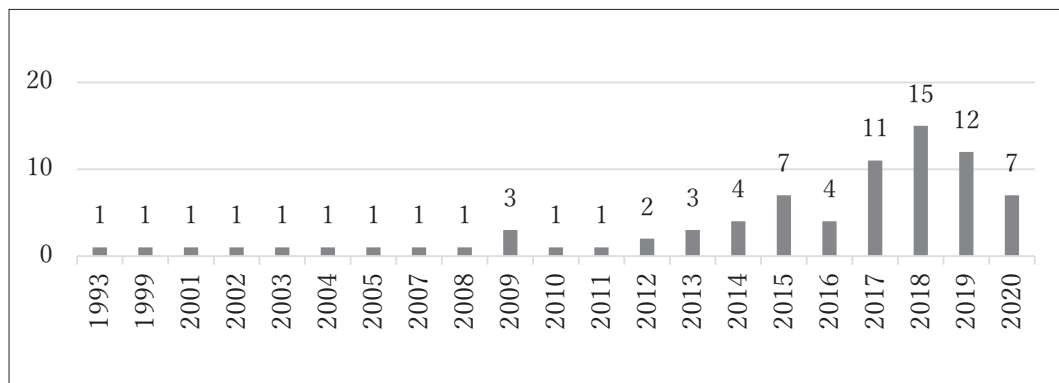
e-journal」を用いた。検索の方法として、対象を学術論文に限り、検索キーワードを「corporate governance」とすると共に、論文タイトルまたは抄録に含まれるキーワードとして「internal audit」を設定した。日本語および韓国語データベースも同様の条件とし、各々のキーワードを上記同様の「기업지배 (コーポレートガバナンス)」と「내부감사 (内部監査)」としている。

論文データベースから抽出できたものから、著者、タイトル、ジャーナル名、日付などを確認し重複するものを除外した。なお、抄録とキーワードを確認し、本研究対象に当てはまらないものを除いた。抄録などがないものは直接本文を確認し、論文の形式、研究成果、意義などを確認した。最終的に79件が識別できた（英語59件、日本語15件³⁹、韓国語5件）。最後に、対象論文を通読し研究カテゴリー・研究方法などを把握・分類した。

2. システマティックレビューの結果

まず、＜図2＞研究の実績を時系列でみると、1990年代から2000年代までは1件～3件と、関連研究は少なかったが、2010年代半ばから研究実績が多くなっていることが分かる。＜図3＞研究の実績を国別でみると、日本は15件で諸外国の約3倍と見えるが、論文データベースの検索仕様により学術ジャーナル以外のもの（関連協会や専門誌など）も含まれているためであり、学会を通じて発表されたものは6件である。残りの9件の内容をレビューした結果、関連研究として寄与度が高いと考えられ、実績に含めることとした。国ごとの差はあるものの、欧米・アジア太平洋・中近東・アフリカにて広く研究がなされていることが確認できた。なお、国別の分類は基本的に研究対象（企業、個人など）の所在国としたが、世界のデータを利用する場合・対象が複数国にまたがる場合・特定できない場合などは、筆頭著者の所属機関の所在国として分類した。

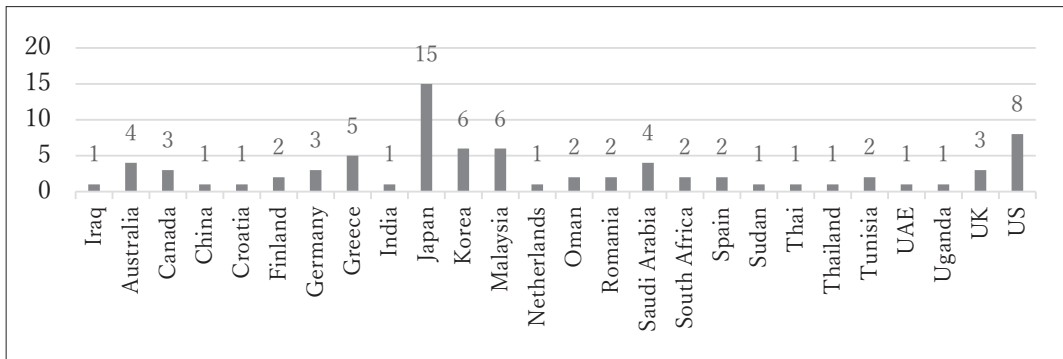
＜図2＞研究の実績（時系列）



（出所）筆者作成

³⁹ 日本語は「CiNii Articles」の検索仕様により、学術ジャーナル以外の論文も含まれる。

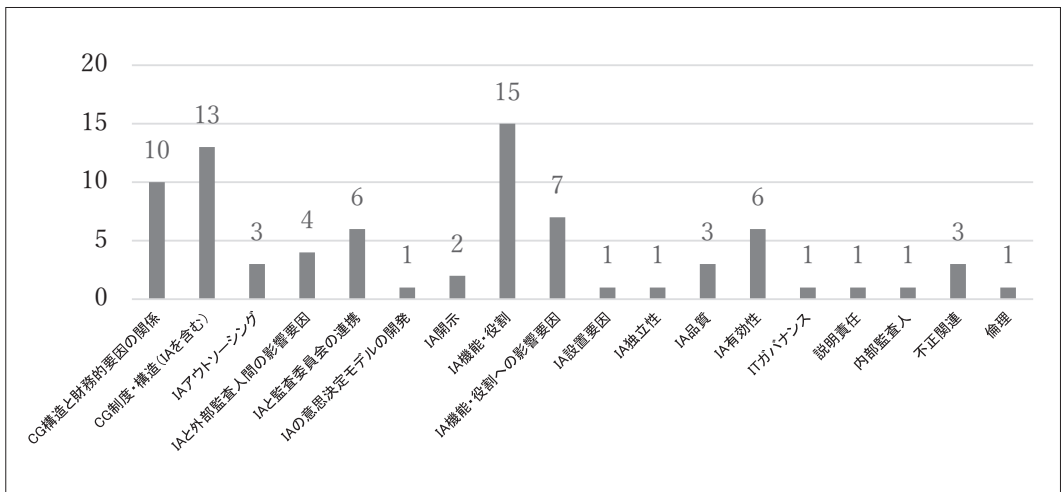
<図3>研究の実績（国別）



（出所）筆者作成

次に、リサーチクエスチョン1の研究分野・切り口のレビュー結果を確認する。＜図4＞には研究カテゴリーが示されているが、内部監査の機能・役割に関する研究、内部監査を含むコーポレートガバナンス制度・構造、コーポレートガバナンスの構造と財務的要因の関係が最も多くの研究が集中していることが分かる。一方、内部監査の独立性や説明責任、そして、内部監査人の要件などに関する研究は、重要な課題でありながらも、あまり取り扱われていない状況が明らかになった。他方、三様監査の連携に関する、内部監査と外部監査人の間の影響要因や内部監査と監査委員会の連携などの面で複数の研究実績も確認できた。

<図4>研究分野・切り口（カテゴリー）



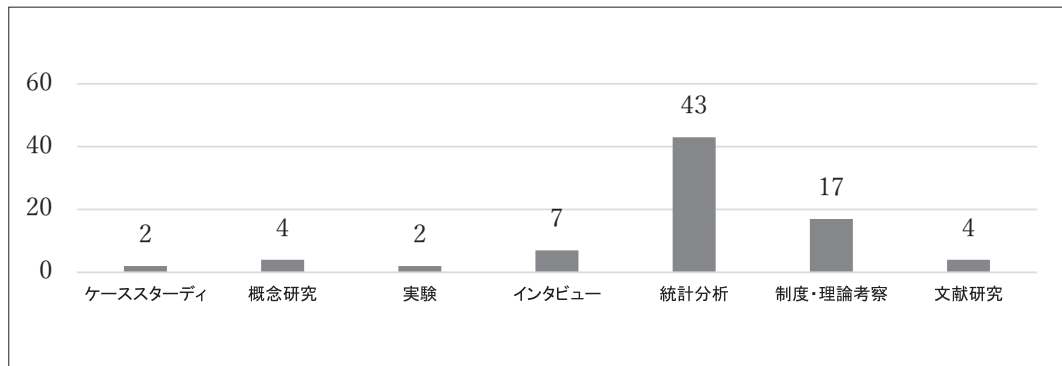
※「CG」はコーポレートガバナンス、「IA」は内部監査を意味する。

（出所）筆者作成

最後にリサーチクエスチョン2の研究方法であるが、＜図5＞の通り、統計分析が最も多い43件となっている。企業に対しアンケート調査を行うか、または、財務データや内部監査人協会（IIA）の調査データなどを利用したアーカイバル研究がよく見られる。分析方

法は様々であるが、主に重回帰分析やロジスティック回帰分析が用いられている。統計分析が該当する研究カテゴリーは複数あるが、財務的要因との関係や内部監査への影響要因など、数値データや因子分析が適している分野のものが多く見られる。他の実証研究の方法として、インタビューは7件、内部監査人などに特定のシナリオを提示し判断してもらう、実験も2件あった。質的研究の場合は、制度・理論の考察、文献研究などが主な研究方法となっている。

＜図5＞研究方法



(出所) 筆者作成

IV 考察

コーポレートガバナンスにおける内部監査の社会的要請に世界の30年間の研究実績を照らし合わせてみると＜表2＞の通りとなる。社会的要請「内部監査部門の設置検討」に対する研究には「内部監査設置」「内部監査機能・役割」「内部監査機能・役割への影響要因」の3つの研究分野が存在する。次いで「内部監査のパフォーマンス、有効性確認」に対しては「内部監査有効性」「内部監査品質」の2研究分野が、「内部監査とのコミュニケーション」に対しては「内部監査と監査委員会の連携」が各々マッチングしている。なお、「内部監査の独立性確保」には「内部監査独立性」が、「内部監査関連の開示」には「内部監査開示」が、「三様監査の連携」には「三様監査」と「内部監査と外部監査人間の影響要因」が各々関係している。

一方で、内部監査の社会的要請「内部監査の予算、人員」「内部監査報告書の受領」「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」に対しては、直結する研究は見られない。

他方、研究実績にはあるが、社会的要請に直結しない分野として、「内部監査の意思決定モデルの開発」「コーポレートガバナンス制度・構造（内部監査を含む）」「コーポレートガバナンス構造と財務的要因の関係」「不正関連」「説明責任」「内部監査アウトソーシング」「ITガバナンス」「内部監査人」「倫理」などがあることが分かった。

<表2> 内部監査の社会的要請と対応研究領域

No.	内部監査の社会的要請 (内部監査に対する主要国の明示的要件)	研究領域 (システマティックレビューの結果)
1	内部監査部門の設置検討	内部監査設置、内部監査機能・役割、内部監査機能・役割への影響要因
2	内部監査のパフォーマンス、有効性確認	内部監査有効性、内部監査品質
3	内部監査とのコミュニケーション	内部監査と監査委員会の連携
4	内部監査の予算、人員	(なし)
5	内部監査の独立性確保	内部監査独立性
6	内部監査報告書の受領	(なし)
7	監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用 (リスク管理状況の評価、企業内部情報の提供手段)	(なし)
8	内部監査関連の開示	内部監査開示
9	三様監査の連携	三様監査、内部監査と外部監査人間の影響要因

(出所) 筆者作成

以上のことから、コーポレートガバナンスにおいて求められる内部監査の社会的要請と、実際の研究成果の間には大きなギャップがあることが明らかになった。特に、世界的に学術研究がなされていない「内部監査の予算、人員」「内部監査報告書の受領」「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」の分野については、適切な研究課題及び研究方法を設定していく必要がある。例えば、「内部監査の予算、人員」の面においては、企業の財務的・人的規模や業種、関連リスクに対応するために、どの程度の内部監査組織を備える必要があるかについて、まず、理論的土台を築くため、実際の企業データを用いた実証研究が急務となる。次に「内部監査報告書の受領」においては、株主に対してエージェントとなる最高経営者への内部監査の報告と、株主のモニタリング手段となる監査委員会への内部監査の報告といった2系統のレポーティングラインに関する制度を中心とした質的検討が求められる。また、「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」においては、上記のレポーティングラインとその指示命令システムに関する制度検討に並行して、実際のモニタリング手段に関する実務的な検討も必要である。その社会的要請の本質に鑑みると、企業のリスク管理体制における内部監査の実施と、その結果を含む内部情報をどのように社外取締役提供すべきかに関する議論が欠かせない。

次に、内部監査の社会的要請と研究成果とがマッチングしている部分においても、網羅的な研究がなされているとはいえず、継続的な研究が必要なニッチ領域が残っていると考えられる。例えば、「内部監査のパフォーマンス、有効性確認」において、内部監査機能の中心軸である内部監査基準とパフォーマンスとの間の因果関係に関する研究は存在しない。また、海外では内部監査の成果や有効性に関する量的研究が多数見られるが、日本ではそれらの量的検討が殆ど見られない。ここ数年、日本のコーポレートガバナンス・コードの改訂が継続的に行われているが、2系統のレポーティングラインなどの面で海外と日本の企業の実情（経営者のみへの報告1系統が主流）に顕著な違いが見られる中、内部監

査関連制度の設計時に海外の研究成果がどこまで利用できるかという問題が残る。他方、社会的要請「内部監査関連の開示」については、研究の成果として、開示資料から内部監査が言及された文章のみを抜粋し分析したものや、XBRLによる電子的開示に関するものなど一部の領域に限ったものであり、マクロの観点（コーポレートガバナンス全体における内部監査の位置づけ）の開示を対象とした研究は見られない。なお、社会的要請「三様監査の連携」については、日本側では活発な議論が行われているが、海外では3つの監査機能を網羅的に検討した研究は見られない。そして、日本での三様監査の連携に関する研究は、質的検討のみで量的検討は存在しないという点も看過できない。

全体を通じて、上記の課題に関連する国際比較研究は非常に少ないことも指摘できる。多くの国で任意監査となっている内部監査に対する社会的要請の内容やレベル感が異なるため、国際比較には難しい面がある。しかし、各国の内部統制報告制度における内部監査機能を比較する、または、開示内容から見た内部監査の位置づけや、内部監査とガバナンス機関の関係性を比較するなどのアプローチによって、現在の相対的な位置を把握し、あるべき姿を見出していくことはできる。

最後に、我々が直面しているウィズコロナ・ポストコロナ時代の非対面監査や、AIを含む企業のITインフラを活用した継続的モニタリングの実施など、時宜に叶った課題への取り組みも必要となる。

V 結論

本稿は、膨大な概念体系となっているコーポレートガバナンスの中で、企業内部と外部との接点である内部監査機能に焦点を当て、社会的要請と先行研究を整理した。まず、主要国における歴史的背景とコーポレートガバナンスの法的環境の形成を概観した上で、その中での内部監査に対する明示的要件を確認した。それらをまとめ社会的要請と捉え、「内部監査部門の設置検討」「内部監査のパフォーマンス、有効性確認」「内部監査とのコミュニケーション」「内部監査の予算、人員」「内部監査の独立性確保」「内部監査報告書の受領」「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」「内部監査関連の開示」「三様監査の連携」と分類した。コーポレートガバナンスにおける内部監査への社会的要請は多岐に渡っていることが明らかになった。なお、この社会的要請は、コーポレートガバナンス・コードなどの改訂と共に、その期待レベルが年々上がっている。

次に、コーポレートガバナンスの脈略で内部監査に関連する世界の先行研究を、システムティックレビューという研究方法を用い網羅的に整理した。さらに、その結果を本稿でまとめた社会的要請に照らし合わせ、今後の研究課題を見出した。

結論として、多くの部分で社会的要請に応じる形で関連研究がなされていながらも、「内部監査の予算、人員」「内部監査報告書の受領」「監査委員会等の監督手段としての内部監査の活用」の分野については、研究として取り扱われていないことが明らかになった。こ

これらの研究課題は、内部監査の組織体制、監査報告の具体的な方法、リスク管理状況の評価プロセス、企業内部情報の提供手段などに密接に関連しており、一部を除き、通常社外秘に該当する情報であることから、研究が難しい分野であるといえる。

なお、社会的要請と関連研究とがマッチングしている領域であっても、量的・質的研究、海外・国内研究、詳細分野・学際分野の面において、まだ研究ニッチの領域が多数存在することも確認できた。特に、コーポレートガバナンス制度において有効活用が期待されている内部監査機能の背後には、内部監査基準の遵守が前提となっているが、それが社会的要請としてはあまり表には出ていないことと、内部監査関連の国際比較研究が殆どなされていないことが明らかになった。最後に、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の内部監査のあり方やAIを含むITインフラを活用した継続的モニタリングなどに関する時代のニーズも、コーポレートガバナンスと内部監査への社会的要請並びに学術研究における重要な課題として取り扱っていく必要があるといえる。

【謝辞】

本稿が掲載されるまで編集・査読の先生方から多大なるご支援・ご指導を頂きました。心より感謝申し上げます。

【参考文献】

- 岡部 光明 (2002) 「コーポレートガバナンスの研究動向：展望」、KEIO SFC JOURNAL Vol. 1 No. 1、慶應SFC学会、2002、pp. 195-196
- 柿崎 環 (2017) 「内部監査の独立性と上場会社のコーポレート・ガバナンス」現代監査、2017 (27)、pp. 58-67
- 岩倉 正和 (2005) 「社外取締役・社外監査役と内部統制・内部監査・コンプライアンス—敵対的買収におけるコーポレート・ガバナンスの問題とともに (特集 企業価値を高めるコーポレート・ガバナンス)」企業会計、57 (7)、pp. 960-965
- 内海 英博・加藤 由美子 (2005) 「不祥事例を参考に危機管理体制の構築と内部監査機能の強化を—企業価値向上を実現するコーポレート・ガバナンスとそのための留意点 ([特集] 不祥事続出する企業経営とあるべきコーポレート・ガバナンス展開)」Omni-management: NOMA 経営情報誌、14 (11)、pp. 2-7
- 大月 博司 (2018) 「コーポレートガバナンスの実効性を高めるための内部監査」監査研究、44 (9)、pp. 1-8
- 蟹江 章 (2016) 「フランスにおける内部監査と外部監査の連携」現代監査、2016 (26)、pp. 65-74
- 蟹江 章 (2017) 「コーポレートガバナンスと内部監査」税経通信、72 (14)、pp. 124-131
- 兼田 克幸 (2017) 「内部監査の充実・強化に向けた法制面等における諸課題」現代監査、2017 (27)、pp. 47-57
- 北川 道男 (2011) 「内部監査人報告書の開示とコーポレート・ガバナンスの透明性」国際関係研究、31 (2)、pp. 1-11
- 北川 道男 (2013) 「コーポレート・ガバナンスと内部監査 (高木勝一教授古稀記念号 経済と社会) — (企業) 」政経研究、49 (3)、pp. 933-950
- 研究会 No. a7 (コーポレートガバナンス改革と内部監査に期待される役割に関する研究会) (2019) 「CIA

- フォーラム研究会報告「コーポレートガバナンス改革と内部監査に期待される役割」監査研究、45(8)、pp. 33-69
- 小森 清久 (2018)「コーポレート・ガバナンスの観点からみた監査役会と内部監査部門の連携」愛知工業大学研究報告 (53)、pp. 94-104
- 佐賀 卓雄 (2014)「独立取締役とコーポレート・ガバナンス」『証券レビュー』第54巻第10号、日本証券経済研究所、pp.106-120
- 佐久間 信夫編著 (2017)『コーポレート・ガバナンス改革の国際比較—多様化するステークホルダーへの対応—』ミネルヴァ書房
- 島崎 主税 (2003)「コーポレート・ガバナンスと内部監査」現代監査、2003 (13)、pp. 94-102
- 鈴木 芳治 (2015)「社外役員の実効性に関する研究：社外役員と内部監査部門の連携を中心に」年報財務管理研究、(26)、pp. 108-115
- 土屋 守章・岡本 久吉 (2003)『コーポレート・ガバナンス論—基礎理論と実際』有斐閣
- 箱田 順哉 (2017)「不正に対応する監査の在り方 ～内部監査の立場から～」現代監査、2017 (27)、pp. 21-30
- 八田 進二 (2001)「内部監査とコーポレート・ガバナンス—内部統制を核としての検討(総特集 21世紀の会計)—(監査—制度・ガバナンスの論点)」企業会計、53 (1)、pp. 82-88
- 八田 進二 (2005)「これからの内部監査—コーポレート・ガバナンスの一翼を担え(『月刊監査研究』創刊30周年記念号)—(『月刊監査研究』創刊30周年記念特別企画)」監査研究、31 (4)、pp. 25-30
- 松井 隆幸・町田 祥弘・矢澤 憲一 (2015)「コーポレート・ガバナンスにおける内部監査の機能の研究(中間報告)」監査研究、41 (9)、pp. 13-29
- 三神 明 (2010)「コーポレート・ガバナンスと内部監査—企業経営における内部監査部門の役割」監査研究、36 (1)、pp. 80-85
- 吉森 賢 (2001)『日米欧の企業経営：企業統治と経営者』放送大学教育振興会26-29p
- 吉森 賢 (2010)「ドイツ共同決定制度と所有権の社会的責任—その制度化過程—」横浜経営研究、第31巻第1号、pp. 49-72
- Abdalmohammadi, Mohammad J.; DeSimone, Steven M.; Hsieh, Tien-Shih; Wang, Zhihong (2017) “Factors associated with internal audit function involvement with XBRL implementation in public companies: An international study” *International Journal of Accounting Information Systems*, 25, pp. 45-56
- Abdullah, Razimah; Ismail, Zubaidah; Smith, Malcolm (2018) “Audit committees” involvement and the effects of quality in the internal audit function on corporate governance” *INTERNATIONAL JOURNAL OF AUDITING*, 22 (3), pp. 385-403
- Afep-MEDEF (2020) Code de gouvernement d’entreprise des sociétés cotées
- Al-Akra, Mahmoud; Abdel-Qader, Waleed; Billah, Mamun (2016) “Internal auditing in the Middle East and North Africa: A literature review” *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 26, pp. 13-27
- Alaraji, Fedaa Abd Almajid Sabbar (2020) “Corporate Governance and its Impact on the Quality of Internal Audit” *QUALITY-ACCESS TO SUCCESS*, 21 (175), pp. 85-90
- Al-Dhamari, Redhwan Ahmed; Al-Gamrh, Bakr; Ismail, Ku Nor Izah Ku; Ismail, Samihah Saad Haji (2018) “Related party transactions and audit fees: the role of the internal audit function” *JOURNAL OF MANAGEMENT & GOVERNANCE*, 22 (1), pp. 187-212
- Al-Jaifi, Hamdan Amer; Al-Rassas, Ahmed Hussien; Al-Qadasi, Adel (2019) “Institutional investor preferences: Do internal auditing function and audit committee effectiveness matter in Malaysia?” *MANAGEMENT RESEARCH REVIEW*, 42 (5), pp. 641-659
- Alzeban, Abdulaziz (2020) “Internal audit as an antecedent of economic growth” *JOURNAL OF ECONOMIC*

- STUDIES*, <https://doi.org/10.1108/JES-08-2019-0350>
- Alzeban, Abdulaziz (2020) “The relationship between the audit committee, internal audit and firm performance” *JOURNAL OF APPLIED ACCOUNTING RESEARCH*, 21 (3), pp. 437-454
- Alzeban, Abdulaziz; Gwilliam, David (2014) “Factors affecting the internal audit effectiveness: A survey of the Saudi public sector” *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 23 (2), pp. 74-86
- Arel, Barbara; Beaudoin, Cathy A.; Cianci, Anna M. (2012) “The Impact of Ethical Leadership, the Internal Audit Function, and Moral Intensity on a Financial Reporting Decision” *Journal of Business Ethics*, 109 (3), pp. 351-366
- Baatwah, Saeed Rabea; Al-Qadasi, Adel Ali (2020) “Determinants of outsourced internal audit function: a further analysis” *Eurasian Business Review*, 10 (4), pp. 629-659
- Boskou, Georgia; Kirkos, Efstathios; Spathis, Charalambos (2018) “Assessing Internal Audit with Text Mining” *JOURNAL OF INFORMATION & KNOWLEDGE MANAGEMENT*, 17 (2), pp. 1850020-1 - 1850020-22
- Callahan, Carolyn; Soileau, Jared (2017) “Does Enterprise risk management enhance operating performance?” *Advances in Accounting*, 37, pp. 122-139
- Chen, Ying; Lin, Bin; Lu, Lizhen; Zhou, Gaoguang (2020) “Can internal audit functions improve firm operational efficiency? Evidence from China” *MANAGERIAL AUDITING JOURNAL*, 35(8), pp. 1167-1188
- Chikwiri, T. M.; de la Rosa, S. P. (2015) “Internal audit’s role in embedding governance, risk, and compliance in state-owned companies” *SOUTHERN AFRICAN JOURNAL OF ACCOUNTABILITY AND AUDITING RESEARCH-SAJAAR*, 17(1), pp. 25-39
- Colbert, Janet L. (2002) “Corporate governance: communications from internal and external auditors” *Managerial Auditing Journal*, 17(3), pp. 147-152
- Danescu, Tatiana; Prozan, Mihaela; Prozan, Roxana Diana (2015) “The Valances of the Internal Audit in Relationship with the Internal Control — Corporate Governance” *Procedia Economics and Finance*, 26, pp. 960-966
- Engelbrecht, Lindie; Yasseen, Yaeesh; Omarjee, Irfaan (2018) “The role of the internal audit function in integrated reporting: a developing economy perspective” *MEDITARI ACCOUNTANCY RESEARCH*, 26 (4), pp. 657-674
- Eulerich, Marc; Kremin, Joleen; Wood, David A. (2019) “Factors that influence the perceived use of the internal audit function’s work by executive management and audit committee” *Advances in Accounting*, 45, pp. 100410
- Fanning, Kirsten; Piercey, M. David (2014) “Internal auditors’ use of interpersonal likability, arguments, and accounting information in a corporate governance setting” *Accounting, Organizations and Society*, 39(8), pp. 575-589
- Ferry, Laurence; Zakaria, Zamzulaila; Zakaria, Zarina; Slack, Richard (2017) “Watchdogs, helpers or protectors? — Internal auditing in Malaysian Local Government” *Accounting Forum*, 41 (4), pp. 375-389
- Gebrayel, Elias; Jarrar, Hajer; Salloum, Charbel; Lefebvre, Quentin (2018) “Effective association between audit committees and the internal audit function and its impact on financial reporting quality: Empirical evidence from Omani listed firms” *INTERNATIONAL JOURNAL OF AUDITING*, 22(2), pp. 197-213
- George-Silviu, Cordoş (2014) “Analysis of Internal Audit Practices on FTSE100” *Procedia Economics and Finance*, 15, pp. 1265-1272
- Gras-Gil, Ester; Marin-Hernandez, Salvador; Garcia-Perez de Lema, Domingo (2015) “Quality of internal audit and financial reporting in the Spanish banking industry” *REVISTA DE CONTABILIDAD-SPANISH ACCOUNTING REVIEW*, 18(2), pp. 174-181
- Gros, Marius; Koch, Sebastian; Wallek, Christoph (2017) “Internal audit function quality and financial reporting:

- results of a survey on German listed companies” *Journal of Management & Governance*, 21 (2), pp. 291-329
- Halbouni, Sawsan Saadi; Obeid, Nada; Garbou, Abeer (2016) “Corporate governance and information technology in fraud prevention and detection: Evidence from the UAE” *Managerial Auditing Journal*, 31 (44354), pp. 589-628
- Halla, Ilona P. (1999) “A view of corporate governance and control In Finland” *Managerial Auditing Journal*, 14 (3), pp. 146-150
- Islam, Md. Shariful; Farah, Nusrat; Stafford, Thomas F. (2018) “Factors associated with security/cybersecurity audit by internal audit function” *MANAGERIAL AUDITING JOURNAL*, 33 (4), pp. 377-409
- Ismael, Hazem Ramadan; Roberts, Clare (2018) “Factors affecting the voluntary use of internal audit: evidence from the UK” *MANAGERIAL AUDITING JOURNAL*, 33 (3), pp. 288-317
- Jesson, J., L. Matheson and F. M. Lacey (2011), *Doing Your Literature Review: Traditional and Systematic Techniques*, SAGE Publications Ltd.
- Jezovita, Ana; Tusek, Boris; Zager, Lajos (2018) “THE STATE OF ANALYTICAL PROCEDURES IN THE INTERNAL AUDITING AS A CORPORATE GOVERNANCE MECHANISM” *MANAGEMENT-JOURNAL OF CONTEMPORARY MANAGEMENT ISSUES*, 23 (2), pp. 15-46
- Khongmalai, Orapan; Distanont, Anyanitha (2017) “Corporate governance model in Thai state-owned enterprises: structural equation modelling approach” *Corporate Governance: The International Journal of Business in Society*, 17 (4), pp. 613-628
- Koutoupis, Andreas; Pazarskis, Michail; Drogalas, George (2018) “Auditing Corporate Governance Statements in Greece — the role of internal auditors” *Corporate Governance: The International Journal of Business in Society*, 18 (5), pp. 1007-1020
- Lois, Petros; Drogalas, George; Nerantzidis, Michail; Georgiou, Ifigenia; Gkampeta, Eleni (2018) “Risk-based internal audit: factors related to its implementation” *CORPORATE GOVERNANCE-THE INTERNATIONAL JOURNAL OF BUSINESS IN SOCIETY*, 21 (4), pp. 645-662
- Mansor, N.; Che-Ahmad, A.; Ahmad-Zaluki, N. A.; Osman, A. H. (2013) “Corporate Governance and Earnings Management: A Study on the Malaysian Family and Non-family Owned PLCs” *Procedia Economics and Finance*, 7, pp. 221-229
- Mertzanis, Charilaos; Balntas, Vangelis; Pantazopoulos, Thodoris (2019) “Internal auditor perceptions of corporate governance in Greece after the crisis” *Qualitative Research in Accounting & Management*, 17 (2), pp. 201-227
- Mihret, Dessalegn Getie; Grant, Bligh (2017) “The role of internal auditing in corporate governance: a Foucauldian analysis” *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, 30 (3), pp. 699-719
- Mitchell, John A. (1993) “Poisoned Chocolate? Corporate Governance and the Cadbury Report” *Managerial Auditing Journal*, 8 (3), pp. 31-34
- Mubako, Grace (2019) “Internal Audit Outsourcing: A Literature Synthesis and Future Directions” *AUSTRALIAN ACCOUNTING REVIEW*, 29 (3), pp. 532-545
- Narayanaswamy, R.; Raghunandan, K.; Rama, Dasaratha, V (2019) “Internal Auditing in India and China: Some Empirical Evidence and Issues for Research” *JOURNAL OF ACCOUNTING AUDITING AND FINANCE*, 34 (4), pp. 511-523
- Oussii, Ahmed Atef; Boulila, Neila (2020) “Evidence on the relation between audit committee financial expertise and internal audit function effectiveness” *JOURNAL OF ECONOMIC AND ADMINISTRATIVE SCIENCES*, <https://doi.org/10.1108/JEAS-04-2020-0041>
- Oussii, Ahmed Atef; Taktak, Neila Boulila (2018) “Audit report timeliness: Does internal audit function

- coordination with external auditors matter? Empirical evidence from Tunisia” *EUROMED JOURNAL OF BUSINESS*, 13 (1), pp. 60-74
- Park, Hyun-Young; Lee, Ho-Young; Kim, Jin Wook (2019) “Investment in internal auditing and governance characteristics: Evidence from statutory internal auditors in South Korea” *MANAGERIAL AUDITING JOURNAL*, 34 (5), pp. 623-648
- Quick, Reiner; Henrizi, Philipp (2019) “Experimental evidence on external auditor reliance on the internal audit” *Review of Managerial Science*, 13 (5), pp. 1143-1176
- Regierungskommission Deutscher Corporate Governance Kodex (2019) German Corporate Governance Code (convenience translation)
- Rodgers, Waymond; Alhendi, Eyad; Xie, Feixue (2019) “The impact of foreignness on the compliance with cybersecurity controls” *Journal of World Business*, 54 (6), Article No. 101012
- Ronkko, Jaakko; Paananen, Mikko; Vakkuri, Jarmo (2018) “Exploring the determinants of internal audit: Evidence from ownership structure” *INTERNATIONAL JOURNAL OF AUDITING*, 22 (1), pp. 25-39
- Roussy, Mélanie (2013) “Internal auditors’ roles: From watchdogs to helpers and protectors of the top manager” *Critical Perspectives on Accounting*, 24 (7), pp. 550-571
- Roussy, Melanie; Brivot, Marion (2016) “Internal audit quality: a polysemous notion?” *ACCOUNTING AUDITING & ACCOUNTABILITY JOURNAL*, 29 (5), pp. 714-738
- Schneider, Arnold (2009) “The roles of internal audit in complying with the Sarbanes—Oxley Act” *International Journal of Disclosure and Governance*, 6 (1), pp. 69-79
- Sierra García, Laura; Ruiz Barbadillo, Emiliano; Orta Pérez, Manuel (2012) “Audit committee and internal audit and the quality of earnings: empirical evidence from companies” *Journal of Management & Governance*, 16 (2), pp. 305-331
- Soh, Dominic S. B.; Martinov-Bennie, Nonna (2018) “Factors associated with internal audit’s involvement in environmental and social assurance and consulting” *INTERNATIONAL JOURNAL OF AUDITING*, 22 (3), pp. 404-421
- Speklé, Roland F; Elten, Hilco J. van; Kruis, Anne-Marie (2007) “sourcing of internal auditing: An empirical study” *Management Accounting Research*, 18 (1), pp. 102-124
- Sueyoshi, Toshiyuki; Shang, Jennifer; Chiang, Wen-Chyuan (2009) “A decision support framework for internal audit prioritization in a rental car company: A combined use between DEA and AHP” *European Journal of Operational Research*, 199 (1), pp. 219-231
- Sulub, Saed Ahmed; Salleh, Zailailah; Hashim, Hafiza Aishah (2020) “Corporate governance, SSB strength and the use of internal audit function by Islamic banks: Evidence from Sudan” *Journal of Islamic Accounting and Business Research*, 11 (1), pp. 152-167
- Terdpapong, Kanitsorn; Trimek, Jomdet (2015) “Financial Scandal: The Case of King Mongkut’s Institute of Technology Ladkrabang, Thailand” *Procedia Economics and Finance*, 28, pp. 39-45
- The Financial Reporting Council (FRC) (2016) Audit Firm Governance Code
- The Financial Reporting Council (FRC) (2018) The UK Corporate Governance Code
- The Financial Reporting Council (FRC) (2020) The UK Stewardship Code
- Tranfield, David, Denyer, David and Smart, Palminder (2002) “Towards a Methodology for Developing Evidence-Informed Management Knowledge by Means of Systematic Review”, *British Journal of Management*, 14 (3), pp. 207-222
- Trites, Gerald (2004) “Director responsibility for IT governance” *International Journal of Accounting Information Systems*, 5 (2), pp. 89-99

- Tumwebaze, Zainabu; Mukyala, Veronica; Ssekiziyivu, Bob; Tirisa, Caroline Bonareri; Tumwebonire, Ashim (2018) “Corporate governance, internal audit function and accountability in statutory corporations” *COGENT BUSINESS & MANAGEMENT*, 5 (1), pp.1-12
- Vadasi, Christina; Bekiaris, Michalis; Andrikopoulos, Andreas (2019) “Corporate governance and internal audit: an institutional theory perspective” *Corporate Governance: The International Journal of Business in Society*, 20 (1), pp. 175-190
- Zaharia, Dragos Laurentiu; Lazar, Andreea; Tilea, Doina Maria (2014) “The Role of Internal Audit Regarding the Corporate Governance and the Current Crisis” *Procedia - Social and Behavioral Sciences*, 116, pp. 4819-4823
- Zain, Mazlina; Zaman, Mahbub; Mohamed, Zulkifflee (2015) “The Effect of Internal Audit Function Quality and Internal Audit Contribution to External Audit on Audit Fees” *INTERNATIONAL JOURNAL OF AUDITING*, 19(3), pp. 134-147
- 김광윤 (2008) “기업지배구조로서 내부감사제도의 실태분석 - 감사와 감사위원회의 비교관점 -” *세무와 회계저널*, 9 (3), pp. 73-110
- 김학열, 김효주 (2019) “ 내부감사기관의 자발적 설치요인에 관한 연구 ” *재무와회계정보저널*, 19 (3), pp. 1-28
- 양정우 (2019) “ 일본의 내부회계관리제도가 내부감사에 끼친 영향 ”, *한국감사협회, 감사저널* 16 (1), pp. 24-33
- 유순미 (2017) “ 금융기관 지배구조와 이익조정 - 저축은행의 내부감사기능을 중심으로 - ” *재무와회계정보저널*, 17 (4), pp. 61-80
- 유승원 (2009) “ 공기업의 지배구조와 경영성과 : CEO 와 내부감사인을 중심으로 ” *한국개발연구*, 31 (1), pp. 71-103
- 윤승영 (2019) “ 감사위원회 기능 강화를 위한 내부감사 보조조직의 역할 ” *경제법연구*, 18 (2), pp. 161-183
- 중앙일보 (中央日報) 「시중은행 7 곳 중 6 곳 외국인 지분 50% 넘어」 2007年11月20日 <https://news.joins.com/article/2952888> 2021年 8 月 5 日 閱覽
- 중앙일보 (中央日報) 「 4 조에서 346조원까지 ..80배 늘어난 외국인 주식투자」 2012年 1 月 2 日 <https://news.joins.com/article/7035535> (2021年 8 月 5 日 閱覽)
- 하나금융경영연구소(Hana Institute of Finance) 「외국 자본의 국내 진출 영향과 시사점(은행을 중심으로)」, *Hana Issue & Focus*, No.30, 2006年 5 月 26日
- 한국거래소 (韓國取引所) (2020) 「기업지배구조 보고서 가이드라인 (신구대비)」
- 한국기업지배구조원 (Korea Corporate Governance Service) (2021) 「ESG 모범규준」
- 한국금융신문 (韓國金融新聞) 「[2018 국감] 시중은행 외국인 지분율 평균 73.3%… 5년간 4.8%p ↑」 2018年10月11日 https://www.fntimes.com/html/view.php?ud=201810111453066801179ad43907_18 (2021年 8 月 5 日 閱覽)

フジテレビにおける映画製作事業の戦略的視座について

— 1995年から2010年にかけてのテレビドラマ製作経営資源の映画製作への展開に関する考察 —

A Study on the Strategic Perspective on the Film Production Business of Fuji Television Company: The Way of Development from Managerial Resources for TV Drama Production to Film Production between 1995 and 2010

金 井 秀 介
KANAI Shusuke

Abstract

In Japan, owing to the increasing popularity and influence of TV broadcasting, traditional major film studios, such as Toho, Toei, and Shochiku, have been gradually fading out of film production. Major TV broadcasting companies, such as Fuji TV, have entered the film production business and play a key role in the industry today. Fuji TV has a unique business strategy and has made major films such as *Goyokin* (1969) in the early days of the TV industry, and *Antarktica* (1983) in the film industry's declining stage. However, the production *Bayside Shakedown* (1998) changed Fuji TV's film production style and the relationship between the film and TV broadcasting industry on a large scale. This change has a background fused with external factors of film production transformation from analogue to digital technology and internal factors of Fuji TV's long-term strategy to become a contents creator.

This study aims to elucidate the uniqueness of Fuji TV's film production strategy by analyzing its films and TV content from a managerial resources perspective, especially human and organizational capital resources. Using *Bayside Shakedown* (1998) as a case study and comparing it to *Antarktica* (1983), this study aims to show how Fuji TV deployed its managerial resources from TV drama production to film production during the period 1995 to 2010. Additionally, it illustrates Fuji TV's long-term strategy to become not only a content holder but also a content creator, by describing its strategic usage of internal managerial resources and its intermediate managerial resources.

Keywords: film production strategy, TV broadcasting company, Fuji Television Company, managerial resources

要 旨

国内の映画製作事業は、テレビの登場などを受けて、1900年代後半に東宝や東映、松竹などの旧来型映画会社が徐々に映画製作の中心から撤退し、それにつれて映画産業も衰退したが、

1990年代から大手テレビ局が映画製作に本格参入し始め、今では国内における映画制作の中心的役割を果たしている。その中でもフジテレビは独自の戦略を持って映画製作事業に臨んでいる。同社がその歴史の中で映画製作に関与した重要な作品は、1969年の『御用金』、そして映画産業の衰退期にあった1983年の『南極物語』とあるが、1998年の『踊る大捜査線 THE MOVIE』はフジテレビだけでなく、映画業界とテレビ業界の関係のあり方を大きく変えた。そこには外的要因としての基本的技術がアナログからデジタルへと変化したこと、及び内的要因としてコンテンツクリエイターを目指すフジテレビ独自の長期的映画事業戦略の融合がある。

本研究では、フジテレビの映画事業戦略の独自性について、同社のコンテンツ製作に関する経営資源、特に人的経営資源と組織経営資源に着目し、テレビ番組と映画を対象として分析を行う。主に1995年から2010年の映画、テレビドラマ資料をもとにして、特に『踊る大捜査線 THE MOVIE』を『南極物語』との対比の中で掘り下げることにより、最終的にはどのようにしてフジテレビがテレビドラマ製作の経営資源を映画製作に発展及び展開していったのかを明らかにする。経営資源としては内部経営資源のみならず中間経営資源の戦略的活用が示され、長期的視点でコンテンツホルダーのみならず、コンテンツクリエイターとしての自社の確立を目指す戦略が示される。

キーワード：映画製作事業戦略、テレビ局、経営資源

I はじめに

19世紀末の映画誕生より1世紀以上が経ち、映画産業はさまざまな変化を遂げてきた。中でも重要な変化としては、映像コンテンツを記録する35mmのフィルムを1秒間に24コマ連続的に流していくというアナログ基本技術は、映像情報をデジタルに変換した上でビデオ信号として記録、及び映写するというデジタル技術へと大きな変化を遂げた。これにより映画消費の場も、映画館からテレビやDVD、携帯端末などでのオンラインストリーミングなど大きな広がりを見せた。しかし、21世紀の今日においてもコンテンツとしての映画の経済的価値は衰えが見られない。つまり映画作品というコンテンツの製作能力は今もって極めて重要である。こうした基本的問題意識のもとに今日の日本における映画製作のあり方を考えるにあたって、本研究は現在の国内映画製作の中心である東京キー局と称される大手テレビ局の戦略に着目した。そして、大手テレビ局の中でもプロデューサー、映画監督、テレビ番組等の面で自社の人材資源を映画製作に多く使用しているフジテレビの事例を中心に経営資源を主に分析することで、同社の映画製作事業戦略の特徴を明らかにすることを本研究の目的としている¹。そうした中でフジテレビにおいて、TV番組や映画の放映権を保有し、使用すること、つまりコンテンツ・ホルダーを基軸とした戦略から、そうしたコンテンツ、ここでは特に映画を創り出す能力、つまりコンテンツ・クリエイターを基軸とした戦略への転換を検証する。

¹ 『朝日新聞』1989年8月4日夕刊12面、『朝日新聞』1994年10月13日夕刊15面

1. 日本のテレビ局と映画事業の概略

1953年2月1日にNHK東京テレビジョン（NHK）がテレビ放送を開始し、同年8月28日に日本テレビ放送網がこれに続いた。フジテレビの設立は1959年である。テレビ放送開始当初は映画産業が隆盛を迎えていた。1960年代になりテレビ会社各局は放送コンテンツとして映画会社と契約し、自局で映画の放映に力を入れ始めた。フジテレビでは1961年1月に「テレビ名画座」を放映開始し、他にも日本教育テレビ（テレビ朝日）が1966年から「土曜洋画劇場」を放映開始している。その後、1960年代終わりから1970年代にかけてテレビ局が映画製作に関与を始めた。フジテレビは東宝の子会社である東京映画と『御用金』（1969）を製作し、以降『人斬り』（1969）、『暁の挑戦』（1971）と同社の映画制作への関与が続いたが、映画作品の制作という意味においてはあくまで映画会社の主導で行われていた。この時期に映画製作に乗り出したのが角川書店であった²。角川書店は自社の書籍ビジネスとの相乗効果を狙った映画プロモーションなどにより成果を上げた³。1980年代ではテレビ局がテレビ媒体を利用したプロモーションに積極関与をしていく⁴。こうした一連の流れの中でかつて映画製作の中心的存在であった東宝などの国内大手映画会社は映画製作から距離を置き、事業をリスクの大きい制作を含めた映画製作事業全体から配給中心にシフトさせ、安定的な経営を志向するという方針をとった⁵。これら映画会社は映画製作において有効な戦略を見つけることができなかつたのである。その結果、邦画市場では必然的に映画の作り手となる層が薄くなり、次いで品質の高い製品が減少し、顧客を呼び込めなくなるという流れが引き起こされた面がある⁶。

しかしながら、上述のように徐々に映画製作に関与を強めていたテレビ会社各局は、1980年代に入り、そして特に1990年代以降テレビ局が映画製作に積極的に取り組むケースが増加し、邦画市場は再び活況を呈し始めた⁷。映画事業は、もはや映画会社だけが映画を製作していた時代から、映画会社以外が映画を製作し事業に関わる時代に移行している。特に1998年の『踊る大捜査線 THE MOVIE』以降、製作面での変化が顕著である。こうした背景には、技術の進歩と発展があり、それを基盤としてテレビ局が主に人的資源を中心とした経営資源を活用し、更に製作能力強化を図る戦略が存在している可能性がある⁸。つま

² 『日経ビジネス』2006年2月20日号

³ 原作の本の販売と映画の宣伝の両方をテレビ、ラジオ、雑誌などのメディアをフルに活用した宣伝手法で『犬神家の一族』（1976）、『人間の証明』（1977）、『野生の証明』（1978）、『時をかける少女』（1983）と次々にヒットを飛ばした。

⁴ 『南極物語』（1983）、『チ・ン・ビ・ラ』（1984）、『TAN TAN たぬき』（1985）『ビルマの竊琴』（1985）、『子猫物語』（1986）、『時計』（1986年）、『優駿』（1988）、『木村家の人びと』（1988）、『病院へ行こう』（1990）『タスマニア物語』（1990）など。

⁵ 『朝日新聞』1995年11月25日夕刊5面、『読売新聞』1999年3月22日朝刊13面、『読売新聞』2009年10月12日朝刊6面

⁶ 笹川（2007）p. 76など。

⁷ 『朝日新聞』1990年4月13日夕刊10面

⁸ 『朝日新聞』2006年9月9日朝刊3面、『朝日新聞』2009年6月20日朝刊16面

り、現在の日本の映画製作においてテレビ局の映画製作事業戦略を分析すること抜きに今後の映画事業の方向性を見出すことは難しい。

テレビ局の映画製作事業の検討を始める前に、映画事業におけるサプライチェーンの全体像を確認しておくことにする。映画事業は一般的に非常に長く、複雑なサプライチェーンによって構成されていると言われている（図1）⁹。まず、映画事業の企画段階¹⁰で、映画のアイデア、映画製作全体を統括するプロデューサーや会社、事業全体のロードマップやスケジュール管理、資金の手当などを行う。そして映画制作の段階で、俳優、監督、脚本家、カメラマン、美術、メイクなど各専門分野の人材がプロデューサーにより策定される。映画作品の完成に前後して、配給の都合に合わせて広告宣伝などのプロモーションが行われ、適宜契約が交わされた映画館で集客し、上映が行われる。これを興行と言い、ここでの収益を興行収入と言う。映画の劇場上映は通常上映開始直後の1、2週間に最も観客を集める。その後は新作のプロモーションが始まることもあり、極端に興行収入が落ちていくロングテールの売上カーブを描くことが多いことが知られている。劇場上映を終えた映画は、その後テレビ放映、ストリーミングサービス、レンタルビデオ、セルビデオなど多様なコンテンツ形式で二次利用、三次利用されることによって、映画事業全体として収益が上がる構造になっている¹¹。

映画製作は総じてリスクが大きく難しい事業の部類に入る。映画を製品の特徴からみると、経験財である点を指摘できる（湯浅ほか、2006、p. 211；河島、2009、p. 39）。消費者は製品を購入する（映画を観る）まで製品の価値を確かに知る術がない。これは製作側にとっては需要予測の難しさを意味する¹²。また、映画を製造の面からみると、長く、細かい制作作業の連鎖であり、製造途中のマネジメントは複雑で難しい（Caves, 2000, p. 137）。また、映画を製造者の特徴でみると、有能な俳優や脚本家といった創造性を発揮する人材の確保、あるいは映画製作全体において確かな経営管理能力のある人材の育成などに事業としてのリスクが存在する。どこまでの経営資源を社内で確保し、何を社外から調達すべきなのかは、極めて高度な問題を含んでいる。

2. 先行研究と問題点

これまで映画産業を含むクリエイティブ産業に対する研究は、その豊富なデータの存在の割には、あまり行われてこなかった分野の一つであった（Caves, Richard E, 2000, p. 1）。

⁹ 本稿では、映画作品を作ること制作、映画作品作りに加えて、その前後の企画や広告宣伝、など映画事業全体を作り上げることを映画製作事業として区別し定義している。

¹⁰ プリプロダクションとして制作の一工程に位置付けることもある。また、主に撮影などを終了したのち、編集などを経て最終作品に仕上げる工程をポストプロダクションとして制作の一部と位置付けることもある（菅谷ほか、2009）。

¹¹ 『読売新聞』1999年3月22日朝刊13面

¹² 社会現象や自然災害などの外部要因にも大きく左右される。例えばクリント・イーストウッド監督の『ヒア アフター』は、東南アジアの街が津波に襲われる場面があるため、2011年3月11日の東日本大震災後に配給元のワーナー日本支社が上映中止を決めている（『朝日新聞』2011-03-15、夕刊、p. 9）。

しかし、近年では映画産業は多くの新製品の製品ライフサイクル全体に渡る豊富なデータを提供するとともに、多くの未解決な“謎”を提供していることから、マーケティングやその他の分野で有益な研究領域となっており、この20年余りで研究は著しく増加した(Eliashberg, J., Elberse, A., Leenders, Mark A.A.M., 2006, p. 638)。

製品 (product) として映画をとらえた場合、Hirsch (1972) は以下のように規定している。「文化的製品は、はっきりした功利的効用というよりむしろ一般的には美的、もしくは表現的なものを与える一般の消費者に向けた”非物質”財と一時的に定義されるかもしれない」。「映画や劇、書物、版画、レコード、プロフットボールゲームは大部分が文化的製品である。それぞれがライブで特殊、かつ／あるいは唯一独特の一連の創意工夫を含んでいるという意味において非物質的である」(Hirsch, 1972, pp. 641-642)。

一方、Caves (2000) は経済学者がこれまで十分にアプローチしてこなかった分野に書籍出版、絵画や彫刻などの視覚芸術演劇、オペラ、コンサート、ダンスなどの舞台芸術、音楽レコード、映画、テレビ映画、ファッション業、玩具やゲームといったクリエイティブ産業があるとしたうえで製品の特徴を以下のように述べている。「いくつかの創造的成果は、芸術家が一人でキャンバスに絵を描くようなただ一人の創造者を必要とする。しかし、多くは製品のクオリティや構成に関して各々の趣向をもたらす、技術を身に着け、専門化された多岐にわたる作業者を必要とする。劇場映画は多くの異なる芸術家の努力の産物だ。各々の芸術家は異なる技術と美的感覚を持ち、それゆえに潜在的に対立する優先事項と趣向が彼らの努力をまとめ上げる監督の上にのしかかっている」(Caves, Richard E, 2000, p. 5)。つまり、映画は非物質材の特徴を持つ製品であり、クリエイティブ産業の中でも多くの異なる技術を持つ人による共同作業の上に生み出される製品といえる。

次に製造 (produce)¹³の側面からみていく。映画は製品として非物質的、経験財の特徴を有するため、製品のクオリティにかかわらず興行面での不確実性 (リスク) が常に存在する。この不確実性をどのように低減するかが製作面での一つの大きな課題になっている。その一つの方策としてスターと呼ばれる有名俳優の起用の有効性に関する研究テーマがある。例えば DeVany and Walls (1999) は、1984年から1996年の間にアメリカとカナダで公開された2015本の映画を分析した結果、映画産業は極めて不安定なビジネスであるとしたうえで、その成果の一つとして現在のハリウッドには成功の方程式が存在しない、としている。

スター俳優の起用に頼らない方策としてブロックバスター戦略があげられる。菅谷、中村ら (2009) によると、ブロックバスター戦略とは1970年代のハリウッドが始めた、巨額の予算を投じて映画を製作し、短期間で回収する戦略のことである¹⁴。Baker and Faulkner (1991) は、このブロックバスター戦略の先駆けは『ゴッドファーザー』(1992) であると

¹³ 映画における製作とは、通常企画から制作、配給、興業、その他を含むプロジェクト全体を指すが、ここでは「製品の製造」という定義で使用している。

¹⁴ 菅谷、中村他『映像コンテンツ産業とフィルム政策』、p. 3

している¹⁵。

映画製作ビジネスにおいて大失敗作の話題は尽きないが、Caves (2000) は制作段階において、なぜ興行的な大失敗作が作られることになるのかという問題を提起している。「費用が次第にかさんでいき、プロジェクトのクオリティに関する情報が徐々にわかってくると、合理的な意思決定者は巨額の事後損失につながるそのプロジェクトを完成まで実行する。」(Caves, 2000, p. 137) つまり映画を制作する工程は専門ごとに細分化されているため、各段階での費用がサンクコストとして連鎖されていく。一方製品としての映画のクオリティに関する情報は徐々にしか明らかにならないため、映画の完成まで中止の判断を行わないことになるというものである。

製造者 (producer) の観点から Baker and Faulkner (1991) は、ハリウッドの映画製作をブロックバスター前後で時代を区切り、製作者の組み合わせの変化について論じている。彼らはハリウッドにおける製造者の役割分担や組み合わせが特殊であり、さらにブロックバスター登場前後に変化があることを発見した。彼らによると、伝統的な役割理論では位置の構成は不変と示唆され、映画製作における重要な三つの役割—プロデューサー、監督、脚本家—には各々別の人が配置され、各々がその位置に見合った役割を演じることになる。彼らはハリウッドの特殊性を次のように論じる。「しかしながら、ハリウッドでは組合せパターンは一定ではない。五つの異なるパターンを観察することができる。役割分担でみるとそれぞれの役割は異なる位置として規定される (P/D/S)¹⁶。ビジネスと芸術の領域区分が一方であり、他方は芸術の役割が位置で区分される」。Baker and Faulkner は、役割構成の例として分離的役割 (P/D/S) では『スーパーマン』(1972)、反対の結合的役割 (PDS) ではスタンリー・キューブリックやブレイク・エドワーズの映画をあげている。ブロックバスターの最初の映画である『ゴッドファーザー』は P/DS タイプであった。これが偶然であろうとなかろうと、この成功により模倣と適用を通じて、以降の映画ではプロデューサー機能の分離と専門化が進んだとしている (Baker and Faulkner, 1991, p. 291)。そして、ブロックバスター登場以後はプロデューサー機能の専門化が進み、ビジネスと芸術領域が分離し、芸術的機能の統合が進んだことにより、ハリウッドのブロックバスターを生み出す最適なパターンが P/DS タイプであると論じている (Baker and Faulkner, 1991, p. 306)。Baker and Faulkner (1991) が指摘する点は、映画製作における重要な人的、組織的要素として注目に値する。

一方、企業の価値創造の源泉を経営資源に求める考え方は Penrose (1995) を嚆矢とする理解が一般的である。この理論はその後 Wernerfelt (1984) によって resource-based view と名付けられ、外部環境への対応により企業発展を考える positioning view (Porter, 1980) と

¹⁵ Baker and Faulkner (1991), "Role as Resource in the Hollywood Film Industry", p. 288

¹⁶ Baker and Faulkner [1991] は、P=Producer, D=Director, S=Screenwriter として省略形で表記したうえで、「/」を用いて位置別の役割規定を表現している。例えば、P/DS はプロデューサーが一人で監督と脚本家は一人の人が兼任していることを表す。

対を成す形で理論的に大きな発展を遂げてきた。経営資源の要素については多少考え方の違いはあるが、広く理解を得ているという意味では、人的資本資源、物的資本資源、財務資本資源、組織資本資源といった分類が広く理解を得ていると言ってよい (Barney, 2002)。テレビ局の映画製作事業においてもヒト、モノ、カネ (資本関係含む)、組織の観点で整理が可能である。

ではテレビ局が企業内の戦略ありきで映画事業を進めてきたかと言えば、そこには外部環境の変化に適応する奮闘があったことは明らかである。企業としての価値創造のために社会の経営資源を戦略的に活用することはもちろんのことではあるが、社外の資源を自社の価値創造とどう関連づけるかは重要な経営課題の一つである。生産要素を企業の内部に求めるのか、外部に求めるのかを明らかにしたのが、取引費用理論であることは広く知られている (Coase, R. H., 1937)。更に、Williamson, O. E. は、Coase の理論では明らかにされていなかった市場の失敗を、限定的合理性と機会主義によって説明した (1975)。

こうした Coase や Williamson による、企業と市場という二分法的論理に対し、今井、伊丹、小池 (1982) は市場と企業の間には中間組織という市場と内部組織の両方の長所を持つ存在を指摘した。中間組織とは、具体的には企業間の協調、連合、業務提携、系列、集団化などのゆるやかな企業間結合を意味する。今井、伊丹、小池は中間組織を資源配分の観点から定義づけている。彼らはまず市場、及び企業内で行われる資源配分を市場の原理と組織の原理の二要素による枠組みで捉え、中間組織を市場取引と組織内取引の中間的取引であり、実質的に継続可能な取引であるとともに、原理的には随時退出可能な取引であるとしている。そしてこの中間組織の存在が日本の産業組織が環境変化に対して適応力を持つ理由になっているとしている。この中間組織という形態は、その後も Hennart, J. F. (1993)、Collis, D. J. and Montgomery, C. A. (1998)、小野、根来 (2001) によって、多様な角度からその実体と有用性についての考察と検証が加えられている。つまり、企業と市場の間に存在している中間組織が、市場の環境変化に対して重要な役割を果たしているとする議論である。この点はテレビ局においても技術等の変化、映画事業の取り込みという環境変化において当てはまる可能性がある。

国内テレビ局による映画製作戦略に関しては研究が限られるが、若林 (2016) は昨今の国内映画製作はテレビ局主導の製作委員会方式によって収入の多元化が図られ、興行リスクの低減につながっているとしているほか、製作委員会の参加企業の経営資源やネットワーク資源の重要性、特に長期的かつ中心的に映画製作に関わる企業の存在が興行成績向上に寄与していることを指摘している。また、製作委員会における関係性と生産性の関連について、内山 (2019) は、企業間の信頼性と相互互惠的知識の存在、仕事上共通の社会通念、及び相互監視メカニズムの存在に裏付けられた関係性は業界におけるコンテンツ創造のダイナミズムにおいて重要だとし、製作委員会システムの基本要因を明示している。

3. 問題提起

これまで検討してきた先行研究から、国内のテレビ局による映画製作事業において以下の重要な検討事項が浮上した。映画事業全体における専門性の連鎖などの長いサプライチェーンを踏まえ、外部、内部経営資源にとどまらず、その中間に存在する経営資源の検討の必要性、そして経営資源として特に人的、組織的資源を検討することが浮かび上がってきた。こうした観点からのテレビ局における映画製作事業に関する研究はまだ十分とは言えない。本稿では、国内の映画製作事業に果たしてきたテレビ局の役割とその可能性について、フジテレビを中心に、主に人的、及び組織経営資源蓄積の観点から考察を行なう。

II 研究方法

本研究の対象とする経済主体としては、営利企業としての経営資源のあり方に着目する観点から、NHKを除いた東京民放キー局5社としている。国内テレビ局は127社を数えるが、そのほとんどは東京民放キー局5社いずれかのネットワーク傘下にある。そしてテレビ局が映画製作に製作委員会という形で関与する場合、東京キー局のみの参加である場合と、そのネットワーク曲も含めて参加している場合があるが、プロデューサーや監督の所属などを考えるとそのほとんどが東京民放キー局主導で実行されている。従って本研究では東京キー局5社を分析対象としている。そして本研究ではフジテレビを中心に考察を行っている。

次に対象とする製品として、テレビ番組は1977年から2009年までの作品について、主に視聴率から分析を行なった。また映画は興行的にヒット作と考えられる売り上げは約10億円以上というのが業界の認識であるため、興行収入10億円以上且つ日本映画の劇場用商業映画をもって映画製作事業における成功要因を分析する対象とした¹⁷。年度によって興行収入が上下するトップ10やトップ20という売上順位による線引きよりも一定額以上の興行収入とする方がより客観性が担保されると判断した。分析対象とした期間は1995年から2010年の16年間であり、対象映画本数は327本である。

製作に関しては、テレビ番組についてはプロダクションとテレビ局の関係、映画については製作委員会のあり方、特に参加企業の数、種類、関係を中心に製作者情報とも重なる部分があるが、テレビ局の映画製作への関与度、そして関与のあり方に着目した。

製作者、すなわち製作に関与している人材としては、山下、山田（2000）も指摘しているが、特に主に Baker and Faulkner（1991）を踏まえ、本研究では監督とプロデューサーに着目している。要素としては特に監督やプロデューサーの経歴等のバックグラウンド、テレビ局との関係性に焦点を置いている。

テレビ番組や製作映画委員会参加企業情報、プロデューサー等の情報収集として、専門

¹⁷ 『日本経済新聞』2006年12月2日朝刊44面

誌、キネマ旬報、時事映画通信社『映画年鑑』などを使用し、情報に記載漏れがある場合はDVD等の実際の映画映像等の二次データ情報に基づいた定量的な実証分析を行った。同時に製作者情報は主に新聞、雑誌その他のインタビュー記事を使用し、定性的情報を組み合わせ、仮説構築的考察を行なっている。

研究フレームワークとしては、分析対象情報を、製品（映画作品：product）、製造（映画製作：produce）、製作者（映画監督、プロデューサーなど：producer）の観点で整理し、経営資源理論を基盤として個々の経営資源要素と組織、その関連性の観点から分析を進めた。本研究では今井他（1982）が提唱する中間組織を経営資源の文脈から中間経営資源とし、従来の外部経営資源、内部経営資源の中間に位置付けたフレームワークを採用している。また分析対象の主なケースとして『南極物語』から『踊る大捜査線』への歴史的変遷として考察を加えている。

Ⅲ フジテレビのコンテンツ製作における経営資源の組織的関係性

フジテレビは言うまでもなくテレビ放送事業者である。同社の事業におけるコンテンツとしては、まずテレビ放送用のテレビ番組があり、そして映画作品が存在する。映画作品はこれまで見てきた通り、まずは映画館において興行が行われたのち、テレビ番組と同様に自社のテレビ放送用のコンテンツとして放送で使用され、その後はパッケージメディアなどとして二次、三次利用されることになる。そうしたテレビ番組や映画作品などのコンテンツ製作にあたってはさまざまな経営資源が投入される。そうした経営資源には人的、物的、資本、組織などの経営資源の種類が存在する。本稿ではそのうちの人的および組織の経営資源のあり方を中心に二つの主要コンテンツの経営資源の組織的関係性を考察する。

テレビ局の映画製作事業への関与は今では当たり前だが、昭和の戦後期においては映画とテレビは業界として相容れないものとして対立構造にあった。そんな時代においても、実はフジテレビは同社の初期より自社社員の五社英雄監督による『御用金』（1969）を製作するなどテレビ局の中でも映画製作事業との関係において独自の立ち位置であったと言える。日本で1953年にテレビ放送が開始した直後の1958年に映画館の観客数は11億2745万人に達したが、その後は減少の一途をたどり、1972年には1億8739万人と2億人を割り込んだ。その後、1996年に映画館観客数は1億1957万人の最低を記録したのち、緩やかに回復していくことになる¹⁸。そうした背景の中、本稿では映画産業が衰退していた1980年代にフジテレビがいわば映画製作に再参入をした代表作『南極物語』（1983）と、1990年代にテレビ局全体が映画製作事業への本格参入するきっかけとなった『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）を中心として、映画製作事業における経営資源のあり方の変遷を考察する¹⁹。

フジテレビは1980年代に『南極物語』（1983年）で配給収入59億円という当時の邦画配給

¹⁸ 映画製作者連盟資料より（<http://www.eiren.org/toukei/data.html>）

¹⁹ 『日本経済新聞』2009年9月5日朝刊40面、『読売新聞』2009年10月12日朝刊6面

収入記録を塗り替える映画を製作している。この記録は、実写映画においてはフジテレビ自身が2003年の『踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ!』によって塗り替えるまで邦画市場においてNo.1の記録を誇った²⁰。『南極物語』の1983年から『踊る大捜査線』前年の1997年までの期間（以降『南極物語』期）ではテレビ局番組製作も映画製作もアナログ技術が中心であった。テレビ番組は主にアナログテープに記録され、映画はアナログの35ミリフィルムに記録されていた²¹。この時代以前からテレビ局の人材が映画業界に移動し、その反対に映画業界の人材がテレビ局業界に移動することはあった。特に映画コンテンツについては、この時代以前にテレビ番組においてゴールデンタイムに放映される主要コンテンツとして扱われるなど、同じ動画コンテンツの製作ビジネスとして共通性も存在した。しかし、双方の制作プロセスは基本技術フォーマットが大きく異なっていたのが実情であった。したがって、人材面でも大きな交流は起こりえなかった。その中でフジテレビは、『南極物語』（1983）等でテレビ局の高い宣伝広告能力を最大限に生かしたマーケティングを行うなど、当時のテレビ局である自社の経営資源を出来る限り映画事業に投入しようとしたと考えられる²²。

一方、テレビ放送事業においては、『南極物語』期において、フジテレビはテレビドラマ番組製作の分野で実力を発揮していく。フジテレビは1982年に、ゴールデンタイム（19～22時）、プライムタイム（19～23時）、全日（6～24時）の3つの時間帯区分において年間最高視聴率を獲得し、以来12年間視聴率3冠王²³であり続けた。また、業界内でも比較的社内に製作経営資源を有している立場にあった²⁴。しかし、本格的に映画製作事業に参入している今日と比較すると、当時はこの強力なテレビドラマ経営資源の限られた部分しか映画製作事業に使用できなかった。フジテレビはテレビドラマ制作においては、強力な内部経営資源に加えて、豊かな中間経営資源を形成することに成功していた。しかし、映画製作においては限られた内部経営資源のみが存在しており、中間経営資源は形成されていない。また、テレビドラマと映画の間の技術的な隔たりが、ドラマ製作の経営資源の映画分野への移転の妨げになっていた。

対して『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）から2010年の期間（以降、『踊る大捜査線 THE MOVIE』期）では、フジテレビのテレビドラマ製作の経営資源が映画製作事業にふんだんに使用されることになる²⁵。これはテレビ局、映画双方の製品の基本技術がアナロ

²⁰ 映画製作者連盟資料より（<http://www.eiren.org/toukei/1983.html> および http://www.eiren.org/toukei/img/eiren_kosyu/data_2003.pdf）

²¹ 一部ではテレビドラマ制作に16mm フィルムが使用されていた（北浦、2014）。また映画では35mm フィルムの他に、16mm、65mm、70mm フィルムなども目的に応じて使用されていた。

²² 『朝日新聞』1993年9月4日夕刊15面

²³ テレビ局業界で、主要3区分の時間帯の全てにおいてNo.1であることを称する業界用語（<https://www.fujitv.co.jp/company/info/history.html>）。

²⁴ 1991年時点で東京キー局平均の番組自社製作率が18.4%であるのに対して、フジテレビは24.8%（『日経産業新聞』1993年5月31日、p.7）

²⁵ 『朝日新聞』2003年9月16日夕刊5面

グからデジタルに移行したことで、『南極物語』期では各々別のドメインであったものが、連続線上で表現されるようになったという外部環境の変化をあげることができるが、もう一つの要因として、前述のテレビドラマに関する中間経営資源の形成によるドラマ製作の経営資源の映画製作分野への移転を可能にするフジテレビ内の組織的要因を指摘したい²⁶。

この期におけるテレビドラマと映画という二つの製品の違いは、やや思い切った表現をすれば、動画コンテンツを小さな画面（テレビ）向けに流通させるか、大きな画面（映画）向けに流通させるかに依拠している。今や両方のコンテンツのほとんどはデジタルで撮影され、デジタルで編集され、デジタルで記録されている。テレビではコンテンツは既にデジタルで流通しており、映画においてもデジタル流通が普及するようになるとビジネスプロセス全体としてより融合性が高まることになる。しかし、その段階を待たずしても既に当段階で基本の枠組みは出来上がっている²⁷。フジテレビもコンテンツを製作する側としてこの連続軸で表されるテレビドラマと映画製作の関係図を念頭に置いていることは、例えば当時『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998年）のプロデューサーであった亀山千広（現BSフジ代表取締役社長）の次の発言から伺える。

「僕らコンテンツを作る側はツールを選べる側にいるべきだと、個人的には考えています。これはネットで出すべきものと思ったらネット用に、テレビで出すべきものと思ったらテレビ用に、映画で出すべきものと思ったら映画用に作るということです」（『創』、2005-07、p. 132）

尚、ここで亀山の言う“ツール”とはメディアを指している²⁸。実際『踊る大捜査線』シリーズにおいてはテレビドラマ、映画だけでなく、NTTドコモの携帯電話端末用コンテンツとして『係長 青島俊作 THE MOBILE 事件は取調室で起きている！』（2010）が製作されている。

これまでの議論から、『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）以降のフジテレビの映画製作事業について、同社の組織における経営資源活用の観点から次の重要な特徴が指摘される。

- 1) テレビドラマ製作事業に関する内部及び中間経営資源の積極活用
- 2) テレビドラマ製作の経営資源の映画製作への展開

²⁶ 『朝日新聞』2006年9月9日朝刊3面

²⁷ 例えば松谷（2007）“日本映画の「活況」は本物か”『創』2007-07、p. 27

²⁸ 『キネ旬総研白書 映画ビジネスデータブック＜2009－2010＞』キネマ旬報社、p. 63において亀山は映画のデジタル化について問われ、「極論すると、その時一番有効なビジネスモデルであるメディアと連動すればいいと思います」と同様な返答をしている。

IV フジテレビの経営資源と戦略

1. テレビドラマ製作の内部経営資源、及び中間経営資源

フジテレビは1970年代に「振り返れば12チャンネル」と揶揄されるほど視聴率の面で落ち込んだ²⁹。この原因は1970年から1971年にかけて行われた制作部門の本社からの切り離しにあった³⁰。社内にあった制作部門と編成部門は、社外取引としての関係へ変わり、これに感情のもつれなどが加わり番組制作能力が低下していた。同社は1980年に当時ニッポン放送副社長の鹿内春雄を副社長に、テレビ新広島開局のために出向していた村上七郎を番組編成担当の専務取締役として復帰させるなど経営陣の一部刷新を行うとともに、(1) 明るい職場づくり、(2) 制作体制の整備、(3) 人材の再配置の改革を実行した。組織面では制作部門を本社に戻し、出向社員なども本社に吸収しなおして300名体制の製作部門を作った。これが明るい職場作りによる風通しの良い組織づくりと一体となってコンテンツ製作能力の大幅な向上につながり、1982年以降の12年連続視聴率3冠王の基盤となった。そしてテレビ番組ジャンルの中でもドラマにおいて毎週月曜日9時からの時間帯に放映されるドラマ番組「月9」³¹に代表される独自のブランド形成に成功する。1990年代初頭に「月9」など「ドラマのフジテレビ」³²を確立した後も、フジテレビはさらにドラマの強化を図った。1997年4月には水曜日にもドラマ枠を設定し、月曜日から木曜日まで午後9時のゴールデンタイムにドラマを編成した。この編成の中心であった当時の編成部副部長である大多亮³³はドラマ制作者にスポットを当てたクリエイティブ重視の方向性を打ち出している³⁴。

そのフジテレビの番組制作能力がどのように活かされているかをビデオリサーチ社の視聴率データを使用して俯瞰する。同社は過去の高世帯視聴率番組を年代別、テレビ局別に公表している。映画作品の分析期間に合わるため、一つは1995年から2009年の期間でデータを集計し、もう一つは比較として『南極物語』(1983) 前の1977年から2009年までのより長い期間でデータを集計した。図1はビデオリサーチ社が公表している過去に高世帯視聴率をあげたテレビドラマ番組67本³⁵をデータ化し、テレビ局別、および1977年から2009年

²⁹ 『フジテレビジョン開局50年史』 p. 172

³⁰ 1970年9月に製作部門分離の方針を決定。同年11月に製作部長以下35名の制作部員を既に発足していたフジボニー（ビデオソフト）とワイドプロモーション（音楽出版）に出向。1971年4月に新たに設立されたフジプロダクションや共同テレビなどに約150名の制作部員のほとんどが出向や退社転属の形で移籍し、制作部門は廃止された。フジテレビは一連の組織改革の目的と背景には、カラー化に伴う設備投資増大に対する経営合理化と労働組合対策があったとしている（『フジテレビジョン開局50年史』（2009）、p. 115）。

³¹ 1991年の『東京ラブストーリー』と『101回目のプロポーズ』のヒットにより「恋愛ドラマの王道＝「月9」」の名称が一般化する（『フジテレビジョン開局50年史（DATA BOOK）』 p. 245）

³² 『フジテレビジョン開局50年史』 p. 291

³³ 大多は『東京ラブストーリー』（1991年）、『101回目のプロポーズ』（1991年）など多数の大ヒット番組を製作しているほか、映画でも『冷静と情熱の間』（2001年）、『HERO』（2007年）、『容疑者Xの献身』（2008年）など多数のヒット映画製作に関わっている。

³⁴ 松井（2015）

と1995年から2009年の期間で比較を行った。これによると、全体としてフジテレビとTBSの2強に日本テレビを加えた3社でほぼ日本の高世帯視聴率番組を独占している構図が見てとれる。テレビ朝日とテレビ東京の存在感は、高世帯視聴率テレビドラマという観点では非常に小さい。また、より近年において、フジテレビは近年一層テレビドラマ製作の経営資源を高めることに成功していることがわかる。

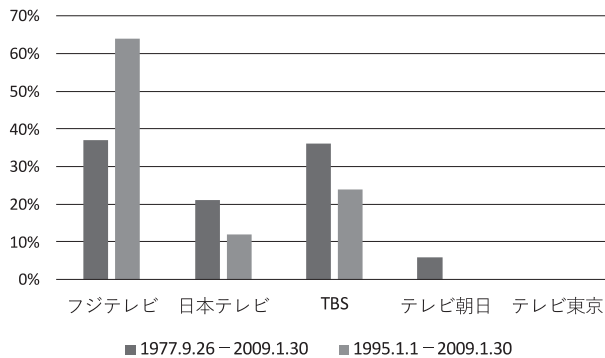


図1 テレビ局別ドラマ高世帯視聴率番組本数シェア推移

出所：ビデオリサーチ社のデータを基に筆者作成

次に、図1のデータをもとにしてテレビ局別のドラマジャンルごと、図1と同じ2期間ごとに高世帯視聴率番組を集計し直したのが図2、および図3である³⁶。まず長期間のデータ分析から見ていく。図2を見ると日本テレビとTBSはどのジャンルのドラマにも力を入れていることがわかる。特にTBSはジャンルのバランスが取れている。それに対してフジテレビは時代劇以外のジャンルで一定以上の強さを発揮しており、特にスリラー・アクション、コメディのジャンルでの強さが目立つ。1995年から2009年までの期間のデータを集計した図3では、フジテレビのドラマの強さが他局に対して際立つ形になっていることがわかる。こうしたドラマ製作内容が後述するフジテレビの映画製作において、テレビ放映という映画の二次利用に対応できる映画作品の特性として活かされている。

³⁵ “Video Research Ltd. 過去の高視聴率データ”をもとに、高世帯視聴率をあげたテレビドラマ番組67本をテレビ局別にデータ化し、シェアをとったもの。https://www.videor.co.jp/tvrating/past_tvrating/drama/01/post-2.html

³⁶ “Video Research Ltd. 過去の高視聴率データ”をもとに、高世帯視聴率をあげたテレビドラマ番組67本をドラマのジャンル別に集計し、テレビ局別、期間別にデータ化したもの。同社の公表データは関東地区のデータであり、15分以上のレギュラー番組を対象としている。また、同じタイトルの番組は同一番組とし、視聴率が最高のもの1番組だけを抽出している。ジャンル分けでは、例えばコメディ要素のある『古畑任三郎』（1999）がスリラー・アクションに分類されているなど、多少注意が必要である。なお、時代劇では1989年のTBSドラマ『翔んでる！平賀源内』以降はこう世帯視聴率番組が存在していない。https://www.videor.co.jp/tvrating/past_tvrating/drama/01/post-2.html

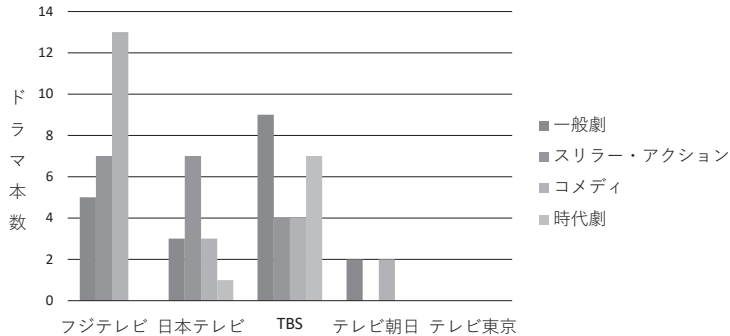


図2 テレビ局別ドラマ高世帯視聴率番組 (1977. 9. 26—2009. 1. 30)

出所：ビデオリサーチ社の視聴率データを基に筆者作成

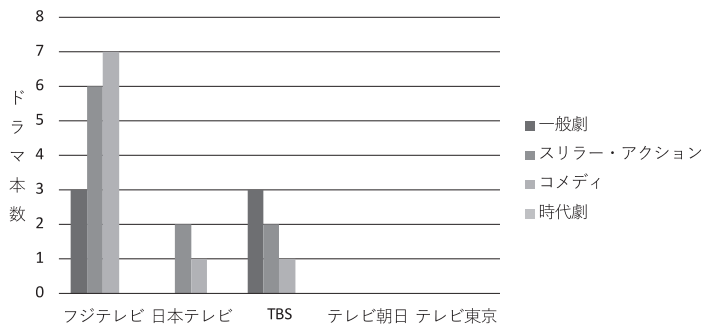


図3 テレビ局別ドラマ高世帯視聴率番組 (1995. 1. 1—2009. 1. 30)

出所：ビデオリサーチ社の視聴率データを基に筆者作成

こうしたフジテレビのドラマ製作の強さは、フジテレビ単独で築いたものではない。フジテレビは、自社の制作資源をしっかりと保有し、成長させながら、外部の製作経営資源ともしっかりとしたつながりを維持している。その中でも株式会社共同テレビジョン（以下、共同テレビ）の存在は重要である。共同テレビは株式会社フジ・メディア・ホールディングスの子会社³⁷である。同社は当初共同通信のテレビニュース部門的役割として富士テレビジョン³⁸などテレビ局各社も出資しフジテレビ開設の1年前である1958年7月28日に設立された。その後、テレビ局各局がそれぞれのニュース・ネットワークを独自に確立していくにしたがって、出資者が抜けていき、最終的にフジテレビが共同テレビを吸収する形となった経緯がある³⁹。共同テレビはフジテレビの制作部門の中心的役割を果たしながら、フジテレビのみでなく他局の番組も制作するようになり、そうすることで自社の持つ製作能力を高めていった。製作能力を高めるという観点から番組を見たとき、ゴールデン

³⁷ 株式会社フジ・メディア・ホールディングスが共同テレビの株式57.7%を保有する（2011年3月31日時点）

³⁸ のちのフジテレビ（『フジテレビジョン開局50年史』pp. 18-20）

³⁹ 『フジテレビジョン開局50年史』p. 19

タイムに放映される番組は各局とも最も力を入れている番組である。共同テレビは2000年にTBSのゴールデンタイム放映のテレビドラマの制作について、東京キー局全ての同時時間帯テレビ番組の制作を請け負うことに成功した。このように高視聴率を求められる番組を数多く手掛けることでさらに自社の番組制作の経営資源を高めていくことに成功している。

共同テレビは現在では優れたコンテンツ・クリエイターとしてその地位を確立している。例えば、日本テレビが2007年にグループ全体の制作能力向上を目指し、制作関連子会社4社を100%子会社の日テレ・グループ・ホールディングスが統括する形に再編した際、日本テレビ社長の久保伸太郎は組織再編の狙いをフジ系列の共同テレビのような強い制作子会社を育てることにあると述べている。このことから、共同テレビの業界内の地位が伺い知れる。こうしたフジテレビにとっての共同テレビのような存在、完全な内部ではないが、外部ともいえない中間的な存在にある経営資源を、仮に「中間経営資源」と名付けることにする。フジテレビのコンテンツ製作の要諦の一つはこの厚みのある中間経営資源の存在にある。

一方、組織ではない中間経営資源も存在する。例えば脚本家・映画監督の三谷幸喜のような存在である。三谷は1997年に『ラヂオの時間』（製作：フジテレビ、東宝）で監督としてデビューする前は、主に舞台の演出家・脚本家とテレビドラマの脚本家として活躍していた。テレビでは1986年から1996年までの間に24本のテレビドラマの脚本を手掛けているが、そのうち22本がフジテレビである⁴⁰。その22本のテレビドラマには『警部補・古畑任三郎』（1994）に始まる『古畑任三郎』シリーズや『王様のレ스토랑』（1995）などの大ヒットドラマを手掛けている。

こうしたフジテレビの内部経営資源、中間経営資源を使ったドラマ製作の強みは映画製作の経営資源情勢の土壌としても有効である点を指摘する。映画産業の斜陽傾向が決定的になった1970年代に本来映画業界に進みたかった人材の多くがテレビ業界に流れた。テレビ業界では、ビジネスモデルの性質上、放映される番組で連日視聴率を求められる環境からビジネス面で鍛えられるとともに、毎週放映される予定のドラマの製作に携わることで技術的に磨かれる機会が斜陽産業となっていた映画業界に比べて多かった。『踊る大捜査線』シリーズの監督である本広克行はテレビ番組で鍛えられる演出家について、「資金集めに苦労して、年に一本も映画を撮れない若手監督より、はるかに場数を踏んでいるのが強み」（日本経済新聞、1998-12-08、夕刊、p. 6）と評価している。つまり、フジテレビはドラマ、映画を問わず、演出家や製作スタッフにそれぞれの技術を磨く豊富な機会を提供している⁴¹。

テレビ局のこうしたソフト面での魅力の一方で、フジテレビはさらにハード面でも大幅な改善を図り制作スタッフの技術修練の場所としての魅力を高めている。2007年に東京のお台場に湾岸スタジオを開設した。これにより従来であれば連続ドラマの場合でも毎週セッ

⁴⁰ 「三谷幸喜作品リスト」『キネマ旬報』1997-11、下旬、pp. 58-59

⁴¹ その後三谷幸喜はフジテレビの映画製作における中間経営資源になる。

トの組み立てと解体をしなければ全てのドラマに対応できなかったのが、ドラマごとに放映期間中セットを組んだままにしておくことが可能になったほか、最新鋭のデジタル制作機材の導入や大掛かりなセットの組み立てが可能になるなど手段の幅が広がった⁴²。こうした一連のドラマ製作環境が映画に関する経営資源の蓄積にもつながっている。

2. テレビドラマ製作経営資源の映画製作への展開

フジテレビ内には当初映画製作の経営資源は存在していなかったが、過去の映画事業における幾つかの成功体験が現在のフジテレビの映画製作事業に経路依存的（Barney, 2002）なメリットをもたらした可能性を指摘する。テレビ局の映画事業の歴史で確認したように、テレビ局として最初の局出身の映画監督である五社英雄の輩出や、『南極物語』（1983）という興行成績の面で優れた作品を送り出すなどの経験から、フジテレビの中では映画製作に関する経営資源の芽、あるいは素地が徐々に醸成されていた可能性がある。

例えば、角谷優は『御用金』（1969）から『南極物語』（1983）にかけてプロデューサーとして活躍し、亀山千広⁴³はキャリアの初期に『南極物語』（1983）のスタッフの一員であり、その後の『踊る大捜査線』期（1995年～2010年）の中心人物になった。『御用金』（1969）においてテレビ局として初めて映画製作に関わった歴史はフジテレビでは大切な一歩として社史に刻まれ続けている。『南極物語』（1983）では、亀山だけでなくフジテレビ全体が、テレビCMなど自社の持つ資源を最大限に活用することで興行成績に大きな影響を与えることができることを自ら体験し、その後も『子猫物語』（1986）などの成功につなげている。『南極物語』（1983）ではフジテレビのテレビを使った宣伝やプロデューサー角谷優の積極関与があったものの、この時点ではまだ企画を持ち込んだプロデューサー蔵原惟二や監督の蔵原惟繕、撮影などその他の技術スタッフは映画界の人材が中心であった⁴⁴。日本映画にテレビ局の経営資源が恒常的に使用されるようになったのは『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）以降である⁴⁵。しかし、フジテレビの中には『踊る大捜査線』期（1995年～2010年）以前から『南極物語』などの成功例を積み上げることで少しずつ『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）以降の流れを受け入れる素地が徐々に醸成された形跡が伺える。

（1）事業目標の早期明確化：コンテンツ製作能力

フジテレビはまずコンテンツの製作能力のある集団を目指す方向性を早くから繰り返し内外に表明している。1990年代前半、各社が高騰するハリウッド映画などの放映権や迫る多チャンネル化によるソフト不足への対応としてテレビで放映できる映画ソフトの確保を

⁴² 『日本経済新聞』2007年12月22日朝刊44面

⁴³ 2011年8月時点でフジテレビ取締役映画事業局長

⁴⁴ (1983) “ドキュメント「南極物語」Making of ANTARCTICA”『キネマ旬報』1983-08-01、pp. 16-21、(1983) “スタッフ座談会 宇宙と大地の接点での死闘”『キネマ旬報』1983-08-01、pp. 34-38、(2010) “第七章 日本映画の劣化が止まらない 荒井晴彦”『踊る大捜査線』は日本映画の何を変えたのか p. 150

⁴⁵ (2010) “第七章 日本映画の劣化が止まらない 荒井晴彦”『踊る大捜査線』は日本映画の何を変えたのか p. 150

目的に映画製作に参加する中、フジテレビは映画製作の経営資源蓄積を明確に目標に掲げていた⁴⁶。また、その後もフジテレビとして「デジタル・コンテンツ・ファクトリー」⁴⁷へ向けてコンテンツの製作能力強化の方向性を明確に打ち出している。

(2) プロダクト（製品）目標の明確化：何を作るのか、何を作らないのか

フジテレビは、内部資源（内部経営資源）のコアとしての位置付けを幾つかの形で意識的に行っている。例えば、「自分たちがどういう映画を作る集団なのか」、という決め事である。第一にエンタテインメント性を基軸にした映画作りである（何をするのか）。同社の映画作りはテレビでも放映可能で、公開規模が300～400館という家族層をターゲットとした大規模な作品を基本路線としている。そしてその中でコメディやトレンドドラマという同社のテレビドラマで培ってきた本来の持ち味を映画においてもよりスケールの大きい形でしっかりと打ち出すことに成功している。フジテレビ映画の代表作品5本を見てみると、フジテレビのドラマ製作の特徴が映画製作でも活かされ、フジテレビ映画を特徴づけていることがわかる。代表作5作品の内、『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）⁴⁸と『有頂天ホテル』（2006）の2作品は同社がドラマで最も得意とするコメディである。また『HERO』（2007）⁴⁹と『容疑者 X の献身』（2008）⁵⁰はもともとフジテレビの看板である「月9」ドラマである。これらは単なる偶然とは言えない。まずこの路線がフジテレビ映画を貫く骨太の柱として構築されていることが同社の映画製作の特徴である。そしてこの路線の映画の製作を可能にする内部資源を社内に蓄積・構築できていることが、同社の大きな強みと言える。

第二に、イデオロギーの解釈が伴う映画は作らない（何をしないか）。これに関して2005年の映画『ローレライ』⁵¹の公開前の亀山の発言を引用する。「面白かった、つまらなかった」という話はいくらいわれてもいいけれども、イデオロギーの問題が問われるものは、フジテレビというメディアが発信する映画としてはふさわしくない」（進藤、2005）。亀山は太平洋戦争を物語の背景とする映画『ローレライ』（2005）を自社で製作すべきかどうか

⁴⁶ テレビ朝日映画部長の長英太郎は「制作段階から参加すれば、半永久的に放映権を確保できる」としているが、フジテレビ映画企画室長の堀口寿一は「映画を作れる人材の養成が目的」とであると映画製作参加の目的を述べるとともに、以下のように説明している。「社内に映画を製作できる能力があれば、どんな時代にも対応できる」（『日経産業新聞』1992-10-16、p. 23）；『日経産業新聞』1989-07-29、p. 2

⁴⁷ 『フジテレビジョン開局50年史』p. 323

⁴⁸ プロデューサーの亀山は『踊る大捜査線』シリーズについて「じゃあ、「踊る」ってなんなのよって言うと、最終的にはコメディ」、「原点回帰」の一番大きな意味は、僕らはコメディを作ろうと思って最初からやっていたので、それを忘れないようにしましょうということなんです」（『キネマ旬報』2010-06、下旬、pp. 110-111）と語っている。

⁴⁹ テレビドラマでは2001年1月8日から3月19日の期間で月曜日21:00-21:54「月9」の番組枠で放映された。（進藤他、2007）

⁵⁰ テレビドラマでは『ガリレオ』というタイトルで、2007年10月15日から12月17日の期間で月曜日21:00-21:54「月9」の番組枠で放映された。（フジテレビウェブサイト：https://www.fujitv.co.jp/b_hp/galileo/index.html）

⁵¹ 第二次世界大戦末期に、日本を狙う三発目の原爆阻止の任務を帯びた潜水艦の物語。

について相当悩んだという。

第三に、セックスと暴力は扱わない（何をしないか）。亀山は人間の奥深さを描くためには時に性的行為や暴力を描くが必要になることを認めているし、テレビドラマを映画化した場合に性的描写や暴力を入れていく手法がこれまでも存在したことを認める一方で、その手法自体に新しさはないとし、テレビ局の映画製作がテレビ放映を前提としている以上この表現方法は諦めるとしている⁵²。

（３）映画プロデューサー

製作委員会の構成社数情報のみから完全に正確なテレビ局の製作への関与度が導き出すことは難しいが、製作委員会の構成社数が少ないほど一社当たりの製作への関与度は高くなることは自明である。ここでは、1995年から2010年までの16年間における興行収入10億円以上をあげた映画作品237本をサンプルとし、それらを基に各テレビ局が製作に関わった作品への関与度を数値化した⁵³。テレビ東京は最も多く平均7.5社。続いて日本テレビ、TBS、テレビ朝日がそれぞれ6.6社、6.3社、5.9社。最も少ないのはフジテレビで平均4.4社と他の4社とは開きがある。

フジテレビの映画製作はプロデューサーの役割に焦点を当てている⁵⁴。同社の映画プロデューサーは、同社の映画コンテンツ製作方針や少数で構成する映画製作委員会の参加企業数などから一般的に他社の映画プロデューサーに比べて製作する映画一単位当たりから得られる限界的経験値が高いということが合理的に推測される。また映画製作の中間経営資源は、事業成功を通じたプロデューサーと監督など制作スタッフ間の信頼関係構築により、映画製作の中間資源を増大させることができる。

（４）社員映画監督

フジテレビは自社製作映画にテレビ局の手法を導入するだけでなく、積極的に自社社員を監督に起用する（表２）。フジテレビの自社社員の監督起用の試みは『踊る大捜査線』製作期以前から行われていた。初期の例として『御用金』（1969）を監督した五社英雄については既に触れた。1980年代以降では、例えば人気ドラマ『北の国から』⁵⁵のディレクター、杉田成道が1988年に『優駿 ORACION』、1994年に『ラストソング』を監督している⁵⁶。しかし、本広克行監督の２作品、『踊る大捜査線 THE MOVIE』（1998）の成功、そして特

⁵² “第十章 「踊る大捜査線」の法則 ―僕に見えていたこと、僕が学んだこと 亀山千広”『『踊る大捜査線』は日本映画の何を変えたのか』2010、pp. 240-241

⁵³ 日本映画製作者連盟ウェブサイト（<http://www.eiren.org/toukei/index.html>）、キネマ旬報社『キネマ旬報』1996年－2011年の2月下旬決算特別号巻末データ、時事映画通信社『映画年鑑』（1995-2011）。

⁵⁴ 『日本経済新聞』2004年10月25日朝刊19面

⁵⁵ 初回放送は1981年10月9日～1982年3月26日。北海道・富良野の大自然の中で暮らす黒板家の父と子、彼らを取り巻く人々が織りなす人間賛歌。脚本：倉本總、演出：富永卓二、杉田成道、山田良明。以降シリーズ化される。

⁵⁶ 『日経産業新聞』1993年5月10日7面

に歴史的ヒットとなった『踊る大捜査線 THE MOVIE 2 レインボーブリッジを封鎖せよ!』(2003)の前後から映画製作そのものをテレビ局方式で進めることに迷いがなくなったフジテレビは、映画監督にも自信を持って自社社員を送り出しはじめた。事実、1995年以降、フジテレビ製作の映画で10億円以上の興行収入をあげた作品の内、フジテレビ社員が監督をした作品は9監督14作品にのぼる。またこの中で鈴木雅之と西谷弘は同期間に各々3作品で100億円以上の興行収入をあげており、継続的に高興行収入を計上する映画製作の典型例となっている。

表1 フジテレビ社員監督による興収10億円以上作品(1995年～2010年)

監督	公開年	タイトル	興収 (億円)	製作	所属
河毛俊作	2005	星になった少年 Shining Boy & Little Randy	23	フジ、東宝、SDP	フジ
澤田鎌作	2007	西遊記	44	フジ、東宝、Jドリーム、FNS27社	フジ
鈴木雅之	2000	GTO	13	フジ、関テレ、講談社、研音	フジ
	2004	NIN×NIN 忍者ハットリくん THE MOVIE	19	フジ、電通、ジェネオン、東宝、小学館、日本 出版販売	
	2007	HERO	82	フジ、東宝、Jドリーム、FNS27社	
	3		114		
武内英樹	2010	のだめカンタービレ 最終楽章 前篇	41	フジ、講談社、アミューズ、東宝、FNS27社	フジ
	2010	のだめカンタービレ 最終楽章 後篇	37	フジ、講談社、アミューズ、東宝、FNS27社	
			78		
光野道夫	1995	バースデイプレゼント	15	フジ、アミューズ	フジ
中江功	2001	冷静と情熱のあいだ	27	フジ、角川書店、東宝	フジ
西谷弘	2006	県庁の星	21	県庁の星製作委員会：東宝、フジ、アイエヌ ピー、博報堂DY、SDP、小学館	フジ
	2008	容疑者Xの献身	49	フジ、アミューズエンタテインメント、SDP、 FNS27社	
	2009	アマルフィ 女神の報酬	37	フジ、東宝、電通、ポニーキャニオン、日本映 画衛星放送、アイ・エヌ・ピー、FNS27社	
	3		107		
林徹	2007	大奥	22	フジ、東映、FNS27社、東映ビデオ	フジ
宮本理江子	2006	チェケラッチョ!!	11	フジ、東宝、SDP	フジ
9名		14作品	441		フジ

出所：日本映画製作者連盟、キネマ旬報社等のデータ等を基に筆者作成⁵⁷

⁵⁷ 日本映画製作者連盟ウェブサイト (<http://www.eiren.org/toukei/index.html>)、キネマ旬報社『キネマ旬報』1996年～2011年の2月下旬決算特別号巻末データ、時事映画通信社『映画年鑑』(1995-2011)

V おわりに

フジテレビが、初期の『御用金』(1969)、そして『南極物語』(1983)において企業戦略として映画コンテンツの製作にどの程度の全社的な戦略性が存在していたのかは明確ではない。しかし、『踊る大捜査線 THE MOVIE』(1998)ではプロデューサー(当時)の亀山以下、テレビ番組におけるドラマと映画製作における映画作品の両方において、社内におけるコンテンツの製作能力を高めるというコンテンツ・クリエイターを企業として戦略的に融合を目指していたことは明らかである。事実、亀山たちの目指したテレビコンテンツと映画作品の製作の融合は、両方の業界へのデジタル技術の浸透と人材の登用などを持ってそれ以降のフジテレビ製作映画において実現している。そして、この難しい一種の事業トランスフォーメーションを現実のものとした背景には、内部経営資源の充実だけに頼るのではなく、中間経営資源を育て、強いネットワークを構築したことも重要な戦略であることは見逃せない。そしてそこには明確な経営戦略が存在していた。その意味ではテレビと映画コンテンツの産業史は『踊る大捜査線 THE MOVIE』(1998)以前と以降に分けられるのではないだろうか。

ただし、フジテレビもこの一連の映画製作事業の過程でうまく育てあげられなかった内部経営資源や、資本関係での結びつきのない中間経営資源の一部消失もあった。中間経営資源を積極活用した経営戦略において資本関係に頼らない強固な関係構築という観点は重要な研究課題として今後のさらなる検証が必要になるだろう。また、他のテレビ局の映画製作事業を同様に検討することで、フジテレビの同事業の特徴を明確にしていくことも将来の有効な研究の方向性であると思われる。

参考文献リスト

- Baker, Wayne E and Faulkner, Robert R., (1991), "Role as Resource in the Hollywood Film Industry", *American Journal of Sociology*, vol. 97, No. 2 pp. 279-309
- Barney, J. B., (2002), "Gaining and Sustaining Competitive Advantage" 2nd. ed. Prentice Hall Inc., (岡田正大訳『企業戦略論 上・中・下』ダイヤモンド社、2003)
- Caves, Richard E., (2000). "Creative Industry Contracts between Art and Commerce", Harvard University Press.
- Collis, D. J. and Montgomery, C. A. (1998) "A Resource-Based Approach", McGraw-Hill Companies, Inc. (根来龍之、蛭田啓、久保亮一訳『資源ベースの経営戦略論』東洋経済新報社、2004)
- De Vany, A. and Walls, W. D., (1999). "Uncertainty in the Movie Industry: Does Star Power Reduce the Terror of the Box Office?", *Journal of Cultural Economics*, 23, pp. 285-318
- Eliashberg, J., Elberse, A., Leenders, Mark A.A.M., (2006) "The Motion Picture Industry: Critical Issues in Practice, Current Research, and New Research Directions", *Marketing Science*, vol. 25, No. 6, pp. 638-661
- 藤竹晁編著 (2005)『図説 日本のマスメディア 第二版』日本放送出版協会
- フジテレビジョン (1970)『フジテレビジョン十年史稿』
- フジ・メディア・ホールディングス、フジテレビジョン『フジテレビジョン開局50年史 (DATA BOOK)』、

2009-08

- フジテレビジョンウェブサイト <<https://www.fujitv.co.jp/company/info/history.html>> アクセス：2022.0111
- 五社巴 (1995)『さよならだけが人生さ 五社英雄という生き方』講談社
- Hennart, J. E., (1993) “Explaining the Swallen Middle: Why Most Transactions Are a Mix of “Market” and “Hierarchy””, *Organization Science*, vol. 4, No. 4 (Nov., 1993), pp. 529-547
- Hirsch, P. M., (1972) “An Organization – Set Analysis of Cultural Industry Systems”, *American Journal of Sociology*, vol. 77, No. 4, pp. 637-659
- 石原隆 (1997)「巻頭特集 ラヂオの時間 石原隆プロデューサー インタビュー」『キネマ旬報』1997-11、下旬号、p. 55
- 今井賢一、伊丹敬之、小池和男 (1982)『内部組織の経済学』東洋経済新報社
- 時事映画通信社 (1996–2011)『映画年鑑 1995-2010』、時事映画通信社
- 角谷優 (2004)「テレビ局の映画進出第一作『御用金』製作裏話」『放送文化』、2004年冬号
- 亀山千広 (2005)「フジのソフト戦略と『踊る大捜査線』の進化」『創』2005-07、pp. 128-133
- 亀山千広 (2010)「亀山千広プロデューサー「踊る大捜査線」第3作目は、集大成ではなく次のステージ」『創』2010-07、pp. 72-75
- 河島伸子 (2009)『コンテンツ産業論』ミネルヴァ書房
- 北浦寛之 (2014)「映画の中のテレビ・メディア：昭和三十年代の映像産業の攻防を通して」『日本研究』、vol. 50、pp. 191-207
- 前田耕作、細井浩一 (2010)「映画産業研究の歴史と現状—先行研究の整理と検討」立命館大学『アートリサーチ』vol. 10、pp. 61-72
- 松井英光 (2015)「<送り手>と<作り手>を分離した視座によるテレビ研究の再構築：<編成主導体制>可視化によるテレビ局の組織モデル再考」『広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅲ、文明科学研究』、vol. 10、pp. 13-36
- 小野圭之介、根来龍之 (2001)『経営システム工学ライブラリー 2 経営戦略と企業革新』朝倉書店
- Penrose, E. (1995) “The Theory of the Growth of the Firm” 3rd. ed. Oxford University Press., (日高千景訳『企業成長の理論』第3版、ダイヤモンド社、2010)
- Porter, M.E., (1980) “Competitive Strategy”, The Free Press (土岐坤・中辻萬治・服部照夫訳『新訂 競争の戦略』ダイヤモンド社、1982)
- 笹川慶子 (2007)「日本映画の新しいかたち：邦画ブームはなぜ起こったのか？」『関西大学文学論集』、vol. 57 (1)、pp. 69-92
- 進藤良彦 (1997)「ドラマ論 あなたは何で三谷幸喜と出会いましたか？」『キネマ旬報』1997-11、下旬、pp. 58-59
- 進藤良彦 (1998a)「MAKING OF RHYTHM AND POLICE THE MOVIE 踊る大捜査線 THE MOVIE 捜査報告書 FILE.01 第一回事件発生！初動捜査開始」『キネマ旬報』1998-08 下旬号、pp. 98-103
- 進藤良彦 (1998b)「MAKING OF RHYTHM AND POLICE THE MOVIE 踊る大捜査線 THE MOVIE 捜査報告書 FILE.02 第二回現場到着！現場検証開始」『キネマ旬報』1998-09 上旬号、pp. 86-89
- 進藤良彦 (2005)「フロントインタビュー (82) フジテレビジョン映画事業局局長「ローレライ」製作 亀山千広 「ローレライ」からが、実を結ぶタイミングになる」『キネマ旬報』キネマ旬報社、2005-03 下旬、pp. 6-8
- 進藤良彦、K・ドラマフィルカンパニー編 (2007)『テレビドラマ ベスト・テン 10年史』愛育社
- 菅谷実、中村清、内山隆編 (2009)『映像コンテンツ産業とフィルム政策』丸善株式会社
- 内山隆 (2019)「映画・テレビ・ネット映像配信からみる垂直統合・分離政策、レイヤー間接続問題」、『情報通信政策研究』vol. 3、no. 2、pp. 25-52

- 若林直樹 (2016) 「日本映画ビジネスの再生と異業種企業間提携ネットワークの成長 — 収入多元化を進める中核企業ネットワークの形成 —」、『経済論叢』 vol. 190、No. 3、pp. 1-18
- Wernerfelt, B., (1984) “A Resource-based View of the Firm”, Strategic Management Journal, vol. 5, pp. 171-180
- Williamson, O.E., (1975) “MARKETS AND HIERARCHIES”, The Free Press, (浅沼萬里、岩崎晃訳『市場と企業組織』 日本評論社、1980)
- 山田仁一郎、山下勝他 (2007) 「高業績映画プロジェクトのソーシャル・キャピタル」、『組織科学』 vol. 40、No. 3、pp. 41-54
- 山下勝、山田仁一郎 (2010) 『プロデューサーのキャリア連帯』 白桃書房
- 湯浅正敏、宿南達志郎他 (2006) 『メディア産業論』 有斐閣コンパクト

日韓国際結婚家庭における親子のライフストーリー

— アイデンティティと言語を中心として —

The Life Story of Parents and Children in Japanese-Korean International Marriage Family: Focusing on Identity and Language

梁 正 善

YANG Jeongseon

Abstract

The purpose of this research is to examine the life stories and language portraits of an international Japanese-Korean married family in Japan. This study focuses on understanding how the language inheritance and identity education of an international Japanese-Korean married family is practiced and what problems or limitations they face at home. This is a qualitative study and the subjects are the parents and children of this particular international Japanese-Korean married family. Life story interviews and language portraits are used as the research methods. Since previous studies on international Japanese-Korean married families have been limited to either their children or their parents, there is an insufficient holistic understanding of international Japanese-Korean married families. This study goes beyond the limitations of these existing studies by observing and interviewing both children's and parents' perspectives. Through this study, the researcher was able to discover the following.

From the perspective of the children, A and A's younger sisters have always expressed both cultures and languages in their homes. Based on this, the researcher found that their identities were all deeply rooted in both Korea and Japan, both through the influence of the Korean Wave and participating in activities related to Korea. From a parent's point of view, the researcher observed that A's Korean mother had built a hybrid identity that highlights the subjectively positive characteristics of both cultures. A's Japanese father mentioned that before marriage, he was limited to seeing the world through a Japanese perspective, but over the years, he has been interested in learning Korean culture and language. He began to understand the importance of including both the Japanese and Korean cultures and languages in his children's education. This research is limited in that it only analyzes a singular hybrid international Japanese and Korean family's life; the only research subjects are the members of A's family, and each family forms its own culture. Therefore, results may vary if more families were to be examined. However, through A's family, the researcher noticed that the common feature of Family A's language portraits is that all four have his or her [heart] painted in the colors of the two countries' national flags. Expressing language through the [heart] can be seen as a central axis. Therefore, for Family A, the cultures and languages of the two countries have always been present, and the identity of the family can be seen as a fusion or dual identity in which red (Japan) and blue (Korea) coexist.

要 旨

本稿の目的は、日本に定住している日韓国際結婚家庭の親子について、ライフストーリーと言語ポートレートを通してその生活全般に関わる実態を二世代の観点から考察することである。特に、言語継承とアイデンティティはどのように実行されているのか、またその問題点や限界としては何が存在するのかに焦点を当てた。従来の日韓国際結婚家庭に関する研究には子どもと親のどちらかを対象にした研究が多かったが、本稿では研究対象者を親子に拡大した。その結果、調査対象者 A の家族における親子のアイデンティティと言語を次のように見出すことができた。

まず、子どもの観点からみると、A と A の妹はインタビュー当時には韓国人より日本人としてのアイデンティティのほうが強かった。しかし、韓流の影響と母との会話を通して二人のアイデンティティが日本と韓国の両方にあることが明らかになった。

つぎに、親の観点からみると、A の母は日本のよいところを取り入れ、韓国人であるアイデンティティを活かし、ブレンドされたハイブリッド・アイデンティティを形成してきた。A の父は、結婚前は日本人の考えしかなかったものの、結婚後は韓国の文化と言語を吸収しつつ、心は韓国に大きく包まれていると語っていた。

A の家族の言語ポートレートの共通点は、4 人とも「心臓」に日本と韓国の二つの国の色が塗られていることである。「心臓」に言葉を描くというのは、それを自らの核と捉えていると解釈できる。したがって、A の家族員は常に両国の文化と言語が飛び交う環境にあり、その中で親子のアイデンティティは、赤（日本）と青（韓国）の二色（アイデンティティ）が融合した存在、つまり二重のアイデンティティとして存在していることが分かった。

<目次>

- | | |
|-------------------|---------------------|
| I はじめに | V 日韓国際結婚家庭のライフストーリー |
| II 先行研究 | と言語ポートレート |
| III 調査の概要 | VI おわりに |
| IV 日韓国際結婚家庭における状況 | |

キーワード：日韓国際結婚家庭、ライフストーリー、アイデンティティ、言語ポートレート、母語教育

I はじめに

2020年6月末における日本の在留外国人の数は288万5904人である。国籍・地域別では韓国43万5459人、中国78万6830人、ベトナム42万415人、フィリピン28万2023人などとなっている。資格別にみると、特別永住者30万9282人、永住者80万872人、留学28万2023人、定住者20万3847人、日本人の配偶者等14万3759人、家族滞在20万3847人などとなっている(e-Stat「都道府県別 在留資格別 在留外国人[総数]」)。

日本国内の外国人の増加と同様に、国際結婚¹のケースも増加している。2019年の国際結

¹ “Cross-cultural marriage” (Breger&Hill,1998)「国」よりも「文化」「民族」の違いが重要という視点から、異なった文化や価値観をもった者同士の生活の営みという「異文化結婚 (Cross-cultural marriage/Intercultural marriage)」と用いるが、一般的に普及している「国際結婚」の用語を使用する。

婚による婚姻数は2万1457件にのぼり、婚姻全体の約3%を占めている（厚生労働省、2020）。厚生労働省の人口動態統計特集「婚姻に関する統計」（2019）によると、日本人男性と外国人女性の婚姻は14万911人である。そのうち外国人女性の国籍の韓国・朝鮮は1,678人である。このように国際結婚による家庭が増えている。しかしながら、国際結婚家庭の家族については、支援や政策が殆ど行われておらず、大半が家庭での問題と考えられてきた。そのため、国際結婚家庭での言語継承やアイデンティティ等を含む研究は数が少ない上に充分に進んでいない。

本稿の目的は、日韓国際結婚家庭のライフストーリーと言語ポートレートを通してその生活全般に関わる実態を新たな視点から察することである。さらに、日韓国際結婚家庭の言語継承とアイデンティティはどのように構築されているのか、ライフストーリーを通して明確にし、国際結婚家庭の環境で生きる家族の主観的意味世界を探究することである。国際結婚家庭を理解し、支援するためにもその家庭のアイデンティティの実態を把握することは有意義であろう。

本論文の構成は以下の通りである。Ⅰでは「本研究の背景と目的」を述べ、Ⅱでは「先行研究の検討及び本研究の意義」を述べる。Ⅲでは「調査の概要」、Ⅳでは「日韓国際結婚家庭」の状況、Ⅴでは、「日韓国際結婚家庭」のライフストーリーと言語ポートレートを分析する。Ⅵの「おわりに」では、結論と今後の課題について述べた。

Ⅱ 先行研究

鈴木（2014：16）は、父親と母親の出身国の違う子どもたちを「国際児」と呼び、「父親の文化と母親の文化という二つの文化（国）を融合（統合）した、自己肯定的なアイデンティティ」が自然な「国際児としてのアイデンティティ」であるとして、母親が日本人で父親がドイツ人のドイツ在住の10代前後から30代前半の女性10名にインタビューし、二言語・二文化の知識と文化的アイデンティティの関係を調査した。その結果、半数は両文化への帰属感があったが、4名はドイツ優位、1名は日本優位であった。文化に関する知識や理解は文化的アイデンティティと強い関係があったものの、言語との関係は明確ではなかったと報告している。

オーストラリアの継承日本語話者のアイデンティティと日本語能力の関係をみた Oriyama（2010）は、日本を含むハイブリッド・アイデンティティ²の形成には日本語能力のレベルには関係せず、家庭、コミュニティ、ピアに受け容れられ支援されることが重要であることを明らかにした。

日本人と結婚した韓国人母親の韓国語の継承に与える影響については、花井（2014）な

² 自分の文化を選択することでもなく、相手の文化を選択することでもなく、両方の文化をもつことで、「Third Space」（第三スペース）とも呼ばれるとしての「Hybrid Identity」（ハイブリッド・アイデンティティ）である（Schumann 2011：2）

ど調査が挙げられる。これらの研究は、国際結婚家庭における外国人母親の子どもへの母語教育に関する問題点を明らかにしている。しかし、インタビューの対象が外国人母親に限られており、実際に日本人父親の子どもへの言語教育や考え方については調査されていない。また、子供へのインタビューも調査も行われていない。

白（2015）は、国際結婚をして日本国内で生活している「韓国籍の母・日本籍の父」への夫婦にインタビュー調査を行い、夫婦の語りから、子どもへの二言語教育を支える要因については「親の経験」、「外国人母親の社会活動への参加」、「子どもの日本語能力に対する教師の評価」、「日本籍の父親の協力」、「民族コミュニティ及び韓国文化の社会的地位」を挙げた。

三宅（2016）は、社会言語学に見られるパラダイム・シフトは、アイデンティティをめぐる問題にも関与していくと指摘している。新たなパラダイムでは、アイデンティティはダイナミックで文脈依存的なものとして捉えられ、固定的なものではなく、行動や実践やコミュニケーションの中で形作られていくものとして扱われる。アイデンティティは交渉可能であり、人生を通じて形作られ変容していくものであるという考えは、グローバル化の中で多くの人が国境を越え移動し、帰属する社会や国が固定されない状況が拡大するにつれ、次第に説得力を増してきている。

李（2017）は「多文化子ども」の中でも、日韓国際結婚で生まれた子どもに対する支援状況について提示したうえで、外国人親の母語継承の問題と新渡日者である連れ子たちの移動の現実を事例として考察した。

岩崎（2018）は、言語ポートレートという方法を用いて、ポスト構造主義の捉え方から日本をルーツの一つに持つ大学生が英国から日本への留学により、アイデンティティと言語レパトリーにどのような変化があったのかを明らかにした。留学前・留学後だけではなく、留学中の言語レパトリーも見ることによって動的なアイデンティティを捉えることを目的とした。ある個人（ハナさん）にとっての留学の意味やアイデンティティ形成を知るには、留学前のライフストーリーを含むさまざまな常態的な移動の経験と記憶の積み重ねも考慮して探求する必要があることを明らかにしている。

海外で生まれ育つ日系人や複数のルーツを持つ「ハーフ／ダブル」のアイデンティティは多元的かつ複雑で、川上（2011）のいう「空間」「言語間」「言語教育カテゴリー間」のすべての移動を幼少期から何らかの形で経験し続けていることがアイデンティティの形成に影響を与えると述べている。

以上の研究成果を踏まえつつ、本研究では、日韓国際結婚家庭の親子のアイデンティティと言葉に焦点を当て、ライフストーリーと言語ポートレートを通してその生活全般に関わる実態を二世代の観点から考察する。

Ⅲ 調査の概要

1. 研究方法

ライフストーリーとは「個人が生活史上で体験した出来事やその経験についての語り」（桜井、2005：12）である。そして語られたことは、「語り手とインタビュアーとの言語的相互相違による共同の産物」（桜井、2002：152）である。語り手は、聞き手の問いをきっかけに、聞き手と語り手の「いま・ここ」での関係性の中で、自分にとって意味ある出来事を選択しストーリーを構築する。したがって、ライフストーリーの語りは聴き手に対する語り手の「アイデンティティ・ワーク³」（小林、2005）である、そこでは「物語としての自己」（やまだ、2000：27）が語りを通して構築されるのである。

2000年代以降、社会学の分野で始まったライフストーリー研究が言語教育の分野でも盛んに採用されるようになった。国境を越える移動を経験した人々のライフストーリーは、移動がいかにアイデンティティの変容や意識の変化をもたらすかを語っている（三代2011、川上2013）。川上（2009）は国家間を含む空間的移動のほかに言語間の移動や言語教育カテゴリー間の移動を念頭に「移動する子供」のライフストーリーを探った。

稲垣（2016）は、「移動する女性」の「複言語育児」の在りようを「家族の過去の歴史や親の人生、家族の願望、将来の計画等を全て包括した課『思い』をも含む育児」である「複言語育児」の在りようを示すためにライフストーリーを採用した。

さらに、筆者自身も「移動する女性」であり、日韓国際結婚家庭の構成員として調査協力者との当事者性を共有している。本研究では、自由意思で国際移動を経た複数言語話者である日韓国際結婚家庭の親が、移動と言語の関係とアイデンティティ構築にどのような影響を与えているのかを、ライフストーリーインタビューから日韓国際結婚家庭の歩みを親の立場と子供の立場からを見出そうとした。

本研究で取り上げる「日韓国際結婚家庭の親子」も、その存在の全体像を把握することが難しく、これまでの研究ではあまり可視化されることのなかった人々である。

このような状況を踏まえると、「日韓国際結婚家庭の親子」の存在を把握し、彼らがどのような人生を歩んでいるのかを明らかにしていくには、未だ探求されていない社会的現実や少数事例を照射するのに有効な手法であるとされるライフストーリー研究法が最適な方法だと考える。

次に、言語ポートレートは、身体の線画に自分の言葉を位置付け、好きな色で描いたもので、言語ポートレートを描くという活動や描かれた言語ポートレートがライフストーリーを語るための糸口となり、インタビューの質問だけでは得難いストーリーを聞き出すことができる。言語ポートレートは、描く活動と描いたものを説明する活動からなる。体の形の図を配り、フェルトペンを使っていろいろな言語との関係を表す自分の姿を描いてもら

³ 「ライフストーリーを語ることは、私とはなにものであるかを語ることであり、私を表明するアイデンティティ・ワークであることだ」（小林2005：213）

う。髪、服や靴を加えてもいい。描いた後、自分のポートレートについて説明する。描画は思考の表現化であると同時に、思考をうながすものである。思考の断片を集めながら言語ポートレートの解釈は、調査者ではなく描いた者が自身で語る。語っている間にも、ふりかえりが進むことがある (Castellotti et Moore, 2009: 52-54)。そして、その言語の背景の文化面についても描写されることが多い。

2. 調査の手順

本調査は2018年6月4日(対面インタビュー)と9月21日(対面インタビュー)、9月26日(対面インタビュー)と2019年2月23日(対面インタビュー)、5月24日(電話インタビュー)、2020年2月27日(対面インタビュー)に日本のB市で実施された。調査フィールドを日本のB市にした理由は、筆者が10年以上居住し教育の現場に身をおいていたこともあり、また筆者自ら国際結婚家庭の親として子育てに従事していること、Aの調査協力者が韓国語を受講していて、日韓国際結婚家庭の子供であったことから、日本で日韓国際結婚家庭の事例として適切であると判断したからである。インタビューの時間は1時間から3時間程度で、面接は講義室やレストランで行った。

本論文の研究の手順は、1回目のインタビューでは日韓国際結婚家庭での言語と文化、アイデンティティ、韓国への訪問、親戚との交流等、幼い時から現在に至るまでの成長について聞き取りを行った。

2回目のインタビューでは、Aの母の成長過程や日本に移住した経緯、夫との出会い等、育児などでの葛藤、家庭内での言語と文化、韓国訪問と親戚との交流や日本での地域コミュニティについて個人のライフストーリーに時間をかけて聴き取りを行った。3回目のインタビューでは、夫婦の出会いと家庭内での言語と夫の韓国語の学びの姿勢、韓国での親戚との交流、日本での地域コミュニティとの交流、これからの日韓関係等について時間をかけて聴き取りを行った。

4回目は、AとAの妹と母と一緒にインタビューした。四回目のインタビューでは、Aの妹の成長過程を含めて現在の高校でのエピソード、いじめの経験、韓国の親戚との交流、アイデンティティと言語、日韓文化について聞いた。インタビューはAの家族の了解の上、録音した。録音したデータを筆者が自ら文字化したものを本稿のデータとして使用する。

5回目は、国籍変更、日本名を名乗り、国際結婚家庭の子どもの支援、地域との関わりについて電話インタビューを行った。

6回目は、言語ポートレートを描いてもらい、ライフストーリーインタビューを行った。

調査に際して、研究目的、匿名性の保持、研究倫理遵守に関する誓約書(守秘義務等)について十分に説明し、了解を得た。また、承諾を得たインタビュー内容についてはICレコーダを使用して文字化した。なお、プライバシーの保護のため、家族の名前はすべてアルファベット記号で表記する。本稿では、アイデンティティと言語に関わるライフストーリーインタビューのみを取り扱うことにする。

Ⅳ 日韓国際結婚家庭における状況

1. 韓国における国際結婚状況

韓国の国際結婚と国際離婚の状況は次の通りである。韓国統計庁の「国際結婚状況（2019年）」によると、国際結婚件数（2万3643件）は総結婚件数（23万9159件）の内9.8%の割合を占めており、依然高い水準を維持しながら推移している（図1）。

国際結婚婚姻件数は2018年より4.2%増加（942件）している。外国人との婚姻は2万3643件で前年に比べて945件、4.2%増加している。全体の婚姻件数の内、外国人との婚姻比率は9.9%で、前の年より1.1%増加している。外国人妻の国籍はベトナムが37.9%、中国が20.6%、タイが11.6%の順である（表1）。一方、外国人夫の国籍はアメリカが24.6%、中国23.6%、ベトナム10.7%である。タイやベトナム妻が増加した理由には防弾少年団（BTS）や「パクハンソ シンドローム⁴」等の韓流⁵の人気の高まったと分析している（YTN ニュース2020.3.19）。

そして、国際結婚の増加に伴い、多文化家庭の児童も年々増加している。韓国行政自治部の「外国人住民現況報告（2019年）」によると、「外国につながる児童」は26万4626人である。また、その父母の出身国別による集計では、朝鮮族を含む「中国につながる児童」が最も多く（9万435人）、その次がベトナム（8万8476人）、フィリピン（2万4502人）、カンボジア（1万850人）の順である（表2）。集計上「その他」に含まれていたカンボジア出身者の子どもは、2010年から独自集計されるほど増加しており、これはカンボジアを

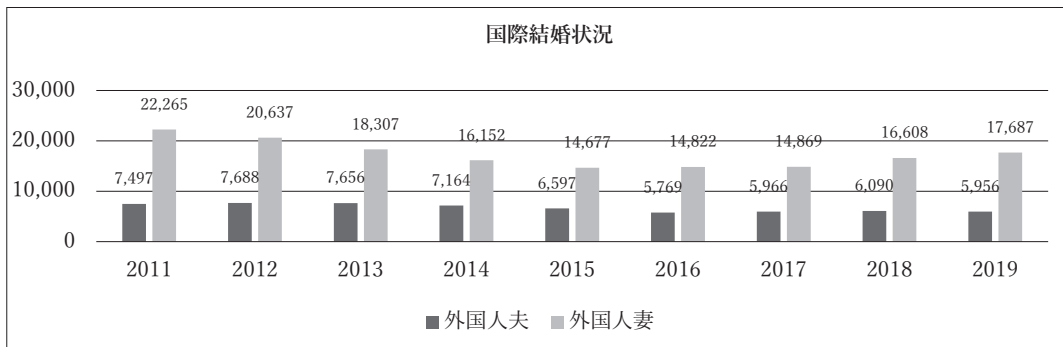


図1 韓国での国際結婚状況

（出典：統計庁（人口動態年報）より筆者作成）

⁴ 韓国のサッカー選手出身の監督。2017年よりベトナム代表監督。アジアでもサッカーの弱点として取り上げられたベトナム代表は、2018年 AFC U-23カップ（準優勝）に続き、2018年ジャカルタ・ダナン・アジア競技大会（4位）でも、各試合でチームの歴史を最高の記録に更新し、新たな歴史を切り拓いた。2019年、東南アジアアジア競技大会（サッカーチームは22歳未満、国内オリンピック委員会が共催）で60年ぶりに優勝（出典：namu.wiki）。

⁵ 韓流（かんりゅう、ハンリゅう、英：Korean wave）とは、2000年代以降に東アジアで起こった韓国大衆文化の流行（出典：韓国観光公社、韓流実態調査報告書、2003）

表1 出身国別の結婚移民者の推移

国別国際結婚件数 [単位：件] 最近の更新日：2020-07-09（入力予定日：2021-09-30）

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
国際結婚総件数	29,762	28,325	25,963	23,316	21,274	20,591	20,835	22,698	23,643
韓国男性＋外国女性	22,265	20,637	18,307	16,152	14,677	14,822	14,869	16,608	17,687
中国	7,549	7,036	6,058	5,485	4,545	4,198	3,880	3,671	3,649
ベトナム	7,636	6,586	5,770	4,743	4,651	5,377	5,364	6,338	6,712
フィリピン	2,072	2,216	1,692	1,130	1,006	864	842	852	816
日本	1,124	1,309	1,218	1,345	1,030	838	843	987	903
カンボジア	961	525	735	564	524	466	480	455	432
タイ	354	323	291	439	543	720	1,017	1,560	2,050
アメリカ	507	526	637	636	577	570	541	567	597
その他	1,796	1,899	1,640	1,810	1,801	1,789	1,902	2,178	2,528
韓国女性＋外国の男性	7,497	7,688	7,656	7,164	6,597	5,769	5,966	6,090	5,956
日本	1,709	1,582	1,366	1,176	808	381	311	313	265
中国	1,869	1,997	1,727	1,579	1,434	1,463	1,523	1,489	1,407
アメリカ	1,632	1,593	1,755	1,748	1,612	1,377	1,392	1,439	1,468
カナダ	448	505	475	481	465	398	436	402	363
オーストラリア	216	220	308	249	254	197	203	189	178
その他	1,188	1,331	1,572	1,931	2,024	1,953	2,101	2,258	2,275

(出典：統計庁（人口動態統計年報）より筆者作成）

表2 出身国家別にみた子女の現況

(2019年、単位：人)

国籍別	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
合計	107,689	121,935	151,154	168,583	191,328	204,204	197,550	201,333	222,455	237,506	264,626
中国(朝鮮族)	18,669	31,404	33,186	39,278	42,294	43,890	35,439	36,610	38,090	39,642	41,149
中国	35,932	29,800	34,852	33,231	37,084	38,824	40,351	37,963	43,197	44,016	49,826
ベトナム	22,491	27,517	34,256	41,238	49,458	54,737	57,464	56,468	71,864	77,218	88,476
フィリピン	10,687	11,926	13,937	15,820	18,020	19,568	19,918	20,146	22,270	22,873	24,502
日本	6,838	5,734	14,510	16,237	17,806	18,185	7,773	9,485	6,886	6,930	7,858
カンボジア	-	2,554	3,565	4,690	5,961	6,777	7,016	6,909	9,448	10,037	10,850
モンゴル	1,681	1,807	2,250	2,468	2,802	2,952	2,771	2,719	3,132	3,212	3,944
タイ	1,563	1,711	2,082	2,427	2,663	2,767	2,254	2,543	2,609	2,875	3,607
アメリカ	683	821	1,207	1,422	1,697	1,855	6,140	5,874	4,899	5,581	8,417
ロシア	736	766	1,090	1,139	1,289	1,319	1,017	1,058	1,155	1,034	1,304
台湾	770	1,129	1,191	1,615	1,758	1,892	2,877	2,522	2,995	3,081	3,543
その他	7,639	6,766	9,028	9,018	10,496	11,348	14,530	19,036	15,910	21,007	21,150

(出典：行政自治部、「外国人住民現況調査報告書」)

対象とする結婚仲介業者が増えたことに起因する。

なお、多文化家族における子女の年齢別統計（表3）では、6歳以下が11万7045（44％）人であり、7歳から12歳の小学生10万4064人（39％）と合わせると全体の83％に上る。今までの多文化子どもの支援政策が主に幼児・児童を対象とする支援であったが、今後は多文化児童生徒の成長とその発達段階に合わせて中・高・大学生への支援を強化する必要性

があることが統計結果から示唆される。韓国統計庁『韓国の社会動向』2019年度「多文化家庭の学生の実態及び発達の推移」では、多文化家庭の小学生から高校生までの実態が報告されている。多文化家庭の生徒の学校生活における困難は、学年が上がるにつれて徐々に減少し、性別ことにやや異なる様相が現れている。多文化家庭の生徒の生活満足度は、小学6年生まで上昇するが、中等学校に進学した後は低下し続けている。

表3 多文化家族（結婚移民者・帰化者）の子どもの現況

(2019年、単位：人)

年齢別の現況				
6歳以下	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
117,045	104,064	26,524	16,993	264,626
44%	39%	10%	6%	100%

(出典：行政自治部、「外国人住民現況調査報告書」)

2. 日本における国際結婚の状況

2019年度に厚生労働省が公表した人口動態調査によると、日本の国際婚姻件数（表4）は、1980年の7,261件から1990年の2万5626件へと10年間で急増した。

2019年における日本の婚姻総数59万9007件のうち、夫妻の一方が外国人である件数は2万1911件で、全体の3.65%となっている。夫が日本人・妻が外国人の件数は1万4911件で、国際婚姻総数の6割を占めている（表5）。妻の国籍別婚姻件数の多い順では、中国4,723件（34.67%）、フィリピン3,666件（24.58%）、韓国・朝鮮1,678件（11.25%）、タイ986件（6.61%）となっている（表5）。妻が日本人・夫が外国人の婚姻件数7,008件のうち、夫の国籍別に多い順では、韓国・朝鮮1,764件（25.17%）、米国989件（14.11%）、中国917件（13.08%）、ブラジル332件（4.73%）となっている（表6）。

以上のように、近年日本の国際婚姻件数は減る傾向にある。一方、国際結婚家庭の国籍構成が多様化し、国際結婚家庭に育つ子ども、国際結婚家庭に生まれた子どもが増えてい

表4 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数

年代	総数	夫妻とも日本	夫妻一方が外国	夫日本・妻外国	妻日本・夫外国
1970	1,029,405	1,023,859	5,546	2,108	3,428
1980	774,702	767,441	7,261	4,386	2,875
1990	722,138	696,512	25,626	20,026	5,600
1992	754,441	728,579	25,862	19,423	6,439
2000	798,138	761,875	36,263	28,326	7,937
2010	700,214	670,007	30,207	22,843	7,364
2015	635,156	614,180	20,976	14,809	6,167
2016	620,531	599,351	21,180	14,851	6,329
2017	606,866	585,409	21,457	14,795	6,662
2018	586,481	564,629	21,852	15,060	6,792
2019	599,007	577,088	21,919	14,911	7,008

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

表5 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数

年代	夫日本・妻外国									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	ペルー	その他の国
1970	2,018	1,536	280	…	…	75	…	…	…	217
1980	4,386	2,458	912	…	…	178	…	…	…	838
1990	20,026	8,940	3,614	…	…	260	…	…	…	7,212
1992	19,423	5,537	4,638	5,771	1,585	248	99	645	138	762
2000	28,326	6,214	9,884	7,519	2,137	202	76	357	145	1,792
2010	22,843	3,664	10,162	5,212	1,096	223	51	247	90	2,098
2015	14,815	2,268	5,731	3,072	939	199	44	278	83	2,201
2016	14,858	2,031	5,531	3,371	971	246	55	216	87	2,350
2017	14,799	1,836	5,121	3,630	976	235	58	291	98	2,554
2018	15,060	1,779	5,030	3,676	988	266	66	302	109	2,844
2019	14,911	1,678	4,723	3,666	986	286	52	318	103	3,099

注：フィリピン・タイ・英国・ブラジル・ペルーについては1992年から調査しており、1991までは「その他の国」に含まれる。

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

表6 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数

年代	妻日本・夫外国									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	ペルー	その他の国
1970	3,438	1,386	195	…	…	1,571	…	…	…	286
1980	2,875	1,651	194	…	…	625	…	…	…	405
1990	5,600	2,721	708	…	…	1,091	…	…	…	1,080
1992	6,439	2,804	777	54	13	1,350	168	152	56	1,065
2000	7,937	2,509	878	109	67	1,483	249	279	124	2,239
2010	7,364	1,982	910	138	38	1,329	316	270	100	2,281
2015	6,169	1,566	748	168	36	1,127	235	344	115	1,830
2016	6,331	1,628	790	151	32	1,059	248	315	95	2,013
2017	6,662	1,690	812	216	40	1,074	222	325	131	2,155
2018	6,792	1,641	847	269	29	1,061	239	346	89	2,271
2019	7,008	1,764	917	265	37	989	233	332	114	2,357

注：フィリピン・タイ・英国・ブラジル・ペルーについては1992年から調査しており、1991までは「その他の国」に含まれる。

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

る。厚生労働省（2019）が公表した人口動態調査によれば、1987年から2019年まで国際結婚家庭に生まれた子どもは合計55万88人である。

2019年における日本の出生総数86万5239人のうち、夫妻の一方が外国人である家庭の子どもの出生数は1万7403人で、全体の2.01%となっている（表7）。夫が日本人・妻が外国人の家庭の子どもの出生数は8,111人で、国際婚姻による出生総数の4割を占めている（表8）。妻の国籍別子どもの出生数の多い順では、中国2,748人（33.87%）、フィリピン1,566人（19.30%）、韓国・朝鮮1,245人（15.34%）、タイ310人（3.82%）となっている（表8）。妻が日本人・夫が外国人の婚姻による子どもの出生数は9,292人のうち、夫の国籍別子ども

表7 父母の国籍別にみた年次別出生数

年代	総数	夫妻とも日本	夫妻一方が外国	夫日本・妻外国	妻日本・夫外国
1987	1,346,658	1,336,636	10,022	5,538	4,484
1990	1,221,585	1,207,899	13,686	8,695	4,991
1995	1,187,064	1,166,810	20,254	13,371	6,883
2000	1,190,547	1,168,210	22,337	13,396	8,941
2010	1,071,305	1,049,339	21,966	11,990	9,976
2015	1,005,721	986,642	19,079	9,459	9,620
2016	977,242	958,118	19,124	9,374	9,750
2017	946,146	928,011	18,135	8,675	9,460
2018	918,400	900,522	17,878	8,436	9,442
2019	865,239	847,836	17,403	8,111	9,292

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

表8 父母の国籍別にみた出生数

年代	夫日本・妻外国									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	ペルー	その他の国
1987	5,538	2,850	803	...	...	188	...	...	...	1,697
1990	8,695	3,184	1,264	...	...	161	...	...	...	4,086
1995	13,371	3,519	2,244	5,488	851	178	55	406	105	525
2000	13,396	3,345	3,040	4,705	736	142	51	397	85	895
2010	11,990	2,129	4,109	3,364	380	135	46	230	103	1,494
2015	9,459	1,823	3,477	1,773	389	146	41	270	100	1,440
2016	9,374	1,686	3,672	1,734	318	132	41	270	93	1,428
2017	8,675	1,463	3,220	1,611	311	119	49	260	109	1,533
2018	8,436	1,397	2,994	1,574	317	177	44	268	100	1,565
2019	8,111	1,245	2,748	1,566	310	147	35	294	107	1,659

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

の出生数の多い順では、韓国・朝鮮2,078人（22.36%）、米国1,467人（15.78%）、中国1,355人（14.58%）、ブラジル430人（4.62%）である（表9）。

日本では、国際結婚で生まれた子どものことを「混血」「ハーフ」「ミックス」「ダブル」「国際児⁶」などと呼び、呼び方が時代とともに変わっている。国際結婚で生まれた子どもをめぐるラベルの変遷については嘉本（2008：145）が詳しい。

厚生労働省の公表によれば、1987年から2019年まで国際結婚家庭に生まれたこどものうち、一方の親が韓国・朝鮮人の子どもは14万3663人で全体（55万88人）の26.11%を占めている。内訳として、父日本・母韓国・朝鮮人は6万8394人、全体の12.4%を占めている。

近年、日韓関係が冷え込んでおり、とりわけ歴史認識問題が深刻化している。敏感な外交・政治問題をはじめ、マスメディアの報道などが原因で、両国の国民感情が悪化する傾向にある。こうした現状は、日韓国際結婚家族、とりわけ、そこに育つ子どもにも影響を

⁶ 国際児（intercultural children）は、国籍の異なる男女の間に生まれて子どもである。多文化児（multicultural children）と呼ばれる場合もある。（鈴木2001、10頁）

表9 父母の国籍別にみた出生数

年代	妻日本・夫外国									
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	米国	英国	ブラジル	ペルー	その他の国
1987	4,484	3,039	287	…	…	641	…	…	…	517
1990	4,991	3,048	375	…	…	829	…	…	…	739
1995	6,883	3,281	716	83	22	1,171	183	130	76	1,221
2000	8,941	3,427	913	151	77	1,380	256	305	135	2,297
2010	9,976	2,502	1,225	180	98	1,754	441	362	145	3,269
2015	9,620	2,387	1,247	234	73	1,480	395	432	172	3,200
2016	9,750	2,250	1,429	253	77	1,559	427	447	143	3,165
2017	9,460	2,197	1,257	278	76	1,532	355	448	153	3,164
2018	9,442	2,150	1,238	319	68	1,449	409	485	161	3,163
2019	9,292	2,078	1,355	328	81	1,467	317	430	139	3,097

出典：厚生労働省 統計情報・白書『人口動態調査』より筆者作成

及ぼしかねないと考える。日韓国際結婚家庭の子どもが自ら開示しなければ、周りは彼らが「国際児」であることに気づかないだろう。韓国にルーツをもつことが日韓国際結婚家庭に育つ子どもの文化継承、アイデンティティの形成にどのような影響を与えるのか。なお子どもたちが自身の置かれている状況をどう捉え、どのように展望しているのか。本研究では日韓国際結婚家庭の親と子どもの言語とアイデンティティの問題を中心に二世代の声を拾うことにした。

V 日韓国際結婚家庭のライフストーリーと言語ポートレート⁷

Aはインタビュー当時19歳（大学2年生）であり、小学校の教諭が夢だったが困っている人の支援がたく、地域包括支援学科に入ったのである。父は日本人で自営業を、母は韓国人であり自宅で英語教室を開きながら公民館等で韓国語も教えている。妹は当時15歳であった。母のルーツである韓国、韓国の文化に常に触れていて、韓国語を学びたいということで、大学で開設されている韓国語の授業を受講することになった。韓国は母の里帰りに合わせて年に1～2回は訪れている。3年生になり実習や専門科目に集中しなければならなくなり、現在は韓国語の授業は受講していないものの常に韓国の文化に触れている。韓国語を学んで「韓国語スピーチ大会」等にも参加することができ、憧れの韓国へ留学等を考えていたが、現実的には国家試験も控えており、時間のロスと家族の反対もあり断念している。



⁷ 言語ポートレート Gallery (<http://www.ic.daito.ac.jp/~himet/painting.html>)

自分の言語世界を振り返るために、自分とさまざまな言語の関係を表現する描画活動である。

1. 日韓国際結婚家庭の子供のアイデンティティ⁸

本稿で扱う日韓国際結婚家庭の子供の文化的アイデンティティ⁹形成¹⁰はどうなっているのだろうか。箕浦（1990）はアメリカに渡った子どもたちの文化的アイデンティティについて、学齢期の子どもにとって両親よりも仲間集団の方が文化エージェントとしての影響力が大きいと述べている。Aのインタビューの内容から窺えるのは、学齢期の周りの友達からの影響を受けていることと、自分は周りの友達とは違う環境にいることにきづくことで自分のアイデンティティに揺らぎを感じていた。しかし、大学生になってからは韓流ブームもありAのアイデンティティは児童期にゆらぎもあったものの大学生になってからは肯定的に変わっていることが推察される。

Aの妹はインタビュー当時15歳であった。年に1～2回程韓国の親族を訪問し韓国の文化に触れていた。しかし、生活全般が日本であり韓国は心のふるさとであると語った。Yはインタビュアーである。

Y：自分のアイデンティティに悩んでいたことはありますか？

A：韓国のいどこに会いに行くのは年に1回で多くても2回ほどでした。周りの子は近くに親戚がいていいのに、なぜ私は周りに母親の親戚がいないのかと小さい時には不満でした。今は全然そうではないんですけど。韓流ブームになったのでプラスのイメージになりました。（2018年6月4日、一回目のインタビューより）

Y：「自分は日本に近い韓国に近い」どちらですか？

Aの妹：自分は日本寄りかな。韓国に住んでみたいけど現実的には難しいのではないのかと思っています。日本は生活のふるさとであり、韓国はこころのふるさとであります。（2019年2月23日 四回目のインタビューより）

⁸ アイデンティティ（identity）は、Erikson（1950）によって、広く普及した概念である。アイデンティティ問題は、歴史的な文脈や社会・文化的文脈のなかで考慮しなければならないし、アイデンティティの感覚には、“自信（confidence）”が関係している。

⁹ 箕浦（1984）は、「文化的アイデンティティとは、国籍がどこであれ、日本であるとかアメリカ人であるとかということからくる深い感情、ライフ・スタイル、立ち居振る舞い、興味や好みや考え方を全部ひっくるめたもの」、鈴木（2008）は、自分がある文化に所属しているという感覚・意識」（文化的帰属感・帰属意識）あるいは「ある文化・社会のなかに自分の居場所があるという感覚・意識」としている。したがって、文化的アイデンティティについても、生育歴や文化・社会のなかでの自分自身の位置づけやそれに対する“自信”が問題になると考えられる。

¹⁰ 箕浦（1990）は、アメリカにわたった日本人の子どもたちの文化的アイデンティティ形成過程を以下のように述べている。9～15歳は、文化化の影響を最も強く受け、対人関係の文化的意味が形成されやすい感受期である。8歳以前は、言語習得も早い短期間で第一言語が第二言語に対する優位を失いやすい。9歳以降は、第一言語に第二言語が付加されることが多い。学齢期の子どもにとって両親よりも仲間集団の方が文化エージェントとしての影響力が大きい。滞在4年以上と4年未満では文化的同化度が大きい異なる。

2. 日韓国際結婚家庭の親のアイデンティティ

鈴木（2012）は、国際結婚した日本人の女性がインドネシア国籍に変更することと文化的アイデンティティ（文化的帰属感）にはどのような関係があるかを明らかにした。事例を通して国籍を変えたとしてもインドネシア人になれるわけではなく、インドネシア人というよりは依然として日本人として認識されて、結果として自分が日本人（元日本人）である事実を強く再確認するに至ると考察した。Aの母は、日韓国際結婚をする前に日本に関する文化形成がされていたため、日本に対する拒否感はありませんでしたという。しかし、国際結婚を通して留学生活では見られなかった現実の問題が浮き彫りになり自分の生活に及ぼすようになった。以下のライフストーリーインタビューから、Aの母の文化的なアイデンティティを考察することが出来た。

Y：国際結婚されてカルチャーショックはありませんでしたか？

Aの母：〇〇の都市の美容室に行った時、そこの従業員に「私が何人に見えるか」という質問をし、その後「私は韓国人です」と言った。その時、従業員の反応もよかったし韓国に対する好感をもっていたので、主人の仕事先の都市の美容室でも同じ質問をしていました。しかし、全然違う反応と、韓国人であることを明かした時の冷たい態度に唖然として自分をアピールしたい気持ちが萎縮しました。その時から自分の国籍を明かすのが面倒くさくなりました。寂しい思いをしながら、自分のアイデンティティである韓国人であることを明かさずに生きてきました。また、当時韓流ブームになり韓国のドラマが日本で人気がありました。ちょうど子供たちが公園デビューした時のことで「韓国のドラマのあの俳優を知っていますか」等の質問をしたけれど、ママ友の韓国や韓流に対する無関心と冷たさで自分が韓国人であることを明かすことができなかったんです。（2018年9月21日、二回目のインタビューより）

Y：日本でディアスポラとして生活していて大変なことはありませんか？

Aの母：日本は物価が高いので生きるのに精一杯でした。（中略）日韓関係が悪くなり、マスコミ等でも韓国について悪く報道されていた時には嘆かわしい気持ちになり、息苦しくなって一時韓国に戻ろうとしていました。しかし、ある日中韓文化フェスティバルの中で取材に来ていたアナウンサーの一言によりメディア嫌いがなくなりました。（2018年9月21日、二回目のインタビューより）

Aの母は日本の文化については留学経験と大手企業に勤めた社会人経験もあり、語学も含め日本の組織文化等も身につけている。しかし、国際結婚して自分のアイデンティティを明かすことが出来ない時期が続き、一時は日本を離れようとも考えていた。

このように、母国を離れて生活しているAの母の疎外感や苦痛、そして異国で葛藤している様子が窺える。

ホール（1990）は、ディアスポラ的な経験とは個々人のあいだに必然的に存在する異質性や多様性を認識することだと指摘し、ナダクリシナン（1996）は、ディアスポラ的な経験は疎外感や苦痛をとまなうものであり、政治的また文化的な損失やアイデンティティの葛藤を意味するものだと指摘した。

（1）国籍変更による日韓国際結婚家庭における親のアイデンティティ

佐々木（2006）は、社会学の立場から在日朝鮮人の国籍変更後もエスニック・アイデンティティを維持し、「コリア系日本人」として生きていく人々の存在を描き出している。近年は、「韓国・朝鮮」「中国」籍を除籍する帰化者も増加傾向にあり、その国籍も多様化している「（李2016：115、福本拓（2016：268）」

Y：いつ帰化（国籍変更）を決心したのですか？

Aの母：結婚する前に日本で4年間は留学生として生活していました。その頃、在日コリアンの友達が外国人在留カードを持っていることに違和感がありました。在日コリアンによると、日本に住むには帰化なしでは生活するのがかなり不便だということでした。当時にはあんまりわからなかったが結婚して1年後帰化をしようとしていた頃、在日コリアンの友達が言っていたことがなんとなくわかりました。例えば、日本で交通事故に遭ったとき、外国人である場合は外国人在留カード及びパスポートまで提出しないといけません。日本で外国人として生きる（生活する）には大変息苦しい感じがします。さらに、海外から再入国する際に外国人と日本人の並ぶラインが異なります。その時、ママは違うラインで立っていることで子どもに異質感を抱かせたくなかったのです。また、病院や公の場で韓国名が呼ばれると注目を浴びたりします。さらに、いちいち夫との出会いから結婚までを聞かれる時があり、プライベートまで言いたくないこともありました。帰化することによって、アイデンティティや愛国心が変わったわけではありません。（2019年5月24日、四回目の電話インタビューより）

Aの母は、日本で生活するためにはやむを得ず結婚一年後に帰化を選んだと説明した。さらに、筆者が下線を引いた「子供達に異質感を抱かせたくない」ということもあり、子供に不利益を被ることを避けたいという母親の気持ちも察することが出来た。日本では法律的には外国人に対する政策または国際結婚家庭に対する支援等もほとんどないのが現状である。そのなかで生活するために、生活に不利にならないように生きるためには仕方なく帰化をせざるを得ない。すなわち、鈴木（2012）が国際結婚者の国籍変更については、

当事者がおかれている社会・文化環境の中で、「実生活上の快適さ」と「永住の覚悟」という両者の理由が複雑にからみあい、国籍変更に至ると述べているが、Aの母の実例と重なるところがある。さらに、三宅（2016）の日系ディアスポラと英国日本人会の調査では、英国籍をもちながら自らを日本人と感じており、その根拠が永住権保持者と異なる点が興味深いと指摘している。

矢吹（2011）は国際結婚夫婦の日本人妻の「名乗り」の選択に注目し、6つのパターン¹¹に分けて分析を行った。日本志向の妻には日本では日本姓を、アメリカではアメリカ姓を使用する傾向が、アメリカ志向妻には日本でもアメリカでもアメリカ姓を使用する傾向が多く見られる。研究対象者Aの母は、結婚後間もない時期に日本に帰化することにより日本名を名乗ることになった。因みに、Aの母は日本では日本姓を韓国では韓国姓を使用している。つまり、Aの母は矢吹の「名乗り」選択の「日本では日本姓をアメリカではアメリカ姓を使用」に該当する。筆者が日本名の名乗ることについて質問をすると以下のよう

Y：日本名を名乗ることになった理由はありますか？

Aの母：日本の公共機関などで韓国名が呼ばれると、病院などでは親しくない人から韓国人ですか？国際結婚されていますか？という質問をされる。さらに、韓国名が呼ばれたことにより注目を浴びることになり、結局目立ってしまう。目立つ事なく無難に生きるためには日本名を名乗るしかない。（2019年5月24日4回目のインタビューより）

（2）日韓国際結婚家庭の母語教育とアイデンティティ

言語学者スクットナブ・カンガス（Tove Skutnabb-Kangas）（1989）は、母語について4つの側面から定義している。第一、母語とは子どもが最初に学ぶ言語である。いわゆる生活の中で母親が話す言語である。第二は人が最も頻繁に使う言語である。第三に人が最も上手に使用できる言語。第四に、母語とはアイデンティティ形成のための言語である。佐伯（2013）は、家庭は子どもの社会化を進める第一の場であると同時に、子どものアイデンティティ形成に大きな影響を与える日常的なことばの実践の場であると述べている。Aの家族は育児言葉としては韓国語を使用したものの、ある程度の年齢になると家庭内でも家庭外でも日本語のみになってしまっていた。

丸井（2012）は、アイデンティティは異文化と接触したときに自分と他者との違いを認め、他者と接触して行く過程でアイデンティティが形成されていくと指摘し、また、国際結婚家庭の場合家での言語使用の状況、それに伴う子供の家庭以外の場所における言語選

¹¹ ①日本でもアメリカでも日本姓を使用②日本でもアメリカでもアメリカ姓を使用③日本でもアメリカでも混合性を使用④日本では日本姓をアメリカではアメリカ姓を使用⑤日本では混合性、アメリカではアメリカ姓を使用⑥日本では日本姓アメリカでは混合性を使用。②は日本志向の妻に、②はアメリカ志向の妻に多く見られる。

扱がアイデンティティの形成に影響すると述べている。そして、家庭環境における複雑な事情により異なる言語環境の間を行き来していると言語アイデンティティの分裂に陥ることもあれば、複数のアイデンティティを持つケースも少なくないと指摘している。つまり、国際結婚家庭の子どもたちは親の意思決定と行動によりどのような複数言語環境に置かれるかが左右される。

Aの母は、日常の生活様式の中で食文化¹²は「韓国式」であるが、他人の前で韓国語を話すことに抵抗感を持っていると語っていた。それは日本のマスメディアの韓国に対する過剰な報道による周囲の人々の反応を敏感に感じるとすることと、韓国語を話すことにより目立ってしまうこともあり、あまり使わなくなってしまったという。当然、子供達は日本語の環境で育てられることになる。スクットナブ・カンガスの四番目の定義を用いると社会常識、教養、生活観、価値観、世界観などに強く繋がっている母語がアイデンティティの対象として必要とされるのである。以下のライフストーリーインタビューで、Aの幼児期の言語と親の母語教育と家族のコミュニケーションは日本語で行われることが見て取れる。しかしAの父は、Aの母は日本語が堪能なため、家庭内ではほとんど日本語が飛び交う環境ではあるが、AとAの父は母の母語である韓国語を学ぶための努力をしていることが推察される。

Y：育児の言語は何語でしたか？家庭での言語は何語ですか？

A：小さい時は韓国語でした。小学校の頃、なぜ韓国語で育ててくれなかったのかと母と言ひ合いになった時がありました。気持ちは韓国語であったが、日本語に慣れてしまったので。韓国の親戚と会話する際には応用会話ができなくて悔しかったです。(2018年6月5日 一回目のインタビューより)

Aの母：目立つのがいやで、子供達にも外で韓国語を使うのをやめようと言った。家庭内では日本語でコミュニケーションをとっている。(2018年9月21日 二回目のインタビューより)

Aの父：妻は日本語が堪能でそれに甘えてしまって家庭内では日本語でコミュニケーションをしています。が、本当に韓国語を習いたいです。車の中には韓国語のCDを聞いてこつこつやっていますが…そういう韓国の環境に入れば話せるだろうと思うけど。(2018年9月26日 三回目のインタビューより)

Y：韓国の文化にはどれくらい触れていますか？

A：通学の時間往復3時間でK-popを聞いているし、家では韓国ドラマを観ています。

¹² 黄(2002)は、食文化を社会集団全体の中で伝承されていくというよりも、家庭内で親から子供に伝承され、受け継がれる面が強い。また食文化は、居住地域ごとにその特性が変わり、食文化を共有する人々に、ある種の連帯感、つまりアイデンティティを持たせることになり、他の人々と区別する特性がある。さらに、食文化が持つ象徴性のため、それを共有する人々と密接な関係があり、彼らの意識を強く反映しているといえる。

(2018年6月5日 一回目のインタビューより)

Y: Aさんの家の家庭料理は何ですか?

A: わかめスープ、ブルコギ、トッポッキ等をインターネットのサイトで仕入れたり、
韓国の身内から送ってもらったりして常に韓国の食文化に触れています。(2018年
6月5日 一回目のインタビューより)

(3) 日韓国際結婚家庭の親子のアイデンティティに影響を与える諸問題

いじめとヘイトスピーチは、国際結婚家庭の子供にとっては自分のアイデンティティを否定することになる。第2回目のライフストーリーインタビューで、AとAの妹は友達や教員からいじめを受けたことがあると語ってくれた。Aは部活の時にいじめを受けたことがある。日韓関係がとても悪かった時期でもあり、悪口を言われバレーボールのセンターから外されたこともある。Aの妹は中学と高校の時に教員からのヘイトスピーチを授業中教員が生徒に向かい「君たちは嫌いな国があるのか」と聞いた。教員は「私は韓国が嫌いな国だ」という発言したそうである。後日、教員はすぐに謝り、校長と教頭がAの自宅まで来て謝罪した。以下のインタビュー内容から、AとAの母の気持ちとその時の対応を読み取ることができる。Aはいじめられたことを親が心配するから言わなかったという。過剰なマスメディアの報道により、Aの周りの子どもにも影響を及ぼしている。Aの母は妹の学校での教員のヘイトスピーチのことで驚きもあったものの動揺せず対応していることがわかる。尚且つ、Aの妹はインタビュー内容からも推察されるが、ヘイト発言があった数日後その件を自分で解決することになる。Aの家庭内では韓国の儒教思想である目上の人には敬うことと韓国には先生の日¹³があるということをAの母は常にAとAの妹に教えていた。

Y: 学生時代、いじめは受けたことはありますか?

A: 中学校の部活の時に裏でいじめられました。ちょうど日韓関係が悪かった時期です。「韓国ってさ」といいながら悪口を言われました。バレーボールのセンターに入る予定であったが、仲間はずれになり外されました。とても悔しくて泣いていましたが、親にはいわなかったです。心配するから。(2018年6月5日 一回目のインタビューより)

Y: ヘイト発言した教員の話しを聞き、どんな気持ちでしたか? また、どのように対

¹³ 韓国で毎年5月15日は「先生の日(ススンエナル)」。毎日学校で顔を合わせる先生や、かつての恩師を敬い、感謝の気持ちを伝える日。もともとは1964年5月24日「恩師の日(師匠の日)」として始まったが、翌1965年に世宗(セジョン)大王の生まれた5月15日に日付を変更、名称も現在の「先生の日」に改称される。(出典: <https://www.konest.com/>)

応しましたか？

Aの母：「〇〇先生一度韓国に行ってみて下さい」。娘にその発言をすると「韓国が嫌いだ」というのは「私は〇〇のお母さんの国が大嫌いだ」というふうに聞こえます。先生この動画を見て下さい。大阪での韓国嫌悪ヘイトスピーチをしている中で少女が目隠しをされている女の子に誰かがハグするとみんながハグをするシーンなのです。…（中略）。数日後、Aの両親は全校生徒に平和の歌のCD（350枚）を配り、また、母の日に合わせて学生達が親には内緒にフラワアレンジをしてプレゼントをする企画をAの父が行った。学校側も喜んでくれて民間放送局まで取材にきた。（2018年9月21日インタビューより）

Aの母：ヘイト発言の件があってから何日か経って、ヘイト発言をした先生に向かってある生徒が寝ていることを起こされたため「うるさい」と言ってしまった。学級委員をしている娘が「先生に謝れ」と指示をした。ヘイト発言をした先生でもあるけど、きちんと目上の人を敬って自分の役割を果たしていた。（2018年9月21日インタビューより）

メアリー（2017）は、一次的アイデンティティ形成に影響を及ぼす幼少期に受けた偏見やいじめの経験は年を重ねるごとに消えていくもので、それは自我の意識の成長と、国際結婚の子どもであるという自らの多元的な背景の理解によるものであると述べている。

中川（1998）は、多文化教育は外国人の子供達に対して行うのではなく、日本の子供に対して行うべきものであると指摘している。馬淵（2011）は「多文化共生」を求める一方で、社会はまだその実現に至っておらず、特に教育の領域において理念と実際の社会は大きく乖離していると指摘している。竹田（2012）は、教育現場で働いている教員二人の話しについて「外国人児童・生徒の教育問題に現場での教師の言葉や行動は子供たちに影響を与えると述べて、教師の役割が非常に重要であることを述べていた。さらに、日本のマスコミのアジアに対する偏見のある報道は、子供たちにいわれのない差別を助長する」と述べている。

3. 日韓国際結婚家庭の言語ポートレート

Aの家族に言語ポートレートを説明して描いてもらい、その後で説明を求めた。Aの母はレストランで直接会い、描いてもらった。Aの父、A、Aの妹は新型コロナウイルス感染症の影響により直接会えず、郵送してもらった。言語ポートレートに関する追加説明はSNSを使用して説明してもらった。言語ポートレートについての語りは日本語と韓国語のどちらを使ってもいいとした。

(1) Aの言語ポートレート

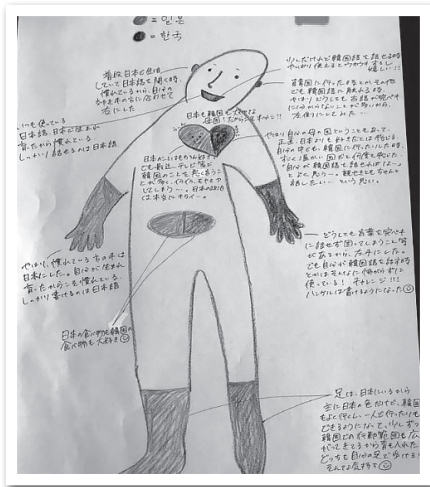


図2 Aの言語ポートレート

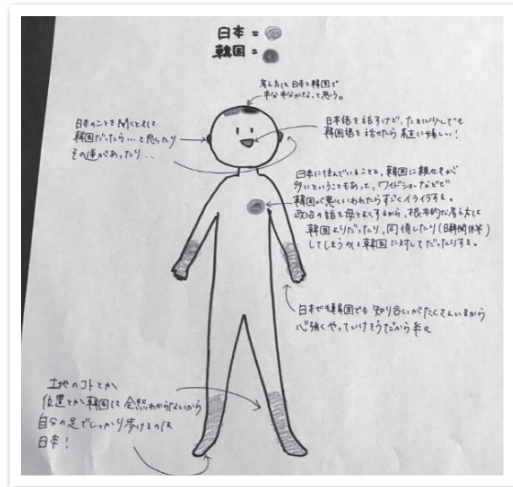


図3 Aの妹の言語ポートレート

図2はAの言語ポートレートである。右の耳（向かって左）は「普段日本で生活していて日本語を聞く時慣れているから自分の利き手の方に合わせて右にした」、左の耳（向かって右）は「少しだけれど韓国語を話せる時やっぱり使えるとウキウキするし嬉しい！」さらに右の手（向かって左）は「やはり、慣れている方の手は日本にした。自分が生まれて育ったからこそ慣れている。しっかり書けるのは日本語」であると記していた。口は「いつも使っている日本語。日本で生まれ育ったから慣れている。しっかり話せるのは日本語」という。「心臓」はハート形に半分は日本と韓国を描いた。Aは「日本も韓国も大切な母国！だからこそ半分！」に心臓の絵を赤（日本）・青（韓国）で二等分にして色づけしていた。脳や心臓に言語を描くのは自らの核と捉えていると解釈される（岩崎2018）。さらに、岩崎（2018）は「心臓」に描くことは両方の言葉を情意的に捉えていることを表していると述べている。Aは「日本のことはもちろん好き。でも最近テレビ等で韓国のことを悪くいうことが多く、イライラもややしてしまう…。日本の政治は本当にキライ…」と記した。一方、青色の心臓の半分は「やはり自分の母の国ということもあって、正直、日本よりも好きだとは感じる。自分の中でも韓国に行ったりした時すごく温かい国だと何度も感じた。自分が韓国語を話せれば…とよく思う。親戚ともちゃんと話したい…という思い」と語っていた。脳や心臓に言語を描くのは自らの核と捉えていると Coffey（2015）は述べている。Aの核はすなわち日本（赤色）と韓国（青色）両方とも核となっていたと言える。お腹（胃）は「日本の食べ物も韓国の食べ物も大好き」と記した。Aの家庭内の食文化はAの母が韓国の食べ物をよく作るということを一回目のインタビューで教えてくれた。ブルデュー（1984）によれば、日常品をめぐる文化継承の中でも特に日々の食の味覚は幼少期の学びの中で最も強く長く記憶に残る、文化産物との関係の原型であるという。

左の耳（向かって右）は「韓国に行った時とかその他でも韓国語に触れる時、やはりどうしても言語が完璧に分からないことが多いから左側にしてみた…」と語った。Aが通う大学では週一回の韓国語Ⅰ a, Ⅰ b¹⁴科目がある。Aはそれを一年間履修していた。一年後は駐日韓国文化院¹⁵主催の「スピーチコンテスト」のスピード部門に出場したこともある。しかし、専攻科目の忙しさと国家試験の準備のために韓国語Ⅱ a, Ⅱ bは断念せざるを得なかった。

左の手（向かって右）は「どうしても言葉を完璧に話せず困ってしまうこと等があるから、左手にした。でも自分が韓国語を話す時とかはそんなに怖がらずに使っている！チャレンジ！！ハングルは書けるようになった」と語った。1年間学んでいた韓国語を通して自信につながっていたと言える。

両足は「日本にいるから主に日本の色だけど、韓国もよく行くし、一人で行ったりもできるようになって、少しずつ韓国での行動範囲も広がってきているから青色も入れた。どちらも自分の足で歩ける。そんな気持ち」といい、青色と赤色が混ざった色で長いソックスを履いているように描いていた。Coffey (2015) は、母語は自分の礎という意味合いで「足」と捉えられることも多いと述べている。Aは韓国に連れていってもらったり、国際結婚家庭の子供でもあったりして「与えられた」移動やアイデンティティとは異なり、習った韓国語を活かし自ら韓国へと移動をしている。Aのアイデンティティは半分半分ではなく「ホール (whole)」なり、常に日本と韓国の文化と言語が混合しているのである。

(2) Aの妹の言語ポートレート

図3は、Aの妹の言語ポートレートである。頭は「考え方は日本と韓国で半分半分かなあって思う」と記し、「日韓ニュースなどに対して感じることや考えることは、どちらかに寄った考えではなく、中立的な立場で意見をもつことが多いから（母と政治的なことを話すことが多いため、どちらかと言えば韓国寄りの部分が多い）」と語ってくれた。

右の耳（向かって左は青）と左の耳（向かって右は赤）は「日本のことを聞くとときは韓国だったら…と思ったりその逆があったり…」。口は「日本語を話すけど、たまに少しでも韓国語を話したら素直に嬉しい！」と「口は食事のマナー等に関し、日本にも韓国にも対応できるから」と語る。心臓は真ん中に青（日本）に赤（韓国）に包まれている。Aの妹は「日本に住んでいることと韓国に親戚が多いということもあって、ワイドショーなどで韓国が悪くいわれたらすごくイライラする。政治の話をもとよくするから、根本的な考え方は韓国寄りだったり、日韓関係等で同情してしまうのは韓国に対してだったりする」と言う。両手は赤と青で混ざっており日本でも韓国でも知り合いがたくさんいるから心強くやっていけそうだから半々」と記し、「これは例えば私が韓国に行った時、向こうで過ごし

¹⁴ Aが専攻しているコースでは語学の科目は履修しなくても卒業は可能である。

¹⁵ 1979年、東京都豊島区東池袋に開院し、日本における韓国文化の総合窓口の役割を担っている韓国の政府機関 (<https://ja.wikipedia.org/wiki>)。

た時期は短くはあるけど、多くの身内や友人がいるため頼れる人も多く、心強そうだと感じたため」であると言う。両足は赤色で塗られていて「韓国のことについては全然わからないから、自分の足でしっかり歩けるのは日本!」と言う。足は自分の母語の礎という意味合いで捉えられることも多い。

Aの妹は言語ポートレートからも記述しているように日本と韓国と半分半分と記しているところが多かった。しかし、ライフストーリーインタビューで「生活全般は日本にあり、ふるさとは韓国である」と言及した。Aの妹は日韓関係のニュース報道に関する話を母と議論する時間を通して自分のルーツが韓国にあることを常に自覚している。鈴木(2013)によると、国際児の場合には、(文化的)アイデンティティの基盤として、「複数文化」がある。すなわち、複数文化が「混合」、あるいは「融合」していると述べている。

(3) Aの母の言語ポートレート

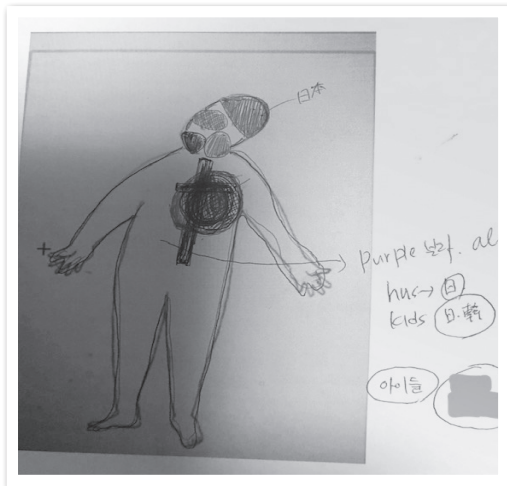


図4 Aの母の言語ポートレート

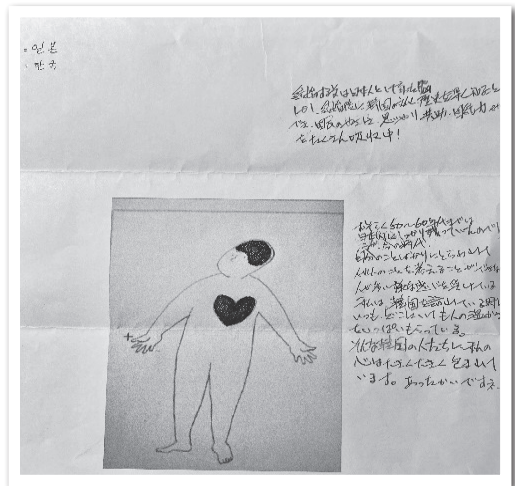


図5 Aの父の言語ポートレート

図4はAの母の言語ポートレートである。A「心の外側は赤色（日本）です。日本の心を持つことにより、日本人とのコミュニケーションをすることが出来る。しかし、心の内側は青色（韓国）」です。私と仲良くなった日本人の方々は外側の心の色を見て引き寄せられますが、時間が経てば経つほど内側の色を知り少しずつ染まっていく。私の頭は日本と日本語で考えています。赤は日本を意味して物事を判断する際には客観的に冷静的に判断しながら日本で生活を営んでいます。目は日本と日本語で考えています。韓国人でありながらも、韓国を見る時に赤い日本のメガネをかけ韓国をみています。さらに、自分にも厳しくすることにより自分の成長にもつながります。韓国人でありながらも、赤い目でみているのは日本のマナーやサービス精神等学ぶ所が多々あるからです。お口は日本と韓国が半分半分です。赤は日本、青は韓国を意味します。お体は紫色です。赤色（日本）、青色（韓国）を混ぜた紫の色で生活を営むのが家族にも周囲の人にも迷惑をかけずに済むので

す。Aの母は体を全体的に紫色だと語った。赤（日本）と青（韓国）の色を混ぜると紫色になるので日本で生活に合わせるためには自分の赤色を青色と混ぜるしかないと言ってくれた。Aの母の言語ポートレートに描かれている心臓の真ん中に十字架がある。異国の地で子育てをしながら生活に対する不安と戦っていたAの母の信仰は日本での生活を支えてくれる欠かせない存在であり、Aの母の日本での生活と深く結びついていることが窺える。

Aの母のアイデンティティと言語ポートレートからは、ハイブリッドのアイデンティティであり、融合アイデンティティが窺える。

Schumann (2011) は、トルコ系ドイツ人の事例を取り上げ、彼らの中で行われるドイツ文化を受容するのか、それとも自分たちのエスニック文化を維持するのかという両者の間の絶え間ない交渉は、一種の特別なアイデンティティを創造すると主張する (Schumann 2011: 2)。個々人の内面における複数の文化の交渉あるいは統合による新しいアイデンティティの創造に注目することで、「ハイブリッド・アイデンティティ」という語を用いた。換言すれば、自分の文化を選択することでもなく、相手の文化を選択することでもなく、両方の文化をもつことで、第三のスペースとも呼ばれるもととしてのハイブリッド・アイデンティティが創出されるとしている。

鈴木 (2012) では、インドネシアに文化間移動をした異文化間結婚女性の再社会化の様相は、インドネシア人の夫及びその周辺の人間関係 (家族・親族・友人)、同国人との親密さや同国人コミュニティへの関与、子供の学校に関する事柄などを考慮すると、おおよそ7つの型¹⁶に分類した。その中でAの親は「同国人・現地人社会双方志向」であり、同国人やそのコミュニティばかりではなく、夫の家族、仕事関係の現地人、地域社会ともよい関係にある。新しい環境のなかでうまくやっていけるように再社会化するだけでなく、自国のコミュニティや出身国との関係も維持・発展させていこうとする。

(4) Aの父の言語ポートレート

図5はAの父の言語ポートレートである。主に頭と心に色を塗っている。心臓は青色ハート型に真ん中に小さく赤でハートマークを入れている。「おそらく50～60年代までは日本（人）にしっかり残っていたのですが。今の時代、自分のことばかりにとらわれて他人のことを考えることができない人が多いような感じを受けている。私は韓国を訪れているに関し、いつもどこに行っても温かさをいっぱいもらっている。心は大きく包まれています。あったかいですね」。頭は「結婚する前は日本人として育った脳（考え）しかなかった。結婚し、韓国の文化、歴史を深く知ることができ、国民のやさしさ、思いやり、共助、団結力等たくさん吸収中！」と言及している。

Aの父は「結婚する前は日本人としての考えしかなかった」と述べている。しかし、日韓国際結婚を通して韓国の文化を常時受け入れていて、家庭では二つの文化が存在する。

¹⁶ ①同国人志向（同国人コミュニティ志向）②現地人社会志向③同国人・現地人社会双方志向④孤立志向⑤インターナショナル志向⑥自国（出身国）志向⑦二国間移動志向（文化間移動志向）

家庭内では主に日本語を交わす環境ではあるが、独学で韓国語も勉強している。異なった文化の理解のために常に努力していることが窺える。佐竹ほか（2015）は異なった文化への理解は外国人配偶者を人として尊重することにつながると述べている。Aの父は月に1回、夫婦でデートをする日を決め出かけている。また、年に1～2回程韓国を訪れている。さらに、Aの母の親族が日本を訪れると観光案内等家族で親睦を深めている。

VI おわりに

本稿では、日韓国際結婚家庭の親子のライフストーリーと言語ポートレートを通して日韓国際結婚家庭の親子のアイデンティティと言語について考察を行った。従来の研究では、子供の言語能力の査定を中心とした調査やアイデンティティの調査が多かったが、本調査では日韓国際結婚家庭の親子のライフストーリーと言語ポートレートという方法を用いて、日韓国際結婚家庭の親子のアイデンティティと言語を中心に調査を行った。

日韓国際結婚家庭における親子のアイデンティティと言語を主にライフストーリーを通して語ってくれたAの家族のアイデンティティ形成にもたらした文化とことばの影響は切り離せない。

Aは幼い時から年に1～2回程韓国の親族を訪ねていた。児童期には自分のアイデンティティにゆらぎがあったが、大学生になってからは毎日韓国の文化（K-popとドラマ）に触れ、母の母国語である韓国語を履修していた。韓国語を学び一人で現地へ行って親類に会い韓国の文化を味わうことになった。Aのアイデンティティは二つの文化が常に共存し、二つの文化がホール（Whole）になっている。

Aの妹は、ライフストーリーインタビュー当時は中学校三年生であったが、今は高校生になった。一回目のインタビューでアイデンティティについて伺った時に「自分は日本寄りだ」と言ったものの、二年後の言語ポートレートに描いてもらった絵には頭、口、心臓、手に赤色（日本）と青色（韓国）の両方の色が塗られていた。Aの妹は高校に進学するつれに「高校生平和大使¹⁷」として、日本の代表として一週間韓国に滞在することになる。自分のルーツである韓国については「韓国語をもっと勉強して日本だけではなく韓国でも平和活動をしていけたら」と語ってくれた（2019年5月9日感想文より）。つまり、Aの妹のアイデンティティは、自分のルーツである韓国の文化と日本の文化が共存し融合していると言える。

Aの母は、日本で20年以上定住しながら「永住の覚悟」、「家族のため」に帰化をしたものの、常に韓国人でありつつ外面は日本の赤色で、内面は青の韓国の色になっている。即ち、ハイブリッド・アイデンティティを保ちながら日本で生活を営んでいる。鈴木（2012：

¹⁷ 「高校生平和大使派遣委員会」に参加する約50の平和団体は、核の惨禍を知る被爆地ヒロシマ・ナガサキの声を世界に伝えるために、未来を担う若者を「高校生平和大使」として国連に派遣する。（<https://peacefulworld10000.com/heiwataishi> 2020.12.25アクセス）

144) では、日本在住の異文化間結婚外国人女性は、日本人男性と結婚し、日本で生活することによって、日本で再社会化（再文化化）していくが、（文化的）アイデンティティの基盤（基底）には、母国で身につけた母文化が保持され、それが消失することはない。母文化は（文化的）アイデンティティの基盤として生き続けるが、時間の経過と共に、二つの文化は個人の中で「ブレンド（Blend）」されていく。Aの母が言語ポートレートに体の部分は赤（日本）と青（韓国）の色を混ぜた紫の色だと説明した。生活するために合わせるためには、子供のためにも家族のためにも色を混ぜるのが生きやすくなる。つまり、鈴木が述べている両文化の「ブレンド」であり、自分の色を主張せずに合わせていることで自分のアイデンティティを融合、ブレンドしていると察することが出来る。一方、ホール（1990=1998：90）は文化的アイデンティティについて、歴史と文化の言説の内部で創られるアイデンティティフィケーションの地点、もしくはアイデンティティフィケーションや縫合（suture）の不安定な地点であると指摘し、それは本質ではなく、一つの位置化（positioning）であり、即ち、それをすでに達成され、新たな文化的実勢が表象する事実として考えるのではなく、また決して完成されたものとしてではなく、常に過程にあり、表象の外部ではなく内部で構築される「生産物」として考えなければならないだろうと述べている。

Aの父は、子供の学校関係のPTAの活動をはじめ地域と連携して積極的に参加している。「親が率先してやることで子供は親の背中を見て育つ」と語っていた。（2018年9月26日 インタビューより）言語ポートレートの頭は「結婚する前は日本人として育った考え（脳）しかなかったが結婚し、韓国の文化、歴史を深く知ることができ、国民のやさしさ、思いやり、共助、団結力等をたくさん吸収中！」と言い、韓国語を学ぶために教材のCD等を聞く努力をしていることからAの父は韓国の文化と言語を理解しつつ取り入れていることが推察される。

メアリー・アンジェリン・ダアノイ（2017）は、移民のフィリピン人と日本人の夫婦の子供たち20名（18歳から25歳、14名女性、6名男性）を研究対象者とし日常生活やさまざまな経験、目標、アイデンティティや価値観の形成につながる社会適応の過程についての彼らの語りを記録した。彼らは人のアイデンティティが一つのラベルやカテゴリーにくくられるものではなく多層的なアイデンティティを形成すると述べている。

Aの家族の言語ポートレートの共通点は、4人とも「心臓」に日本と韓国の二つの国の色が塗られていることである。「心臓」に言葉を描くというのは自らの核と捉えていると解釈できる。したがって、Aの家族の中には常に両国の文化と言語が飛び交う環境であり、その中で親子のアイデンティティには赤（日本）と青（韓国）の二色（アイデンティティ）が融合して存在し、混合アイデンティティであることが分かった。

今後の研究では、日韓国際結婚家庭の中で親子とも両言語（日本語・韓国語）でコミュニケーションをとる親子のアイデンティティと言語について、ライフストーリーインタビューを通して考察していきたい。

付記

本稿は「徳島賞（若手研究者支援）」受賞による研究助成を受けたものです。

本稿執筆にあたって、ご協力して下さった A さんのご家族に感謝を申し上げます。また、査読者の先生方から丁寧かつ的確なご指導を頂きました。ここに記して感謝を申し上げます。

【参考文献】

- 川上郁雄（2013）、「ことばとアイデンティティ―複数言語環境で成長する子どもたちの生きを考える」宮崎幸江（編）『日本に住む多文化の子どもと教育―ことばと文化のはざまで生きる』上智大学出版、117-144頁。
- （2013）、『『移動する子ども』という記憶とカーことばとアイデンティティ』くろしお出版。
- 川上郁雄・三宅和子・岩崎典子（編）（2018）『移動とことば』くろしお出版。
- 川村千鶴子（2012a）『3.11後の多文化家族―未来を拓く人びと』明石書店。
- 韓景旭（2001）『韓国・朝鮮系中国人＝朝鮮族』中国書店。
- 金カヨン（2018）、「ナラティブ探求を通した韓国語学習者のアイデンティティ研究」高麗大学 博士論文。
- 小林多寿子（2005）「ライフストーリーを書く・もちいる」桜井厚・小林多寿子（編）『ライフストーリー・インタビュー―質的研究入門』209-253頁、せりか書房。
- 桜井厚（2002）、「ライフストーリーインタビューをはじめる」桜井厚・小林多寿子（編）『ライフストーリー・インタビュー―質的研究入門』11-61頁、せりか書房。
- 坂田麗子（2004）「JSL 児童生徒のアイデンティティを考慮した指導―I 市にあるペルー人学校での日本語指導を通じて」『年少者日本語教育実践研究』2。
- 坂本光代（2014a）「文化間移動と子どもの言語発達」宮崎幸江（編）（2014）『日本に住む多文化の子どもと教育―ことばと文化のはざまで生きる』3-13頁、上智大学出版。
- （2014b）「多文化共生の実現にむけて」宮崎幸江（編）（2014）『日本に住む多文化の子どもと教育―ことばと文化のはざまで生きる』149-164頁、上智大学出版。
- 坂本光代・宮崎幸江（2014）「日本に住む多文化家庭のバイリンガリズム」宮崎幸江（編）（2014）『日本に住む多文化の子どもと教育―ことばと文化のはざまで生きる』17-46頁、上智大学出版。
- 佐々木てる（2006）『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店。
- 鈴木一代（2012）、『成人期の文化間移動と文化的アイデンティティ』ナカニシヤ出版。
- （2013）、「グローバル化社会と多元的アイデンティティ：国際結婚者と国際児の場合」埼玉学園大学紀要13、97-106頁。
- （2016）、「多文化環境と精神的健康：文化的アイデンティティと「居場所」を中心に」埼玉学園大学紀要16、43-52頁。
- ソルドンフン他（2006）、「結婚移民者家族実態調査および中・長期支援政策方案」女性家族部。
- 戴エイカ（2001）、「多文化主義とディアスポラ」101-133頁、明石書店。
- 高橋朋子（2013）、「移動する子ども」のことばと心を育むために親ができること―川上郁雄（編）『『移動する子ども』という記憶とカーことばとアイデンティティ』335-346頁、くろしお出版。
- 趙貴花（2013）、「移動する人びとの教育と言語：中国朝鮮族に関するエスノグラフィー」東京大学 博士論文。
- 陳天璽（2013）、「多文化社会の中で育つ、育てる―ことば、家族、社会、そしてアイデンティティ」川上郁雄（編）『『移動する子ども』という記憶とカーことばとアイデンティティ』323-334頁、くろしお出版。
- 中川明（1998）『マイノリティの子どもたち』明石書店。

- 馬淵仁 (2011) 『「多文化共生」は可能か』勁草書房。
- 白琇晶 (2015)、「国際結婚家庭における子どもの母語教育を支える要因と問題点—「韓国人の母親・日本人の父親」の事例研究」日本語・日本文化研究25、154-167頁。
- 花井理香 (2016)、「日韓国際結婚家庭の言語選択—韓国人母の韓国語の継承を中心に—」社会言語科学 19-1、207-214頁。
- ホール、スチュアート (1990)「文化的アイデンティティとディアスポラ」『現代思想』42-5 (4月臨時増刊号) 90-103頁、(小笠原博毅 訳)。
- 深沢伸子 (2013)、「復元語・複文化の子どもの成長を支える教育実践—親が創るタイの活動事例から」川上郁雄 (編) 『「移動する子ども」という記憶と力—ことばとアイデンティティ』347-372頁、くろしお出版。
- 福本拓 (2016)「現代日本における国籍とエスニシティの揺動—その空間的側面に着目して—」地理区間 9-3、267-283頁。
- メアリー・アンジェリン・ダアノイ (2017)「多元的主体としてのフィリピン・ジャパニーズにおけるアイデンティティの具体化」佐竹真明・金愛慶 (編) 『「国際結婚と多文化共生」—多文化家族の支援にむけて』、143-166頁、明石書店。
- 三代純平 (2014)、「日本語教育におけるライフストーリー研究の現在—その課題と可能性について」『WEB版リテラシーズ』14、1-10頁。 <http://literacies.9640.jp/dat/litera14-0.pdf>
- 李善雅 (2011)、「同時バイリンガル幼児の言語習得過程に見られる二つの言語の「混合」と「干渉」」社会言語科学13-2、88-96頁。
- 李善姬 (2017)、「東北の日韓国際結婚家庭と多文化の子どもたち—母語、アイデンティティ、文化間移動をめぐる—」佐竹真明・金愛慶 (編) 『「国際結婚と多文化共生」—多文化家族の支援にむけて』201-218頁、明石書店。
- やまだようこ (2000)「人生を語ることの意味」やまだようこ (編) 『人生を語る』1-38頁、ミネルヴァ書房。
- 梁正善 (2019)、「日本における日韓国際結婚家庭についての研究—ライフストーリーを手掛かりに—」西南学院大学大学院研究論集 第9号、49-62頁。
- ユンソンヨン (2004)『日本の地域社会における「在日外国人」の現状と社会風刺実践の方向性—「在日外国人」母親の社会的孤立への支援』『評論・社会科学』74、109-124頁。
- 渡辺幸倫・藤田ラウンド幸世・宣元錫・李怱鉉・袋曉蘭 (2014)「多文化家族の子育て戦略の課題：日韓中の国際カップルへのインタビュー調査」相模女子大学文化研究34、1-26頁。
- Oriyama, K. (2010) Heritage language maintenance and Japanese identity formation: What role can schooling and ethnic community contact play? *Heritage Language Journal*, 7 (2), 76-111.
- Sakamoto, M. (2006) Balancing L 1 maintenance and L 2 learning: Experiential narratives of Japanese immigrant families in Canada. In K. Kondo-Brown (ed). *Heritage language development: Focus on East Asian immigrants* Amsterdam: John Benjamin Blackwell. pp33-5
- Skutnabb-Kangas, Tove and Robert Phillipson. (1989). 'Mother Tongue' the Theoretical and Sociopolitical Construction of a Concept
- Stefanie Schumann, 2011, Hybrid identity formation of migrants: A case study of ethnic Turks in Germany, Norderstedt: GRIN Verlag.

【引用サイト】

厚生労働省ホームページ 令和元年 (2019) 人口動態統計月報年計 (概数) の概況 | 厚生労働省 (mhlw.

go.jp) (2020年3月20日、12月17日アクセス)

『平成28年度人口動態総計年報』 <http://www.mhlw.go.jp/> (2020年3月20日アクセス)

厚生労働省 (2017) 『平成30年人口動態調査 上巻 婚姻 第9・18表 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数』
(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003214862>, 2020年5月25日アクセス)

法務省ホームページ『2019年度出入国在留管理』 <http://www.moj.go.jp/> (2020年3月25日、12月18日アクセス)

総務省ホームページ「多文化共生の推進に関する研究会報告書」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei05_02000118.html (2020年3月20日アクセス)

多文化共生センター <http://www.tabunka.jp/> (2020年3月27日アクセス)

韓国女性家族部 <http://www.mogef.go.kr/index.jsp> (2020年5月25日アクセス)

多文化支援家族ポータル(タスリ) <https://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/main/main.do> (2020年5月25日アクセス)

韓国統計庁 e-나라지표 지표조회상세 (index.go.kr) (2020年5月25日アクセス)

YTN 新聞の記事 2020年3月19日付け [2019 혼인이혼] 전체 결혼 10건 중 1건은 외국인과 결혼] 연합뉴스 (yna.co.kr)

KONEST <https://www.konest.com/> (2020年12月29日)

「歴史修正主義」と向き合う

A Critical Review on the Historical Revisionism in Japan

中 島 和 男
NAKAJIMA Kazuo

Abstract

This article deals with so-called history revisionism in Japan from the 1990's critically. The history revisionism refers to historical writing that does not verify historical materials and testimonies precisely, but relies on wishful thinking or arbitrary interpretations that are impossible. The basic idea is to draw conclusions that favor Japan. It presumes the whole on account of one phenomenon, and these are basic procedures of history revisionism. For example, a photo of Nanjing Citizens waving the Japanese flag to welcome to Japanese soldiers entering the Nanjing city is used to prove that the Nanjing Massacre never happened. The Japanese troops in keeping with the well-organized spirit of Bushido were so welcomed by the citizens that there could not have been a massacre. This explanation is given as another proof that there was no genocide. According to their arguments, the Second Sino-Japanese War was not an aggressive war, it was rather a “Holy War” for the liberation in Asia. Therefore, Japan does not have a reason to be asked to take war responsibility. Why does this kind of ridiculous explanation in defiance of historical materials prevail? There are multiple causes for these historically inconceivable explanations to be diffused and supported that can be considered. One of those factors may be found in the “the society for the new history textbook” which proposes a so-called “self-torture sense” by post war history understanding in order to diminish the War responsibility of Japan which was delivered through the Tokyo Trial, and the editors have replaced that its history with romantic historical tales. Naturally, the people in every country want that feeling that everything is beautiful in their own country. However, there should be no manipulation of the historical facts as they are. The view point of this kind of revisionism in defiance of historical context must be criticized strictly. It is not thought that historic phenomenon is isolated—it always takes place in a context. The relevant way to detect revisionist contamination is to be aware of the chronological continuity of events more than anything else; all the matters that occurred in time progress with their own contexts and this is called history. It is the reason that history education with this view point which is called the “context sense of history” is an urgent subject.

要 旨

過去の負の歴史、日本が日中戦争下で冒した数々の犯罪、戦時下とは言え国際法を顧みない無法状態の侵略や略奪行為、この歴史を回顧するにあたり後世の人間として過去にどう対峙す

るか、に関して昨今の日本社会は大きく揺らいでいる。戦争に限らず過去の事象の批判的、分析的検証、また起きた原因と成り行きの解明、それらは歴史研究をはじめとして歴史理解、にとって当然の手続きである。一方近年この基本姿勢を軽視ないしは完全に無視する言説が勢いを増しつつある。いわゆる「歴史修正主義」的立場である。この根底にあるのは歴史的過程の多角的検証でなく、自国、自民族の正当性を主張することを通して自国礼賛に立脚した歴史像を描き出すことに主たる焦点が注がれる。この結果、まったく別種の歴史像が出来上がるのは避けられない。これはまた地球規模の現象であり、「アウシュヴィッツにおける大量虐殺ないしはガス室の存在はユダヤのまたは共産主義者による陰謀である」との主張が拡散し、日本でもこれに対する賛同者がいる。また、日本がかかわった日中戦争や太平洋戦争などでは「日本のアジア進出は聖戦だ」から「殺害行為も敵国の不当な横暴さが主因である」、「朝鮮半島では総督府は民族差別のない善政を敷いた」など数々の美談・正当化一辺倒の物語が語られる。

これらを論破することは容易い。しかし、反駁したところで、学問的に検証を経た歴史記述でいくら正統性を主張しても、この勢いが収まる兆しはない。肝心なことは反論ではない。単なる反証は「自虐史観」に捉われた結果の見解の相違、と片付けられるだけである。より大切なことは、かかる主張に対する「免疫」を付与することではないか。ことに歴史教育の場では悪性ウィルスの撲滅よりもそれへの免疫療法がより重要な課題となりうる。ではどのような免疫療法があるのだろうか。

歴史の多面的検証とは遍く言われることである。これを抽象的に実践するのではなく、歴史という文脈を見極めるところから始めることが肝要である。文脈とは例えば戦争時、という状況で敵国南京の市民が「日本軍の（南京）入城」に対して日の丸を振る写真が語る不自然さを認知することである。この写真も日本の正当性を示すひとつとして利用されるが、これも見方次第でまったく別種の実像が浮かび上がる。重要なのは「歴史的な文脈」であり、当該史料による場面、場面の限定的解釈では真逆な読み方さえ可能なことを認識することが肝要である。

本稿では一見正当性を帯びるかのような「修正主義的再解釈」の裏側にいかなる意図が隠されているか、またそれがいかに歪んだ歴史と言えるか、について報告する。

I 前提として―「歴史とは何か」

歴史とは何か、との壮大な問いを前にして、歴史とは「過去の事実をありのままに発掘したものではなく、それは「特定の状況下で、歴史家ははじめ特定の当事者とともに作り上げられた筋書き、つまり物語を土台にしたものであるⁱ」と。これはどういうことであろうか。われわれにとって歴史とは資料や証言に基づき「史実」に寄り添い、ことの経過を記述する、と理解して問題なさそうに思える。だが、この素朴な信仰というか歴史記述に対してポストモダン主義の潮流は大きな疑問符を投げかけている。この潮流はそれまで自らの正当性を担保するために哲学は「大きな物語」（『ポストモダンの条件』、1979年、仏、哲学者J.F. リオタール）を必要としてきたのに対してこれ以降、このいわば絶対的尺度に対する不信、再検討、見直しが叫ばれるに至る時代を「ポストモダン」と呼ぶこととした。

歴史は物語ではない、物語とは異なるはずであるし異なっていなければならない、歴史

ⁱ アンリ・ルソー著 『過去と向き合う』、剣持久木他訳、2021年、10ページ。

の根底には事実、かりにこれが複数形だとしても、史実、ないしは事実という視点があるはずである。しかし、この一見揺るぎないテーゼに対して歴史学の実証的、史実重視の視点についても再検討が持ち込まれるに至った。すなわち、歴史研究の尺度、歴史学による史実、事実関係の証明、これはとりもなおさず史料を駆使した結果であることは自明であると主張されてきたにもかかわらず、その正当性を主張する根拠が揺らぎ始めている。つまりそれまでの史料に語らせる実証主義研究から大転換し、歴史学の姿勢を「主観的なストーリー」ⁱⁱと定義するに至る。これをそのまま受容するならばその結果歴史的客観性という信念は激しく揺さぶられる。そして歴史は解釈並びに読み直しの結果生じる多様な視点、そこからさらに生成されうる疑問、これらを悉く内包する結果壮大な構築物、見方によっては壮大かつ途轍なくもろい構築物となった。これにどう立ち向かうか。ここまで以下の議論の前提である。そしてこの「主観的なストーリー」という文脈がすでにインターネットに先駆けて90年代から始まる「フェイクニュース」、「ポスト真実」、わが国ではさらに「排外主義」や虚構に他ならない「在日特権」批判の下地をなす方向性を形成させる。

II 歴史修正主義の起源・特徴

この流れからの直接の影響とは言えないものの、以下に述べる現象は歴史に関心を持つ者にとって気がかりである。インターネットを中心として、または単行本において「日本は過去の戦争においてアジア諸国の解放、独立の手助けをした」、「満蒙開拓は日本のおかげである、無主の地であった満州に入植、開拓し不毛の地を豊穡の地にしたのは日本人である」、また有名になった「慰安婦は商行為であった（小林よしのり）、従軍慰安婦のデタラメ」や「南京大虐殺の嘘」、「あの戦争は聖戦であり、日本の侵略ではなかった」、また「自虐史観の洗脳からの脱却」などなどの言をわれわれは耳にしている。要は「ゆがめられた日本像を糺す」のを目的としているこの種の言説を主張するグループ活動が90年代以降より顕著となるⁱⁱⁱ。たとえ歴史の解釈が多様であるとは言え、歴史を正面から受け取ろうとする者にとってこれらの言説はにわかには受け入れがたい（論理、理屈ではないこの「感覚」は大切である）。しかし同時に日本の戦争責任を免罪する上に究極的に美化、正当化するこの歴史認識法が、日本人に対してどこか安堵感を与えうる歴史像となり流布するに至る。

この流れは「歴史修正主義」にそのまま連繋する歴史受容、歴史認識と言ってよい。し

ⁱⁱ 同上48ページ。

ⁱⁱⁱ 「日本を守る会」（1974）、「防衛・教育・憲法」を主軸とした「日本を守る国民会議」（1981）が統合され日本会議が結成される（1997年）。「新しい教科書をつくる会」（1996年）から枝分かれした「日本教育再生機構」の編集による中学歴史と公民教科書の採択率は神奈川県では39%（2016年）にまで達した（「日本会議はどのように誕生し、今日に至ったのか、<https://diamond.jp/articles/-/136287>より。（2021/11/24/ アクセス）。また、漫画家小林よしのりが『新ゴーマニズム宣言』を開始する。小林は「新しい教科書をつくる会」に参加する。日本中心の歴史認識を支える基本構図がここで出来上がったとみてよい。

かし初めに述べた潮流から見るかぎり、この立場の主張も可能性の一つとして受け入れざるを得ないようにも思える。しかしこれが「事実」を恣意的に曲げて歴史を捉える見方である以上それは不可である。「事実」ないしは「史実」、この受容法は確かに複数形ではある。歴史解釈の相異、相対性は受容するのが基本ではある、しかし、歴史理解の基本を欠いた認識は厳しく批判されなければならない。なぜか。認識論に唯一絶対はあり得ない。ニーチェがかつて言った、「事実なんて存在しない、あるのは解釈だけだ」との言葉を承認しつつも、ここではあえて「事実」という。歴史研究においては、「事実」には解釈が先行しているのは確かである。当事者がどう取り上げるかにより、過去の事実にも選択の幅が生じる以上「事実」とはある任意の解釈の上に存在する。これらのことをすべて是認したうえで、上に述べた南京大虐殺にしてもその犠牲者数に関しては正確には把握できないものの、史実として有か無かと言えば数多の史料、証言などにより「有」と言わざるを得ない。無理やり「無」と言い張れば事実をゆがめることになる。もう一つの定義として「事実とは最低限共有できる事象ないしは認識」と捉えればこの場合「有」が事実への出発点となり、ここではじめて解釈への一歩となるより詳細な史実への道が開かれる。

史料証言の信憑性を多面的に検証という本来踏むべき手続きの後にはじめて記述に入るのが歴史研究、歴史受容の基本であるのに対して、歴史修正主義とははじめに結論、解釈を設定し、それに見合う史料や証言をいわば張り付ける。これを「演繹法」と言えば聞こえはよい。しかし歴史にこれを適用するのは場違いではないか。資料・証言の用い方が逆立ちしているからである。その結果原史料、証言から紡ぎだされ、語られる歴史近接像からほど遠い歴史的虚像が成立する。最大の問題は歴史修正主義の立場は「歴史的事実」を「歴史的ストーリー」にすり替え、単なる解釈論への誘導のきっかけを形成するからである。

この結果、検証すれば明白な上述の最大値の事実までを曲げてまでそれにあえて反駁するという奇妙な現象が発生する。なぜか。これが歴史修正主義に内在する社会病理である。病理の実態として、

1. 歴史学上検証が済んでいる事象に対しても「恣意的根拠」によりそれらを否認し、自説を主張すること、それは史実の如何が問題なのではない。またいかなる根拠、資料に依拠するか、も問題でない。主張の根拠となる事象、上述の「南京虐殺の嘘」や「従軍慰安婦のデタラメ」のように、これらを伝聞も含め客観的な検証を経ずに使いまわし拡散させる。それをディバードという手段を最大限駆使してあたかも対等の立場の者として議論の俎上に載せることのみに意を注ぐ。
2. 相互に拮抗する複数の解釈があるとはいえ、手続きを踏んだ歴史解釈の立場を無視して史料の検証を看過し、「自己都合に合致する史料、言説のみ」をトリック（一つの事象、証言、史料から全体を類推させること）をも駆使して拡散させることを目標とする。既成の歴史概念を論理、事実関係の文脈、整合性を顧みず小気味よく既成の歴史記述を批判、書き換えることに専念する。また陰謀論のように実体を確認

できない架空の存在に因果関係の起源を求め（1943年に解体したはずのコミンテルンの陰謀論、また、「真珠湾攻撃はアメリカとともに潜入したコミンテルンのスパイが仕掛けた陰謀の結果」^{iv} など）、それを拡散にさせることによりこれがさらなる支持を獲得し勢いを得ることに意を注ぐ。保守系政党の政治家にも長年この種の思い込みが多くみられる^v。

3. これらの影響を被った結果か、昨今のこの傾向から他者からの批判ツイートを受けて自主的に「竹島問題」、「南京事件」に関する記述を一部削除することが行われていた（不可視的圧力の可能性。検定対象外のはずの予備校の日本史教科書において。朝日新聞2021年9月14日付）。これはひとつの例に過ぎないが、しかしこの結果科学的データに依拠せず、同調圧力を意識する結果大勢が有利となり、冷静な議論ができなくなる可能性を孕む。今後この種の同調圧力が増大することに対する懸念が大きい故にこれが将来に向けての懸念材料となりうる。

なぜこのような暴論が成立し、その存在を主張し続けることが可能なのか。学問論争以前とも言えるかかる妖怪言説が悪性細胞のごとく増殖するさまを見て歴史研究者のみならず多少なりとも通常の判断能力がある人間が見るかぎり異常な、国際的にも承認不可能な言説がなぜはびこるのか。この「歴史修正主義」とは換言すれば「歴史否定論」そのものである。にもかかわらず上述の南京事件否定や従軍慰安婦、徴用工の強制連行有無の問題を代表として、また世界史的にはアウシュヴィッツ強制収容所の存在、そのガス室否定論が横行する。史実を見るまでもなく、そんな解釈はあり得ない、とする立場は声高の主張を前にして怯みがち、彼らの説法はより勢いを増す。その支持者は歴史に対する無知、冒涇との批判に耳を傾ける気配はないどころか、鬼の首を取った勢いですらある。「南京大虐殺」ひとつをとっても、この事件が他の事象との脈絡なしに起こったのでないことはあまりにも明白である。しかし、修正主義者の論点の特徴として反駁する焦点は歴史の流れの中でも名の知れた事象が前後の歴史的文脈と切り離されて語られる（この「文脈」に関しては後に触れる）。文脈から切り離された歴史事象はしたがって他の事象との交渉とは関係なく独り歩きを始める。この南京事件の場合、犠牲者数がしばしば問題となるけれど、仮りに、である、数だけを取り上げるとしても、南京事件の民間人被害者の概数を超える惨事は他にも欠くことはない。日中戦争では1939年以降の治安戦、中国側から「三光作戦」（「三光」とは中国語の焼光、殺光、搶光〔奪いつくす、を意味する〕）と呼ばれた掃討作戦により犠牲となった人の数の方がはるかに多く^{vi}、直接間接に殺害された民間人は8年間で287万人とも言われている。この数が中国側から推計されたにもかかわらず、こちらの数が

^{iv} 田母神俊雄『日本は侵略国家であったのか』<https://ajrf.jp/ronbun/pdf/vol01.pdf>（2021/10/20アクセス）。これは「第一回真の近現代史懸賞論文最優秀藤真志賞」（アパ・グループ主催）の受賞論文である。事実関係を見逃したまた根拠の確認もなしのままのこの論文（コミンテルン陰謀説を前面に押し出し、これを飛躍させ張作霖爆破事件にまでもこの陰謀説をとる）が最優秀賞に選定されることにこのグループの自家中毒の体質が如実に表れている。

^v 木下厚『政治家失言・放言大全』問題発言の戦後史、2015年。

偽装として修正主義者により話題として取り上げられることはあまりないのはなぜなのか。ひとつの推測の域を出ないが、これは大衆の支持を得るために細かい検証を必要とするこれらの具体的事象よりも単一の大事件の方が説得力、拡散力を得やすいと考えてよい。修正主義歴史観の特徴とはこのように、話題は概ね大テーマが主でその主張は歴史の文脈に依拠しない、自国に有利な大胆かつ単純思考の流れの中でのみ生成される特徴を帯びると言える。

専門家をはじめ正攻法として根拠を示しつつこの恣意的操作とも映る史観に対して具体的根拠を示し真っ向から反論することはさして困難とは言えず、いくらでも可能である。そしてこれが有効かつひとつの継続的方法ではあるとしてもこの作業は悉く徒労に終わる。なぜか。この問題を考えるに際しなぜかかかる立場の歴史認識が横行するに至ったかを知る必要がある。

まず、この歴史認識のかたちが、「歴史の物語論」という形態をとっていることに着目する。歴史は科学ではなく、「民族のロマン」と自ら規定しているのではないか^{vii}。既成の歴史像との軋轢回避の布石なのか、整合性を当初より放棄、日本の歴史には国外で語られるそれとは異なっているにもかかわらず、というスタンスで主張する。いわば戦後の既成史観との不整合性はすでに織り込み済み、これが一回目のワクチンに相当、この文言により修正主義者は最初の免疫を獲得し、既成史観からの感染防御成立である。

次に「歴史や政治に関わる言説が『ニッチ市場』で売れる商品として扱われ始めた」との社会学者倉橋耕平^{viii}の指摘は重要である。歴史認識、に関する出版においては正当性よりも市場原理が採算性ゆえに優先される時代に入ったのが90年代でもあった。これがインターネット普及前のいわば覚醒剤として機能する。このいわば覚醒剤的幻覚症状の副産物として素人でも「専門家やエリートを論破できることの高揚感」^{ix}を体感できるのである。

もとより修正主義的思考方自体は戦後直後からずっと存在してはいた。しかし、それは主に保守系政治家、または戦争被害遺族らの実体験に根差す「大東亜戦争肯定論」が主であり、それは一部の支持者以外の域を出ず、社会に広まることのないまま近年まで来た。これが拡散するに至ったのは「歴史の物語論」へと変身した1990年代であると言ってよい。わが国でのその直接的起爆剤の一つが「新しい教科書をつくる会」(1996年)による日本の歴史を見直そう、という立場の台頭である。その時まで戦後一貫していた歴史記述(これを修正主義者らはマルクス主義的唯物史観とも、自虐史観とも言う)に対するアンチテーゼはここから始まった。そしてこの方向が衰えを知らないまま今日にまで至った背景である。これが拡散されたひとつは著者、編者という発信者、知識、情報発信する側が受容者

^{vi} 掃討作戦による犠牲者も当然戦争被害者には違いない。一方、戦闘行為そのものによる犠牲と国際法違反とも言われる民間人虐殺とを別個に考える視点もある。ここではこの問題に立ち入りはせずこれを指摘するだけに留めたい。

^{vii} 西尾幹二『国民の歴史』産経新聞ニュースサービス、1999年。

^{viii} 倉橋耕平『歴史修正主義とサブカルチャー』2018年、70ページ。

^{ix} 小熊英二・上野陽子『＜癒し＞のナショナリズム—草の根保守運動の実証研究—』2003年、19ページ。

側の意見、立場を表明する場を設けたことが広く大衆にアピールする場を得た、と倉橋は解説する^x。このようにメディアから見てここに読者層、受信者側の問題が浮上する。それまで知識人やマスコミからの一方通行だったコミュニケーションがインターネットの整備につれて知識、情報共に受ける側も発信者とはほぼ同等の立場に立ち、発信可能となった。これが直接的きっかけである。修正主義的発言の意図は第一に彼らが言うところの「東京裁判史観」、「マルクス主義的唯物史観」に汚染された「自虐史観」から日本の良心、日本人としての誇りを持ちうる「自由主義史観」への転換点を与えることである^{xi}。

この動向に対して歴史に限らず専門家、またこれを是認できない一般市民はどう振舞い、どのように発信していけばよいのであろうか。まず発生史的に歴史学が必然的に内包する自国中心史観から見ていくことにする。

Ⅲ 国民国家史学とは？

19世紀近代において、発生史的に社会科学と人文学、ことの歴史学は国民国家と不可分の関係にあった。「国民の歴史」の視点とは国民国家が社会の「器」となり、領土の実体として存在していた。そしてその歴史とはナショナルなそれに限定されていた。このことはもちろん、自国の歴史がすべて美しいそれであったとする幻想に直結しないがしかし、そのような幻想を抱かせるのに十分すぎる美学を必然的に内包していた。

日本の歴史教育においても当然のこのように自国中心の歴史教科が組み込まれて行く。他方、90年代以降歴史、ことに第二次大戦の記憶を巡って論争となった過程でも自国中心、場合によって自国礼賛、自国正当化の立場をとる者が目立つのもこの流れを見る限り理解できなくもない。とは言え、歴史の文脈を完全に踏み外している見解と言わざるを得ない（この立場を支持する専門家の中に歴史学の重鎮もいる^{xii}。それは彼らが発信するインターネットや単行本においても数多く見つけることができる）。

直接的にはこのインターネットの発達により各自が発信できる機会を共有することになったことが主因とも言われる。そしてそれは的を射た指摘ではあるものの、メディアを通じての社会意識構造の変化だけでは上述の荒唐無稽ともいえる歴史観が独り歩きし始めたことを説明できない。日本におけるこの種の発生史的な必然性は歴史認識以前の問題として明治期以来の脱亜入欧に関連するアジア人蔑視ないしは彼らに対する優越感^{xiii}とこの歴史観とが一体化する特徴を帯びる点を挙げねばならない。「八紘一宇」思想に代表される日本こそ唯一無二世界の中心との思考がいまだ残ることから問題が発現していないか。インター

^x 倉橋耕平、同上。

^{xi} 「戦後の日本社会は、明治以降の近現代史を醜聞の色に染め上げた「自虐史観」に支配されてきた。しかしこれまで私が自分の足で歩き回って見聞してきたアジアには、の本のマスコミが騒ぐ「反日」の声も、また学校で教わるような侵略の歴史も、いままってお目にかかったことがない」、井之上和彦『ありがとう日本軍—アジアのために勇敢に戦ったサムライたち』2013年、1-2ページ。

ネット普及による一般人の発信機会の増大がその主因とも言われつつも、この傾向はインターネット普及はるか以前からの潮流でもあり、インターネットは表層のきっかけでしかない。ここではこの国民国家史学がその性格上、一方で歴史問題を政治化させる側面を持つことを指摘しておく。

発信可能なメディアが自由に駆使できる現在、思想の自由、表現の自由の名のもとにこれらを放置してよいものかどうか、は考えねばならない。歴史にかかわる者に限らず、教育研究に携わる我々にできることはかかる思想の貧困、貧困の思想の権化のような主張を批判的に受容そして発信できる人間をより多く作ることである。

ではそのための、これに対峙するにあたり、いかなる視点がより生産的かつ有効なのだろうか。次にこれについて述べる。

IV 歴史修正主義の立ち位置

歴史学自体がナショナリズムと表裏一体、自国中心という呪縛のもとに発生したことから、近代歴史学自体が内包する政治性を切り離すことは困難である。換言するならば、歴史記述はその国の利害と不可分の関係にあり多分に政治性を帯びる。この関係の有無を問わず、歴史と接する者が自国の歴史の中に愛国的意味を読み取ることは自由であり、それ自体は批判されるべき対象とはなりえない。しかし逆に愛国心を付与するために歴史を記述する、歴史をその手段として受容するとなると様相は逆転する。修正主義の立場では「歴史は国民の誇りのためにある」「新しい教科書をつくる会」、坂本多加雄と歴史の客観性への道程を当初から放棄しているのである。これでは歴史学会をはじめ、実証を重視する立場と同一の線上での議論は成立しない。

^{xii} 近代日本史学の第一人者と言われる伊藤隆（東大名誉教授）は個人史料発掘や聞き込みにより近代日本史に不可欠な一次史料を次々と発掘、編纂し、その功績は永く記憶されるべきである。まるで精緻画を描くように個人所蔵の資料を発掘、編纂しその功績自体はわが国の近代史解明に欠くことはできない。と同時にこれらの史料はエリートらのそれであったため、いわばそれに対置される民衆の、また国外の声をそこから聞くことは困難である。これ自体は氏の研究姿勢の欠点でも何でもない。しかし、一方で伊藤氏の発言を追うと、国外からの視点が薄弱なのに加えて、アプリアの命題としての反共産主義が氏の基底に存在し、豊富な一次史料発掘に立脚する研究、記述姿勢に反して、と言うよりもその帰結と見た方が正確かもしれないが、自国中心主義的言動が目立つ「侵略の定義」というものはない。…（中略）…。『侵略』なんて曖昧な言葉は決して使うべきではない。（『伊藤隆北岡君の「オウンゴール発言を叱る』』、『歴史通』所収、2015年5月号44-47ページ）。この発言にも一理はある。しかし、問題なのは国際法上の侵略の明確な定義の有無よりも、その定義が明確でない事実を強調することにより日本の犯した数多の違法行為を議論の彼方に追放する姿勢ではないか。そもそも隣国を蹂躪しつくした史実を「侵略」と言わなければ何を以て「侵略」というのであろうか。これは言葉の定義の問題ではない。また、「ファシズム」の定義に関しても「アウシュヴィッツや『収容所列島』とまで言われた膨大な数の収容所を持つような体制こそを…全体主義体制と呼ぶのが適当ではないでしょうか」（伊藤隆『歴史と私』2015年、97ページ）などとファシズムや全体主義の定義自体をも矮小化させている。これらの一連の発言を追う限り木を見て森を見ず、の史観は伊藤氏にも該当する。この一連の発言は自国中心史観の粹を出ない。近代史の重鎮としてはいかがものか、と疑問が残る。

^{xiii} この指向性を概観する著作として、南博『日本人論、明治から今日まで』（1996年、岩波書店）、がある。

歴史修正主義の言説に対するにあたり、まずこの点を明確に意識することが肝要である。即ち、あまたの史料や証言から明白な事実を無視してまでもいわば架空の歴史を想像、捏造と言い換えてもよいが、これに対峙するのにまず先方にどのような意図があるかを知らねばならない。自分が信奉する「正論」（修正主義に立脚する彼らの重要な発信拠点である雑誌名が「正論」（産経新聞社）であるのは皮肉か冗談でしかないが）をもって反論を加えただけでは解決しえないことを理解する必要がある。上述の倉橋は修正主義を標榜する者たちとアカデミズムグループとは「知」の立ち位置が異なる以上議論がかみ合わないだけにとどまらず、支持される「数」で見る限りアカデミズムからの発信力は修正主義者らのそれと比べてはるかに小さいことを示す。トランプ元大統領の言動の方向、それは論拠よりも大衆の支持、論理よりも拡散させることのみに意を注いだことは記憶にまだ新しい。何が何でもマス、数で勝負、大衆を味方につける手法である。一方日本には明治以来の隣国蔑視の風潮が通奏低音として抜きがたくある。これが追い風となることは否めない。かかる言説を耳にすればそんな志向の者にとってはまさに福音と聞こえる。元をたどれば隣国に対する優越感情と表裏一体と言えるこの言説の感染力の大きさが現在のヘイトスピーチに至るまでの暴言をも生み出したのではないか。誤った歴史認識と人権蹂躪発言とは同一ではないものの、一歩進めばそれを容認しうる紙一重の言動であることをより意識する必要がある。論拠、歴史的事実に依拠するよりも、歴史の中で醸成された隣国、ここでは中国、韓国であるが、に対する優越意識、裏を返せば蔑視そのものであるが、これが原動力となり、より過激な歴史的虚像としての物語が闊歩する背景が出来上がる。

修正主義者のフィールドには常に、「ディベート」がある、と言われている^{xiv}。これについては倉橋による詳細な研究がある。

この一連の歴史観、これを知性の劣化と言ってもよい。だが、彼らのディベート上での武装（あるいはことばの暴力に近い）を見る限り、そんな批判が役に立つとは思えない。この歴史理解は立ち位置が違うというよりも、歴史アプローチに際しての作法が全く無視されているのは自明である。即ち、手続き論的にもまずある結論、前提を敷いたのちにそれに見合う歴史上の出来事に根拠を求めるという手法をとる。しばしば言われる「過去の戦争はアジア解放のための聖戦であった」と絶対的に自国無罪化、自国擁護を前提として、そこから敵国の不当性を列挙する。すべての主張、記述の前提がこの上に成り立っている以上、この学問的方法以前の論法と対等な議論の成立は絶望的である。ここで注意しなければならないのはかかる主張をするものが一般大衆だけとは限らない点である。前述の「新しい教科書をつくる会」のメンバーとして専門家、知識人の集合体である。また、歴史学専門を装うものの、たとえば「日本は善政を敷いた」、「日本の植民地政策が後の朝鮮半島の発展に役立った」とする著作も存在し、修正主義的言動は歴史専門家の誘導に依拠している点をも無視できない^{xv}。逆にこの言説を支持する者にとってはこの種の専門家は「救世

^{xiv} 倉橋耕平94ページ以下。また、「真理を止揚してイデオロギー闘争が主役に躍り出る姿勢」同103ページ。

主」であろう。故に大衆をいとも安易に誘導しうるこの種の自称専門家・知識人の責任は大きいと言わざるを得ない。

ネット社会の拡散に伴い、専門家と同等に一般人も意見を述べる機会が増大したことはすでに述べた。これ自体の問題というより、そこから鼠算式に低次元の主張が大量に繰り返される結果、それがあたかも正統的な歴史と誤解される懸念が増大しているのが現状である。一説によればネット右翼とも言われる一般市民、これと歴史修正主義者とは同一ではないものの、かれらが安易な歴史物語に同調されやすい思考の持ち主である可能性は排除できない。社会の中でも主として中産階級であって決して生活困窮者ではない彼らの数は200万とも250万ともささやかれる。虚心坦懐に歴史を記述、理解しようとする者はおそらく数では太刀打ちできないのが現状である。

以上、修正主義的言説の立ち位置を理解したところで、次に彼らの主張の特徴を紹介する。

例1

同時代、天津に住んでいたという元アナウンサーの証言から。

「聞いたところによると、日本の兵隊さんが食糧を分けてくれたので、南京の人々は助かったんだそうだ。お前もいい兵隊さんになるためには、強いだけではダメで、思いやりをもたなければいけないよ」この話は非常に印象的だったのですが、後のこの話に通じる事実があったことを知りました。あのジョン・ラーベも日本軍宛に「私も貴下の砲兵隊が安全地区を攻撃されなかったという美挙に対して、また同地区における中国民間人の援護に対する将来の計画につき、貴下と連絡をとり得るようになりましたことに対して感謝の意を表するものであります」との書簡を送っており、報告書でも、日本軍からの米と小麦の配給があったことに触れています。もし本当に大虐殺が起こっていたとしたら、いくら書簡の挨拶文とはいっても「感謝」など示すはずがありません。—（中略）—天津には七年間住んでおり、子供ながらにシンガポール陥落など戦況についてよく話していましたが、「南京大虐殺」については一度も聞いたことがありませんでした。（「WILL」2011年4月号。そもそもこの雑誌自体が怪しい。）^{xvi}

例2

南京市民が日の丸を振る写真（複数）がある。ここから「市民らが日本軍の入城を

^{xv} ジョージ・アキタ、ブランドン・パーマー著、塩谷紘訳『日本の朝鮮半島統治を検証する、1910-1945』日本語版2013年、は詳細な史料渉猟を伴った記述が施されているものの、結論に見合う史料、証言のみを採用している点で歴史修正主義的立場に依拠している。

^{xvi} [報告者註] 昔の記憶による証言にあるタイプのひとつである。この記憶が正しいと仮定しても、個人が当時身の回りに起こった体験の事実が当時のすべてを物語ることにならないのは自明であるが、同時代的証言といういわば絶対的かつ再検証不可能な「語り」に聞く者が引き込まれうる典型的例である。個人の体験はどこまでもそれ自体としてのみ「正」であり、体験から認知不可能な出来事に対して類推をも含めたとしても周囲の雰囲気という主観によってそれを「なし」と断定するのは飛躍も甚だしい。

歓迎していた」、とする理解が広まっているようである^{xvii}。日本軍の入城に対して日の丸を振る写真は存在する。それが偽造でない限りこの場面があったのは確かである。しかし『『日本軍を歓迎すれば殺されなくて済む』と、物知りの農民が言ったために外に出て道に並び日本軍を歓迎することとした。日本軍が来ると（南京郊外の）村民は跪いて歓迎した。しかし日本軍は老人、女性、子どもを退去させて青壮年の男子だけを残し、…全員を銃剣で刺殺し始めた』との記述がある^{xviii}。（小林太郎、『ある日本兵士の日記』^{xix}）。

例 3

同じく南京で従軍していた兵士の日記（小林太郎、『ある日本兵士の日記』^{xx}）から。この日記には1937年12月13日に南京に入城した第16師団所属の著者が当時の様子を淡々と記している。しかし、南京大虐殺には全く言及していない。このことからそれを否定する論者はそれがなかった証拠である、と反論する。事実、南京攻略戦に参加したほかの兵士らも、その現場は見たことも聞いたこともない、と虐殺を否定した者は少なくない。この複数の証言がある以上信憑性はより高まるはずでこの点から虐殺を否定する者が少なくないのは想像に難くない。もちろんこれらは確かな証言ではある。だが、証言した彼らがどの階級の兵士だったか、を無視しての解釈は無効である。即ち、下級兵士の場合、自分の周りの「掃蕩作戦」（これ自体も殺害に他ならないが）以外に他の部隊の行動を知る由もない状況であった。この事実は看過されてはならない。一方、それを知りつつもかたくなにそれを様々な事情により口外しない、あるいはできない元軍人のなんと多いことか。語られざる事実の重みをそのまま無にできない、またしてはならない事情を推し量るならば都合に任せた解釈を下すのではなく、それを後世の者は謙虚に受け止めねばならない。

例 4

井上和彦『大東和戦争の真髄 シンガポール攻略作戦（上）』^{xxi}

「シンガポール占領は『武士道精神』に基づいて行われ、シンガポールは昭南島になったのである」（p217）。また、「日本軍はアジアの人々に希望と自由、そして独立の

^{xvii} 水間政憲『ひと目でわかる日の丸で歓迎されていた日本軍』、PHP 研究所、2015。

^{xviii} [報告者註] この証言に対して「日本軍は歓迎されたのである」、と都合の良いコメントを寄せる者はこの証言をどのように考えるであろうか。また、当時の写真は誰によって撮影されたかを留意する必要がある。戦時下である以上発行されるものに対しては厳しい検閲があることを忘れてはならない。にもかかわらず日本側の撮影によると判断された場合、この種の写真が検閲を経てまでも残されていたということはそれが都合の良いプロパガンダに用いられるか、または上述のように結果として全く逆の事情によるもの、という事実、可能性を読み落としてはならない。

^{xix} 小林太郎『ある兵士の日記』2021年、116ページ。

^{xx} 同上副題「1937年8月～1939年8月 侵略と加害の日常」2021年。

^{xxi} 『正論』2015年4月号特集『アジアは忘れない 戦後70年の大東亜戦争肯定論』所収2013年。

喜びを与えたのだ。よくぞ戦ったり日本軍!」で記事を締めくくる^{xxii}。

以上4例を紹介した。修正主義者らが好んで用いるキーワードの一つに「自虐史観」^{xxiii}がある。またこれと並んで「洗脳」も同様である^{xxiv}。前者は「過去への反省」、後者は「東京裁判史観拒否」の修正主義的言いかえと理解してよい。この自虐史観から彼らの言う「自由主義史観」への転換を図る。「学問の自由」からも自由になれる史観という意味においてこの名称はけだしの射ているのかもしれない。だが考えるまでもなく、過去への反省がその結果として自国を貶めることに果たしてなるのかどうか、また日本人は戦後70年以上の間洗脳され続けるほど劣等人なのか。この言説に従えば、過去も現在も優秀なはずの日本人がかくも長期にわたり洗脳状態を脱却できない、という矛盾をさらけ出しているが、これに対しての説明はない。しかしその布石なのか、ここに「陰謀論」^{xxv}が切り札として登場する余地が生まれる。

フェイクニュース、陰謀論という妖怪が飛び交う現在、だれもが偽りや根拠のないニュースの発信者になりうる（誰でも、ということは1. 歴史に対して全く無知故にこれに惑わされるのではなく、多少の見識を持ち合わせているからこそ既成の歴史への反発を覚えるということ、2. として情報の過多がもたらすバランス思考の乱れ、である。情報の過剰供給、これは万人に該当する）。ここに述べてきた歴史修正主義、この概念を「フェイク」と置き換えてもよいだろうか。その考え方の根底に「歴史（＝フェイク）への反省ではなく、自信を」のフレーズで自国の無実という瞬間覚醒的心地よさをアピールすることが事象の真相究明にもまして支持、拡散されやすい性質を帯びる。自分が見たいものだけに焦点を合わせる人間の弱さ、偏りが故にかりに「正しい情報」に接したところであまり効き目がない。「正しい情報の拡散」が無意味ではなくとも、それだけでは事の解決にはほど遠い。歴史修正主義者にとって「正の情報」とは要は「有害無益な情報」なのだ。

かかる主張がどのくらい有効性を帯びるのか、それを判定する一つの基準が「翻訳」である。日本国内で支持されるこれらの意見をそのまま英語なり他の外国語に翻訳し評価を仰いでみたらどんな結果となるか。それにより修正主義的歴史観が普遍性を帯び得るか否かのひとつの試金石となる。

^{xxii} [報告者註] この「武士道精神」とは誰の何を指すのか、「アジアの人々」とはどこの誰のことなのか、喜びを与えたとは、そしてそれが具体的にどう受け取られたから希望、自由、そして独立の喜びとなったのか、その根拠となる引用もない以上それらと日本の侵略との関係がここでは意味不明のまま単なる希望的感想として述べられているに過ぎない。個人の表現の自由の一方で、自己の発言の責任も負わねばならない。このように具体性を欠く、我田引水の無責任さの横行、これこそ修正主義者の通奏低音である。このような理解を初めて知った時の違和感、それはあたかも空き巣狙い犯人の弁解として家主が侵入してくれてありがたかったと言っていた、との後日談を聞くときに抱くであろう違和感に等しい。

^{xxiii} ケント・ギルバート著『やっと自虐史観のアホらしさに気づいた日本人』PHP 研究所、2016年。

^{xxiv} 同『まだGHQの洗脳に縛られている日本人』PHP 文庫、2017年。

^{xxv} 「あの戦争を引き起こし、日本の戦後レジームを作り上げたコミンテルンの恐るべき策謀がここにあるのだ」、『歴史の書き換えが始まった! コミンテルンと昭和史の真相』2017年、日本会議事業センター編。

V 「歴史の文脈」から「負の遺産の継承」へ

歴史には、戦争には前史、さらに開戦前夜が必ずある。突発的に人を発砲、殺害すればそれは単発的な犯罪、殺人である。しかし戦争、紛争時の殺害行為には必ずその前提条件が存在する。脈略なしに単発的に人を殺める、ということは起こりえない。これを一括すれば歴史は文脈に依存する以上、歴史上の出来事を単発で見てはならないことを第一に周知徹底させねばならない。また歴史的出来事の「同時性」ないしは「同質性」（ここでの論点として、日中戦争という同時性、同質性として、「戦争という文脈」と言い換えてもよい）の認識をも欠くことはできない。この視点こそ「グローバル・ヒストリー」のそれである。これを歴史教育で推し進めることにより、いわゆる修正主義歴史観への免疫を与える視点とする。

グローバル・ヒストリーとは「本質的に関係的なものであるということだ。つまり、いかなる歴史的単位—文明、ネイション、家族—も、孤立して発展するのではなく、他の単位との相互作用を通してしか理解しえない」^{xxvi} という立場に立ち歴史を記述、理解することである。「グローバルな接続には先立つ諸条件があり、接続そのものを理解したいと思う前に、まずはそれらの諸条件を徹底的に理解することが肝要である」^{xxvii}。「研究中の問題にとって、大規模なプロセスと構造が正確にはどこまで広がるかは、個別的に決定されなければならない」。換言すると「『グローバル』という概念が示唆するのは、従来の容器や空間的単位を超えて因果関係の問いと関連を追求することに開かれた態度である」^{xxviii}。

この姿勢を意識しつつ歴史と向き合う。これだけで荒唐無稽な修正主義的疑似解釈が無効と断定できる。我田引水的な解釈の根底には「木を見て森を見ず」の法則が横たわる。つまり、一つの事象の有効性、可能性から全体のそれを論じることに慎重でなければならないのに、史実に引っ掛けてそれを提唱されるとある種の「トリック」に誘導されてしまいがちとなる。

しかし願望が歴史でないことは自明すぎる。歴史という時間の流れは様々な、関係性の中から生成される偶然によって支配される無窮動の実体である。そこには善も悪もなく、ただ構造変換へのマグマが渦巻いているに過ぎない。善か悪かはその結果論でしかない。国家単位でみれば、それはまた表裏一体であり、一国にとっての正（聖）は相手国にとって悪（負）となりうる。したがって自国の正のみを主張する言説に普遍性を付与することは困難である。関係する複数国の絡み合いこそが歴史の実体である。

以上の総括として歴史修正主義の基本としてその思考形態は、

1. 「歴史は科学ではなく民族のロマン、国民の誇り」（西尾幹二）である、と命題から出発させる思考法、この演繹的命題は歴史の実証性・客観性からは遠く普遍的な歴

^{xxvi} セバスチアン・コンラート、小田原琳訳『グローバル・ヒストリー 批判的歴史叙述のために』、2021年 64ページ。

^{xxvii} 同上、68ページ。

^{xxviii} 同上、71ページ。

- 史認識として受け入れることはできない、
2. 歴史の真正よりも「提唱者が納得できる歴史」を提起したいという欲望にのみ支配される、
 3. 歴史修正主義の支持者はしばしば「ディバード」という形式を通して既成の歴史観の刷新を迫る。しかし、彼らがこの方式を用いる際にはそこにイデオロギーが介在している以上、対等の議論は困難である。さらに学問的証明義務ルールの無視（他者としての論争相手排除の思考）故に、不必要な敵対関係を構築しかねない。したがってこれを正規の史観としては受け入れることは不可能である、
 4. さらに修正主義の劣化版として他国、他民族蔑視ならびに排除の思想、ヘイトスピーチを生む土壌を形成する可能性、
 5. 上記いずれにも該当する通奏低音として相対的思考を絶対的思考に導く危険性を孕む、

故に無限に転移を繰り返す悪性細胞である、と位置づける。われわれはこの基本的認識を共有することから出発し、「歴史修正主義的思考」に対峙しなければならない。

これまでに述べてきた歴史に対する勇み足の見方の闊歩、これは歴史と向き合う際にごく当然と考えていたこと、それはもちろん史料、証言などを批判的に活用することをおして過去の出来事に可能な限り近接すること、この当然ともいえる手続きからの社会的後退を示す。もちろん、この正規の方法論が直ちに無効になったのではないが、それを維持すること自体に更なる努力を必要とするという余計な作業が加わった、という意味においてやはり社会的後退である。戦争のような過去の負の遺産から目を逸らすことなく、痛みも含めてそのままを受容する「負の遺産の継承」をひとつの文化としてとらえる、この考えを歴史教育に盛り込むことを最優先課題と考える。いままで述べてきた歴史修正主義の最大の欠陥は他国からの視点の全面的欠如である。戦争を一国のみで論じることができないのは大前提ではないか。その文脈理解の欠如が最大の罪である。それはまた他国に対する想像力の欠如にも直結している。

歴史には国家の利害が直接関与しうる。ここからそれに直結する強引な解釈が先行しがちであるからこそ、逆に負の遺産を継承する姿勢を失ってはならないのである。広島、長崎の原爆体験をはじめ多くの戦争体験者が少なくなるにつれ、その語りを継承しようとする努力が重ねられている。戦争という文脈から生まれた自国の負の遺産を継承するのならば、他国に与えた負の遺産に目をつぶること、さらにそれを正当化することは犯罪的ですらある。見たいものしか見ない社会、見たいものしか見えない社会からの脱却が急務である。ただ、ハルビンで行われた731部隊による人体実験のように、戦後処理の過程から国家として直ちにそれを直視また承認できない事情が絡む場合もあるけれど、少なくとも追認可能な事象からでも取り上げるべきである。負の遺産の継承は国民感情から見てもより負担が大きい。それ故に意識的に文化として継承の必要を提唱する所以である。まず、少なくとも大学においてこれを実践することが求められている、と考える。

さらに、高校までの教科書には文科省検定の問題はある。しかし、これによりすべてが無に帰することにはならない。少なくとも過去の責任を希釈するような解釈、記述に対しては毅然と批判で交わせる姿勢、視点を人間は失ってはならない。

2021年度学会活動

1. 第31回大会 コロナ禍の東アジア

日 時：2021年10月30日（土）10：00～17：30

会 場：久留米大学福岡サテライトとオンライン（ハイブリッド形式）

午前の部 10：00～12：00

■自由論題

第一報告

「コロナ禍への対応と官民関係：東アジア・東南アジアの場合」

報告者：高嶋幸世 氏（元西南学院大学）

第二報告

「『歴史修正主義』と向き合う」

報告者：中島和男 氏（西南学院大学名誉教授）

午後の部 13：00～17：30

■共通論題「コロナ禍の東アジア」

司 会：山田良介 氏（九州国際大学）

会長挨拶：小川雄平 氏（西南学院大学名誉教授、九州情報大学）

第一報告

「台湾における教育資源のデジタル化：小中学校の語学教育を中心に」

報告者：有働彰子 氏（西南学院大学非常勤講師）

第二報告

「コロナ禍の韓国経済」

報告者：大津健登 氏（九州国際大学）

第三報告

「コロナ禍と日本政治 — 『政治主導』の陥穽」

報告者：平井一臣 氏（鹿児島大学）

2. 定例研究会

第88回定例研究会

日 時：2021年6月26日（土）14：30～16：45

会 場：福岡大学2号館とオンライン（ハイブリッド形式）

西谷 郁 氏（西南学院大学）

「コロナ禍における東アジアの映画状況の変化と展望～香港、東京、大阪、名古屋、福岡、釜山の映画祭を中心に」

金縄初美 氏（西南学院大学）

「中国西南地区の少数民族における文化保存活動」

第89回定例研究会

日 時：2021年12月18日（土）13：30～16：30

会 場：福岡大学 A 棟とオンライン（ハイブリッド形式）

渡辺直土 氏（熊本大学大学院人文社会科学部）

「中国の新型コロナ対策－共産党政権の感染症対策と基層社会のガバナンス」

鄭 ハナ 氏（福岡県地方自治研究所）

「地籍調査はなぜ進まないのか－日韓比較」

第90回定例研究会

日 時：2022年3月26日（土）14：00～16：00

会 場：福岡大学 A 棟とオンライン（ハイブリッド形式）

猿渡 剛 氏（福岡大学）

「デジタル経済分野における ASEAN 域内協力」

木幡伸二 氏（福岡大学）

「中国における中小企業政策について」



CAMPUS
SUPPORT
SEINAN



印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

翻訳 (日↔英)

(翻訳全般、教育プログラム等)

西南学院オリジナルグッズ 販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

生花販売、保険代理事業 等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

東アジア研究第30号をお届けいたします。今号は5本の論文を掲載しております。

経済関係では魏会員、梁最宇会員、金井会員の論文が、政治関係では梁正善会員の論文が、そして文化関係では中島会員の論文が掲載されています。いずれも力作となっております。ご一読ください。また、お忙しいなか査読をお引き受けいただいた先生方、本当にありがとうございました。

コロナ禍の長期化やウクライナ侵攻の勃発など、東アジアを取り囲む国際情勢は不安定さを増しています。いまこそ俯瞰的な視野からの地道な研究が求められていると感じています。今号に引き続き、会員の皆様からの積極的な投稿をお待ちしております。

(編集担当：荒木雪葉、藤川昇悟、山田良介)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第30号

発行日：2022年3月

発 行：東アジア学会

事務局：〒814-0180

福岡市城南区七隈八丁目19番1号

福岡大学猿渡剛研究室

TEL：092-871-6631（代表）

E-mail：t.saruwatari@fukuoka-u.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.30 2022 March

A Policy Study on the Ride-Hailing Application Market in Urban China:
Changes in the relationships
between ride-hailing application companies and taxi operators **WEI Shunan**

Areas of Social Demands and Related Research on Internal Audit in
Corporate Governance:
Discoveries from the Related Studies Using Systematic Review **YANG Jeongwoo**

A Study on the Strategic Perspective on the Film Production Business of
Fuji Television Company:
The Way of Development from Managerial Resources for
TV Drama Production to Film Production between 1995 and 2010 **KANAI Shusuke**

The Life Story of Parents and Children in
Japanese-Korean International Marriage Family:
Focusing on Identity and Language **YANG Jeongseon**

A Critical Review on the Historical Revisionism in Japan **NAKAJIMA Kazuo**

Year 2021 Activity Report